

新潟県地域防災計画

(個別災害対策編)

令和5年3月修正

新潟県防災会議

個別災害対策編

第 1 章	計画の作成趣旨等	1
第 2 章	雪害対策	
第 1 節	雪害対策総則	3
第 2 節	降雪等に関する特別警報・警報・注意報及び予報	10
第 3 節	孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備	13
第 4 節	建築物の雪害予防計画	16
第 5 節	電力・通信の確保計画	19
第 6 節	消・融雪施設等の整備	22
第 7 節	積雪期の交通確保計画	23
第 8 節	雪崩防止施設等の整備	30
第 9 節	雪崩事故の防止と応急対策	32
第 3 章	火山災害対策	
第 1 節	火山災害予防計画	36
第 2 節	火山災害応急対策	50
第 4 章	林野火災対策	
第 1 節	林野火災予防計画	60
第 2 節	林野火災応急対策	65
第 5 章	油等流出事故災害対策	
第 1 節	油等流出事故災害対策総則	70
第 2 節	油等流出事故災害予防対策	75
第 3 節	応急体制の確立	79
第 4 節	情報の収集・伝達計画	83
第 5 節	油等防除対策調整会議	89
第 6 節	流出油等防除対策	93
第 7 節	漁業対策	97
第 8 節	環境保全対策	101
第 9 節	海洋石油鉱山に係る予防計画	105
第 10 節	海洋石油鉱山に係る応急対策	107
第 11 節	復旧計画	110
第 6 章	海上事故災害対策	
第 1 節	海上事故災害予防計画	113
第 2 節	海上事故災害応急対策	118
第 3 節	海上事故による危険漂流物対策	123

	第7章 航空事故災害対策	
第 1 節	航空事故災害予防計画 -----	128
第 2 節	航空事故災害応急対策 -----	133
	第8章 鉄道事故災害対策	
第 1 節	鉄道事故災害予防計画 -----	144
第 2 節	鉄道事故災害応急対策 -----	146
	第9章 道路事故災害対策	
第 1 節	道路事故災害予防計画 -----	154
第 2 節	道路事故災害応急対策 -----	158
	第10章 危険物等事故災害対策	
第 1 節	危険物等事故災害予防計画 -----	164
第 2 節	危険物等事故災害応急対策 -----	169
	第11章 集団事故災害対策	
第 1 節	集団事故災害予防計画 -----	175
第 2 節	集団事故災害応急対策 -----	178
	第12章 竜巻等突風災害対策	
第 1 節	竜巻等突風災害予防計画 -----	183
第 2 節	竜巻等突風災害応急対策 -----	189
	第13章 大規模火災対策	
第 1 節	大規模火災予防計画 -----	193
第 2 節	大規模火災応急対策 -----	198

作成	昭和	38	年	7	月	29	日	修正	平成	3	年	9	月	22	日
修正	昭和	41	年	3	月	10	日	修正	平成	4	年	7	月	29	日
修正	昭和	43	年	2	月	28	日	修正	平成	6	年	3	月	24	日
修正	昭和	44	年	3	月	7	日	修正	平成	7	年	3	月	23	日
修正	昭和	45	年	2	月	19	日	修正	平成	9	年	8	月	14	日
修正	昭和	46	年	1	月	21	日	修正	平成	10	年	5	月	14	日
修正	昭和	47	年	3	月	8	日	修正	平成	11	年	5	月	20	日
修正	昭和	48	年	3	月	26	日	修正	平成	12	年	6	月	13	日
修正	昭和	48	年	8	月	28	日	修正	平成	13	年	6	月	22	日
修正	昭和	50	年	2	月	21	日	修正	平成	14	年	6	月	27	日
修正	昭和	51	年	6	月	15	日	修正	平成	15	年	11	月	17	日
修正	昭和	53	年	1	月	20	日	修正	平成	16	年	9	月	30	日
修正	昭和	54	年	1	月	26	日	修正	平成	24	年	8	月	29	日
修正	昭和	55	年	5	月	28	日	修正	平成	25	年	3	月	25	日
修正	昭和	56	年	6	月	4	日	修正	平成	26	年	3	月	25	日
修正	昭和	57	年	6	月	4	日	修正	平成	28	年	3	月	22	日
修正	昭和	58	年	6	月	21	日	修正	平成	30	年	3	月	22	日
修正	昭和	59	年	6	月	21	日	修正	平成	31	年	3	月	22	日
修正	昭和	60	年	7	月	25	日	修正	令和	2	年	10	月	27	日
修正	昭和	61	年	10	月	30	日	修正	令和	3	年	3	月	24	日
修正	昭和	62	年	7	月	16	日	修正	令和	3	年	6	月	28	日
修正	昭和	63	年	7	月	16	日	修正	令和	4	年	3	月	30	日
修正	平成	元	年	11	月	2	日	修正	令和	5	年	3	月	31	日
修正	平成	2	年	9	月	7	日								

第1章 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、県、市町村、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、県の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下、「法」という。）第40条の規定に基づき新潟県防災会議が策定する新潟県地域防災計画のうち個別災害に関する計画であり、本県地域における個別災害の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

第2章 雪害

第3章 火山災害

第4章 林野火災

第5章 油流出事故災害

第6章 海上事故災害

第7章 航空事故災害

第8章 鉄道事故災害

第9章 道路事故災害

第10章 危険物等事故災害

第11章 集団事故

第12章 竜巻等突風

第13章 大規模火災

新潟県地域防災計画は、本編の「個別災害対策編」並びに別冊の「風水害対策編」、「震災対策編」、「津波災害対策編」、「土砂災害対策編」、「原子力災害対策編」及び「資料編」で構成する。

3 関連計画と整合

この計画の策定に当たっては、国土強靱化基本法や水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「新潟県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「新潟県石油コンビナート等防災計画」と十分な調整を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、法第40条の規

定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

5 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

6 共通用語等

(1) 用語の定義は、次のとおりである。

- ・ 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。（法第2条の2関係）
- ・ 要配慮者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。（法第8条第2項関係）
- ・ 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。（法第49条の10関係）
- ・ 地区防災計画 地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市町村等が活動の中心となる市町村地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。（法第42条第3項及び第42条の2関係）
- ・ 避難場所 災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。
- ・ 指定緊急避難場所 避難場所のうち市町村が指定したもの。（法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8関係）
- ・ 避難所 避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
- ・ 指定避難所 避難所のうち市町村が指定したもの。（法第49条の7及び第49条の8関係）

(2) 「災害予防」「災害応急対策」の章の各節の冒頭では、計画に関連する主な関係機関を掲載している。県の関係部局及び県災害対策本部の関係部が複数にわたる場合、中心的な役割を果たすものを◎で示す。

7 その他

本編に定めのない事項については、「風水害対策編」の該当節を準用する。

第2章 雪害対策

第1節 雪害対策総則

【関係機関】 県（知事政策局、総務部、◎防災局、福祉保健部、産業労働部、観光文化スポーツ部、農林水産部、農地部、土木部、交通政策局、教育庁）、警察本部、市町村、新潟地方気象台、北陸地方整備局、東日本高速道路株式会社、空港管理者、鉄道事業者、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東日本電信電話株式会社

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 雪害予防対策

積雪期においても安全な日常生活や円滑な経済活動が確保されるよう、県は、県民、市町村及び関係防災機関との役割分担に留意のうえ、建物除雪の確保、医療・教育等の公共サービスの確保、通信・交通網の確保、雪崩災害の防止、雪処理の担い手の確保や地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備等に努める。

イ 雪に起因する大規模災害対策

豪雪、雪崩、土砂崩れ、地吹雪、着雪等により、住民生活に重大な支障を及ぼす事象の発生時において、県は、市町村の支援に努めるとともに、関係防災機関と連携し、必要な応急対策を実施する。

(2) 公的な援護を要する世帯への支援

市町村は、個人情報に配慮しつつ、地域における要配慮者世帯及び除雪困難世帯の情報共有を進めるとともに、これら除雪対応のための見守りを必要とする世帯（以下「除雪困難世帯等」という。）については、地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）による日常の訪問活動の強化などを通じ、屋根雪の処理状況等について確認するとともに、必要に応じて県地域機関の協力を得ながら雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

(3) 老朽化施設の長寿命化計画

県及び市町村が設置・管理する老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な管理に努める。

2 県民及び地域の役割

(1) 県民の役割

県民は、積雪期を安全に過ごすため食料や燃料及び自宅除雪に係る費用や装備などの備

えを行うとともに、屋根雪や雪処理中の事故防止を心掛ける。

(2) 地域の役割

地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）により、除雪困難世帯等に対して、日常の訪問活動の強化など雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

3 県の役割

(1) 新潟県雪対策基本計画の策定

県知事政策局は、新潟県雪対策基本計画を策定し、県、市町村、関係機関等が一体となって雪対策の推進を図る。

(2) 新潟県雪害予防計画の策定

県知事政策局は、雪害予防活動を円滑に推進するため、毎年降雪期までに当該年度の「新潟県雪害予防計画」を策定し、雪害予防体制の強化を図る。同計画は、県、市町村、ライフライン、公共交通、その他の関係機関の当該年度の雪害予防対策に関する計画を集約し、関係機関相互の連絡・調整等の円滑化を図るものであり、掲載内容はおおむね次のとおりとする。

- ・ 雪害予防のための特別警報・警報・注意報、降雪量予報等
- ・ 防災救助、雪処理担い手の確保対策
- ・ 除雪等、道路交通の確保対策
- ・ 公共交通の確保対策（鉄道・バス）
- ・ 雪崩事故防止対策
- ・ 空港・港湾の除雪対策
- ・ 電力・通信確保対策
- ・ 豪雪地帯の医療・環境対策、教育条件整備
- ・ 豪雪地帯の建物除雪対策
- ・ 豪雪地帯の要配慮者世帯等の除雪対策
- ・ 農林水産業雪害予防対策

(3) 降・積雪情報の収集

ア 市町村別積雪量観測所の指定

防災局は、「降積雪観測点の再指定について」（平成17年11月17日付け危第379号県防災局長通知）に基づき、全市町村に積雪量観測所を指定する。

観測所の廃止、移転等、指定の変更が必要な場合は、当該市町村から県防災局に協議するものとする。

市町村は、当該観測所において、毎年初雪から雪消えまで、積雪深及び降雪量を毎日定時に観測・記録し、雪消え後、県防災局に報告する。

各観測所における観測データは、豪雪の際に当該市町村に対し、災害救助法又は新潟県

災害救助条例に基づく救助を実施する際の判断基準として使用するため、県防災局は雪消え前であっても必要に応じ、市町村に対し適時に観測データの報告を求めることができる。

イ 降・積雪情報の定時報告

防災局は、市町村別積雪量観測所の中から、降・積雪情報の定時報告箇所を下記のとおり指定する。当該市町村（新潟市は新潟地方気象台）は、毎年初雪から雪消えまで、毎日の積雪深と前日からの降雪量を、定時に県防災局に報告する。

降・積雪情報定時報告箇所

No.	市町村名	観測地点	No.	市町村名	観測地点
1	新潟市	新潟地方気象台	11	上越市	上越地域振興局上越東維持管理事務所
2	長岡市	国土交通省長岡国道事務所	12	上越市	大島区総合事務所
3	長岡市	長岡市山古志支所	13	上越市	中郷区総合事務所
4	長岡市	長岡市小国支所	14	魚沼市	魚沼市消防本部
5	長岡市	栃尾消防署	15	魚沼市	守門庁舎
6	柏崎市	高柳町事務所	16	南魚沼市	塩沢庁舎
7	十日町市	十日町地域消防本部	17	阿賀町	津川地区振興事務所
8	妙高市	新井消防署	18	阿賀町	丸瀧
9	妙高市	頸南消防署	19	湯沢町	湯沢町役場
10	上越市	高田特別地域気象観測所	20	津南町	津南町役場

(4) 新潟県豪雪対策本部等の設置

県は、法令に基づく災害対策本部を設置するほか、必要に応じ、情報連絡室、警戒本部又は対策本部を設置する。

ア 情報連絡室

警戒本部又は対策本部の設置に至らない場合であっても、危機管理監は、新潟県危機管理対応方針に基づき防災局及び関係部局からなる情報連絡室を設置することができ、情報連絡室の構成については、危機管理監が指定する。

イ 豪雪警戒本部

県内に大雪が降り、積雪量・降雪量予報などから雪害予防対策の強化が必要と認められる場合に、危機管理監は、新潟県危機管理対応方針に基づき防災局及び関係部局からなる「新潟県豪雪警戒本部」を設置することができ、豪雪警戒本部の構成については、危機管理監が指定する。

ウ 豪雪災害対策本部

(ア) 設置

豪雪により複数の地域振興局管内の市町村に災害救助法が適用された場合は、雪害予防対策の広域支援体制強化と豪雪による災害への即応体制を充実するため、災害対策基本法に基づく「新潟県豪雪災害対策本部」を設置する。

なお、豪雪災害対策本部の組織・運営等については、風水害対策編第3章第1節「災害対策本部の組織・運営計画」の定めに従うものとする。

(イ) 廃止

知事は、次のいずれかの場合は豪雪災害対策本部を廃止する。

- ・ 豪雪災害対策本部における県による応急対応及び災害救助法による市町村の応急対応が完了し、雪害予防対策の広域支援体制を継続する必要性が低いと判断された場合
- ・ 法に基づく「新潟県融雪災害対策本部」に移行する場合

エ 豪雪災害対策本部以外の災害対策本部

融雪災害（雪崩、土砂崩れ等）、地吹雪、着雪等により、住民生活に重大な支障を及ぼす大規模な災害が発生した場合に設置する。

なお、災害対策本部の設置、組織等については、風水害対策編第3章第1節「災害対策本部の組織・運営計画」の定めるところに準ずるものとし、災害対策本部の名称は、発生事象に応じて決定する。

(5) 豪雪に伴う災害救助の実施

豪雪災害時の災害救助法及び新潟県災害救助条例に基づく救助の実施基準は、他の災害と同様、原則として住家の滅失世帯数による。しかし、豪雪災害は地震・風水害等の災害と異なり、緩慢かつ長期にわたる災害で、応急救助に着手すべき時点の把握が困難なため、災害救助法施行令第1条第1項第4号に定める事態（多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた）として法又は条例に基づく救助を実施する場合がある。

県は、昭和50年に定めた「豪雪災害に際して災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し応急救助を実施する場合の運用基準」をかかえる事態の判定指針とし、応急救助の必要性を考慮した上で災害救助法又は新潟県災害救助条例による救助を実施する。

災害救助法や新潟県災害救助条例適用時における高齢者等要援護世帯に対する広域支援体制の整備を図る。

4 市町村の役割

(1) 地域道路除排雪の円滑な実施

「除雪対策協議会」を設置し、地域道路除排雪の円滑化を図る。

(2) 降・積雪情報の収集

ア 市町村別積雪量観測所における観測等

県の指定した積雪量観測所について、毎年初雪から雪消えまで、積雪深及び降雪量を毎日定時に観測・記録し、雪消え後、県防災局に報告する。

観測所の廃止、移転等、指定の変更が必要な場合は、県に協議する。

イ 降・積雪情報の定時報告

県が指定した降・積雪情報の定時報告箇所については、毎年初雪から雪消えまで、毎日の積雪深と前日からの降雪量を、定時に県防災局に報告する。

(3) 公的な援護を要する者の状況把握等

ア 高齢者等要援護世帯の名簿を平常時から作成し、地域（自治会、自主防災組織、民生委

員など）、市町村福祉部局及び市町村防災部局間の情報の共有化に努める。

イ 除雪困難世帯の名簿を降雪前に作成し、地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）、市町村福祉部局及び市町村防災部局間の情報の共有化に努める。

ウ 地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）とともに除雪困難世帯等の積雪期における見守り体制の整備に努める。

(4) 市町村の活動体制

市町村は、当該市町村の区域において雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

ア 組織及び活動体制

市町村長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

平常時から、災害情報等の応急対策に必要な情報の共有化の推進に努める。

イ 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市町村長は、市町村災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県危機対策課へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

ウ 災害救助法が適用された場合の体制

市町村長は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を行う。

(5) 豪雪に伴う災害救助の実施

災害救助法や新潟県災害救助条例適用時における県、関係機関の窓口、必要な調整の仕組みなどを平常時から確認し、迅速に機能する体制の構築を図る。

5 雪処理の担い手の確保

県、市町村及び関係機関は、過疎・高齢化に伴う雪処理の担い手不足や豪雪時における雪処理の担い手不足に対応するため、平成23年12月から運用を開始している別紙「雪処理担い手確保スキーム」を基本に、豪雪時における雪下ろし等除排雪作業の担い手の円滑な確保にあたり連携・協力するとともに、除雪ボランティアの受入環境の整備を推進する。

(1) 県知事政策局は、除雪ボランティア「スコープ」の運営により、ボランティアと受入地区とのコーディネートの実施等を行うとともに、受入地区の拡大に向けた取組に努める。

(2) 市町村は、除雪困難世帯等の見守りに努めるとともに、必要に応じて社会福祉協議会や除雪ボランティア等と協働した除雪困難世帯等の除雪支援に努める。

6 地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備

県及び市町村は、地域の実情に応じて、自治会等が中心となり、地域住民等が日時を決めて

の一斉雪下ろしや敷地内積雪を排雪する活動を行うなどの安全で円滑な雪処理を図る取組を推進する。

7 住宅の屋根雪対策

県、市町村及び事業者並びに県民は、新潟県住宅の屋根雪対策条例にもとづき、積雪期に住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境を整備するため、住宅の屋根雪対策を推進する。個人資産である住宅の屋根雪対策は、所有者自らが取り組むことが前提となるが、関係者は、相互の連携、協力により、主に以下の取組について必要な施策の展開に努める。

- (1) 屋根雪下ろしが不要な克雪住宅の普及
- (2) 住宅の屋根雪下ろしを行う際の安全確保
- (3) 空き家の屋根雪下ろし等に関する取組

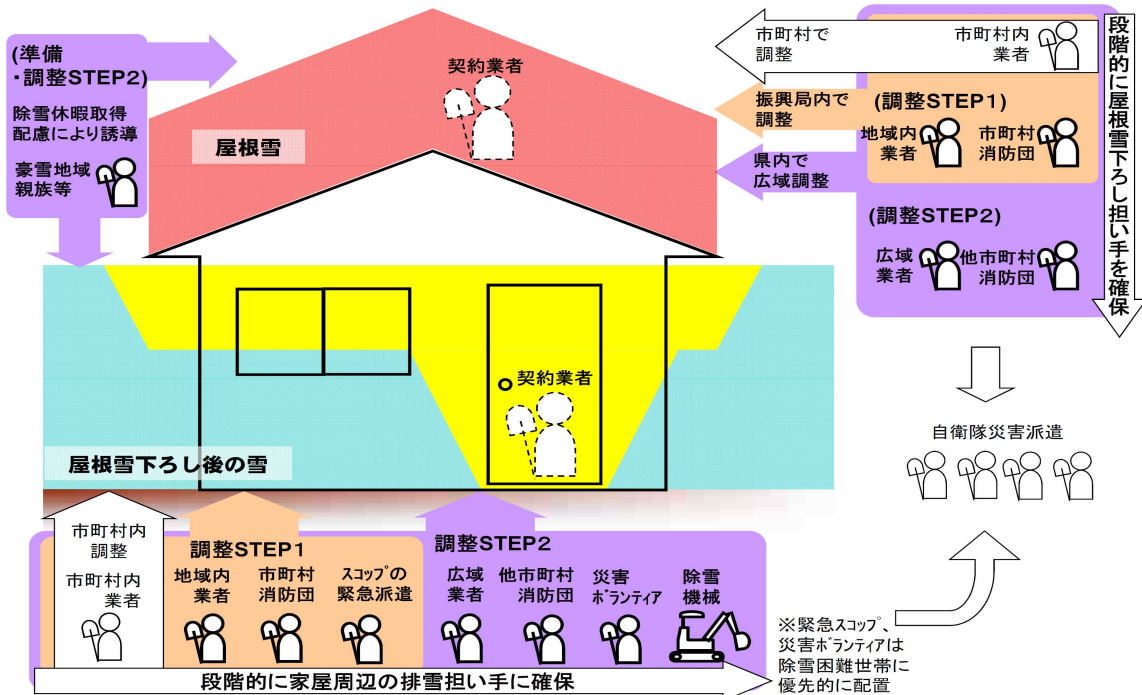
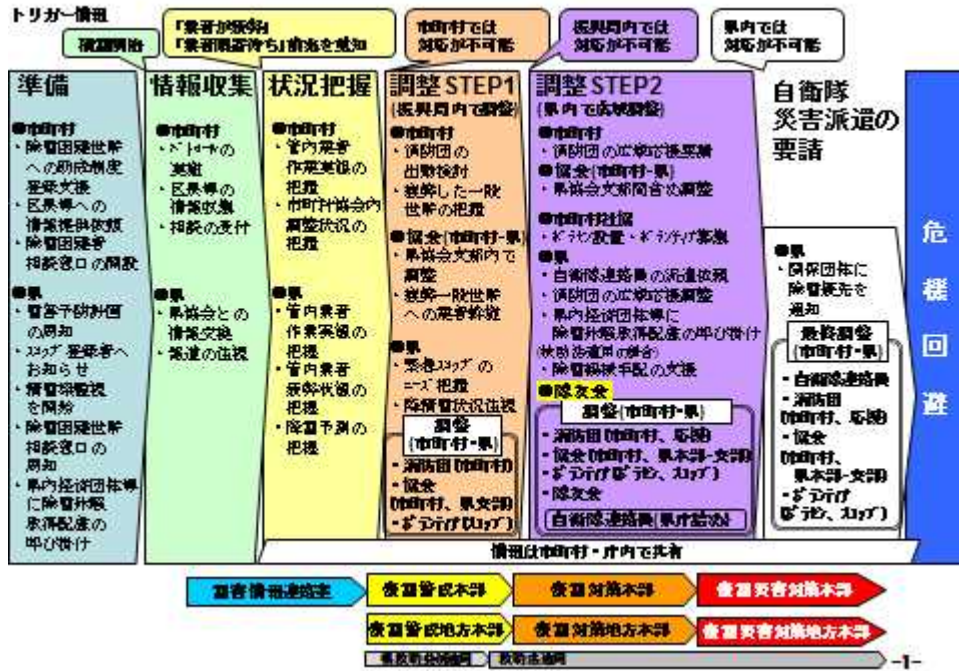
8 除雪作業中の事故防止対策

県及び市町村は、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会等を行うとともに、事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

9 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 降・積雪情報の収集
- ・ 除雪困難世帯等の状況把握・支援等
 - ア 情報の共有化
 - イ 見守り体制の整備
- ・ 市町村の活動体制
- ・ 豪雪に伴う災害救助の実施
- ・ 雪処理の担い手の確保
- ・ 地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備

別紙「雪処理担い手確保スキーム」



第2節 降雪等に関する特別警報・警報・注意報及び予報

【関係機関】 県（◎防災局、知事政策局）、新潟地方気象台

1 計画の方針

新潟地方気象台が雪害予防活動の円滑な推進を図るため発表する、降雪等に関する気象特別警報・警報・注意報及び予報等について定める。

2 降雪等に関する特別警報・警報・注意報の概要

特別警報・警報・注意報の種類、発表対象区域は風水害編第3章第4節に、発表基準は資料編第3章第4節に示す。

3 新潟地方気象台の役割

(1) 降雪量予想

新潟地方気象台は、雪に対する防災効果を上げるため、12月～3月の期間、県内を降雪の特性により13地域に区分し、降雪量予想を行う。なお、この期間以外に降雪が予想される場合は、随時発表する。各地域の平均及び最大降雪量予想を1日2回（6時、16時）発表する。

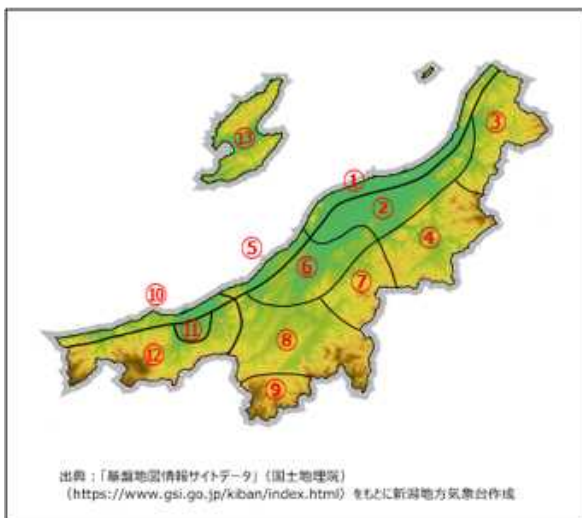
ア 発表時刻及び内容

06時→当日18時までの12時間降雪量及び翌日6時までの12時間降雪量予想

16時→翌日6時までの12時間降雪量及び翌日18時までの12時間降雪量予想

新潟県降雪量予想

令和2年X月X日06時 新潟地方気象台発表

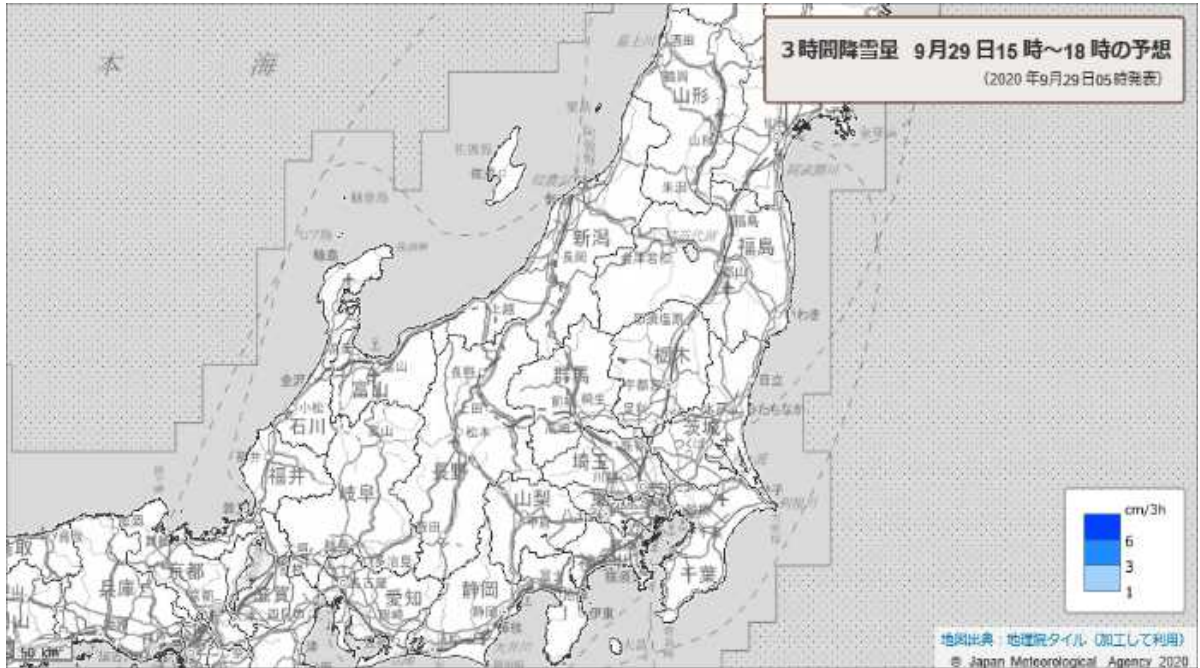


地域名	今日06時から今日18時	今日18時から明日06時
①下越海岸	10 - 25	20 - 40
②下越平野	10 - 25	20 - 40
③下越山沿い北部	10 - 25	20 - 40
④下越山沿い南部	15 - 30	20 - 40
⑤中越海岸	15 - 30	20 - 40
⑥中越平野	15 - 30	20 - 40
⑦中越山沿い北部	15 - 30	20 - 40
⑧中越山沿い中部	15 - 30	20 - 40
⑨中越山沿い南部	20 - 35	20 - 40
⑩上越海岸	20 - 35	20 - 40
⑪上越平野	20 - 35	25 - 50
⑫上越山沿い	20 - 35	25 - 50
⑬佐渡	20 - 35	25 - 50

右表の数字は、12時間降雪量の予想値で、それぞれの区域の「平均値—最大値」を表しています

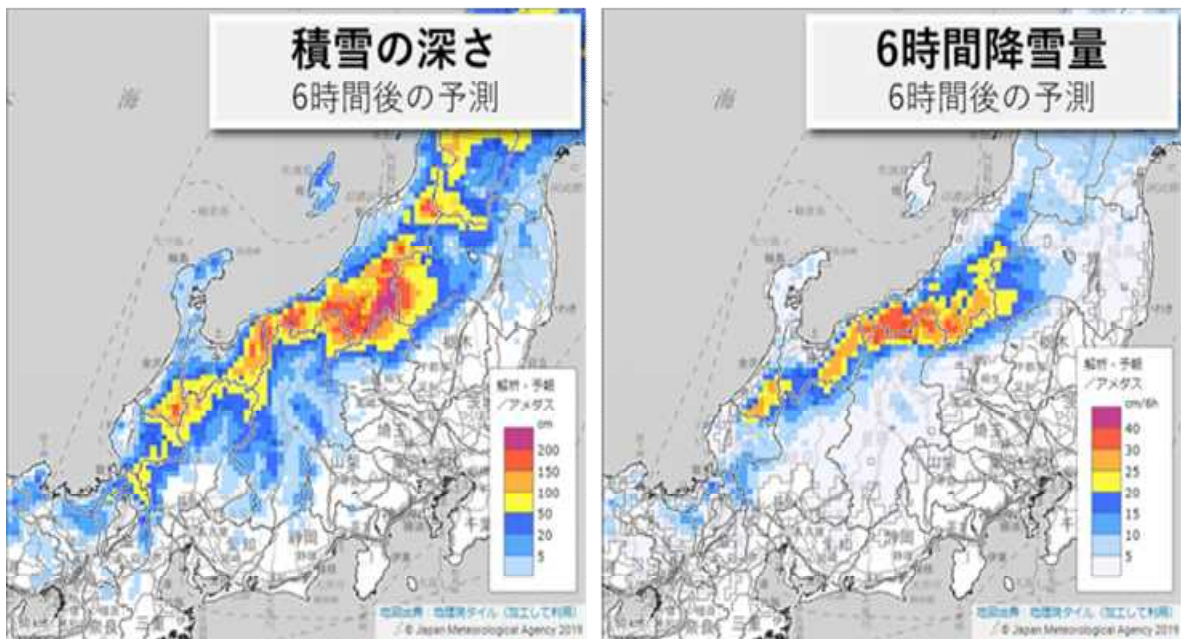
(2) 天気分布予報（3時間降雪量）

約5 km 格子単位で天気、気温、降水量、降雪量の分布を翌日24時までを示す予報。このうち、降雪量は、格子内平均3時間降雪量とし「降雪量なし」、「1～2 cm」、「3～5 cm」及び「6 cm以上」の4階級で示す。毎日5時、11時、17時に発表する。



(3) 解析積雪深・解析降雪量、降雪短時間予報（今後の雪）

解析積雪深・解析降雪量は、積雪の深さと降雪量の実況を1時間ごとに約5 km四方の細かさで推定したもの。降雪短時間予報は、6時間先までの1時間毎の積雪の深さと降雪量を約5 km四方の細かさで面的に予測したもの。これらは、1時間毎に発表する。積雪深計による観測が行われていない地域を含めた積雪・降雪の解析・予測を面的な情報として把握でき、雪による交通への影響を前もって判断すること等に活用できる。気象庁ホームページでは、「今後の雪（降雪短時間予報）」のページから利用できる。



4 県の役割

新潟県雪情報システムの運用

知事政策局は、12月1日から2月28日までの間、県内37地点の降雪量予測情報を、ホームページ上で提供する。

(予測地点)

山北、村上、関川、新発田、胎内、津川、五泉、秋葉、上川、北（旧豊栄）、新潟、西蒲、三条、加茂、見附、長岡、栃尾、与板、小千谷、守門、小出、十日町、津南、南魚沼、湯沢、柏崎、小国、松之山、柿崎、高士、北城、新井、妙高高原、糸魚川、中根知、相川、両津

第3節 孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備

【関係機関】 県（◎防災局、知事政策局、福祉保健部、土木部）、市町村、県民、電気通信事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

冬期間の孤立に備え、孤立予想地区における通信確保対策や孤立発生時の医療及び物資等の救援体制整備等を促進する。

(2) 達成目標

ア 地区が孤立状態となっても通信が確保されている。

イ 住民が、安全を確保しながら、最低7日間は外部からの補給なしで自活できる。

ウ 消防団及び住民の自治組織により最低限の初動対応と避難生活ができる。

エ 危険が迫った場合には、速やかに住民が避難できる。

(3) 要配慮者への配慮

避難行動要支援者が速やかに地区外へ避難できるように、連絡体制、移動手段及び受入体制を確保する。

2 県民及び地域の役割

(1) 県民の役割

孤立予想地区の住民は、当該地区の雪崩発生危険箇所等の情報を熟知し、危険の事前把握に努める。また、孤立予想地区の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

雪崩等の発生時に、住民の安否確認をとれる体制の構築に努めるとともに、救出、炊き出し等の実施、市町村への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自ら行えるよう、住民組織による防災訓練等の実施に努める。

(3) 企業・事業所の役割

孤立予想地区の企業・事業所は、孤立時における施設や資機材提供等について、あらかじめ住民組織と協議する。

3 県の役割

(1) 雪崩発生危険箇所の周知と監視等

ア 県は、雪崩災害防止のため、市町村と連携して住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

イ 雪崩の危険が高まった場合は、関係機関へ報告し、監視の強化及び道路の通行規制実施を検討する。

雪崩の発生を確認した場合は、速やかに関係機関に報告するとともに、道路の通行規制解除に向け、現地調査、応急工事等の実施を検討する。

(2) 孤立予想地区への資機材整備に対する支援

国の補助制度の活用や県単独の市町村補助により、孤立予想地区への通信資機材の整備促進について支援する。

(3) ヘリコプターの運用

ヘリコプターによる住民の救出、物資の補給方法等について、市町村及び消防本部等とあらかじめ協議し、必要に応じて訓練を行う。

(4) 孤立予想地区への支援体制の整備

雪崩の発生等による交通途絶で孤立が予想される地区の支援を市町村、医療機関等から要請された場合に迅速に対応するため、県医療救護班の派遣体制の整備を行う。
その他生活物資等についても、迅速な供給を行うため、備蓄数量・緊急調達先の事前把握を行う。

4 市町村の役割

(1) 孤立が予想される地区の事前把握

孤立が予想される地区の事前把握と地域住民への周知に努める。

(2) 雪崩発生危険箇所の周知と監視等

ア 市町村は、雪崩災害防止のため、県と連携して住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

イ 雪崩の危険が高まった場合は、関係機関へ報告し、監視の強化及び道路の通行規制実施を検討する。

雪崩の発生を確認した場合は、速やかに関係機関に報告するとともに、道路の通行規制解除に向け、現地調査、応急工事等の実施を検討する。

(3) 孤立時の通信の確保

ア 通信網の多ルート化による孤立時の通信確保のため、防災行政無線、衛星携帯電話を整備する。

イ 停電時の補助電源及び非常用電源を整備する。

ウ 冬期間の臨時的措置として、孤立予想地区に対して、衛星携帯電話・防災行政用無線機等の貸与や携帯など、孤立を防止する通信手段の設置に努める。

エ 孤立が予想される地区における緊急時の通信・連絡体制について、住民に周知する。

(4) 防災拠点となる施設の確保

(5) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置

(6) ヘリポート適地の確保

集落の孤立に備えたヘリポート適地を確保（積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等の付近に障害物のない場所を圧雪する）し、併せて、積雪に備えた装軌車両の確保に努める。

5 電気事業者の役割

倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、都道府県との連携に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

6 電気通信事業者の役割

(1) 孤立予想地区の災害による有線通信の途絶に備え、通信手段の多ルート化等に努める。

(2) 主要拠点ビル等に以下の災害対策用機器及び移動無線車等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア 孤立防止対策用衛星電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動電源車及び可搬電源装置

エ 応急復旧用光ケーブル

オ ポータブル衛星車

カ その他応急復旧用諸装置

- (3) 倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、都道府県との連携に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

7 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 市町村が把握している孤立予想地区
- ・ 土砂災害・雪崩等の発生危険箇所
- ・ 孤立予想地区との通信の確保方法
- ・ 孤立予想地区の防災拠点となる施設及び資機材の整備、物資等の配置状況
- ・ 孤立予想地区のヘリポート適地
- ・ 企業・事業所等との孤立時の協力に関する事項

第4節 建築物の雪害予防計画

【関係機関】 県（知事政策局、防災局、福祉保健部、◎土木部）、市町村、国土交通省、消防庁、県民

1 計画の方針

(1) 基本方針

積雪による建築物の倒壊、屋根雪落下及び屋根雪処理による事故等を防止するため、克雪住宅の普及、雪処理事故防止の啓発等について定める。

(2) 達成目標

克雪住宅の普及や屋根雪処理等の事故防止啓発により、屋根雪処理等に係る事故を減少する。

(3) 除雪困難世帯等への配慮

除雪困難世帯等に対し、民生委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況の把握に努める。

これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みがなされるよう配慮する。

2 県民の役割

建築物等の新築、改良工事等に当たっては、屋根雪処理の軽減や周辺への影響に十分配慮した屋根雪処理方式とするよう努める。

屋根雪処理作業を実施する際には、複数人での実施やヘルメット、命綱等の安全対策のための器具、装備の使用に努め、落下事故等に留意する。

3 県の役割

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

建築物等の所有者に対して、新築・改良工事等に際し、屋根雪処理の軽減や市街地の状況や敷地の状況等で周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及

屋根雪処理における事故防止・省労力化には住宅の克雪化が有効なため、助成制度等による支援などにより克雪住宅の普及に努める。

ア 住宅の克雪化に対する助成制度による支援

イ 住宅の克雪化に関する情報提供等による普及啓発

屋根雪の処理方法の特徴や工夫等の県建築住宅課ホームページへの掲載

(3) 除雪困難世帯等に対する除雪支援

ア 積雪状況の把握のため、市町村が除雪困難世帯等に対し行う、民生委員、福祉団

体等による訪問等の見守り体制の強化に協力する。

イ 除雪困難世帯等に対する除雪援助制度

(4) 命綱固定アンカーの普及

屋根雪処理における転落事故防止には命綱の使用が有効なため、助成制度等による支援などにより、克雪化されていない住宅への命綱固定アンカー設置に努める。

ア 命綱固定アンカー設置に対する助成制度による支援

イ 命綱固定アンカーに関する情報提供等による普及啓発

命綱固定アンカーガイドブックの作成及び県建築住宅課ホームページへの掲載

(5) 屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故や高齢者等の雪処理事故の防止について、住民に対する啓発に努める。また、事故防災対策について様々な情報を収集し、市町村に情報提供するものとする。

ア こまめな雪下ろしの励行

イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

ウ 雪下ろし中の屋根やハシゴからの転落による事故防止

エ 非常時における出入口の確保

4 市町村の役割

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

建築物等の所有者に対して新築、改良工事等に際し、屋根雪処理の軽減や周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及

屋根雪処理における事故防止・省労力化には住宅の克雪化が有効なため、克雪住宅の普及啓発に向け助成制度等の周知に努める。

ア 住宅の克雪化に対する助成制度による支援

イ 住宅の克雪化に関する情報提供等による普及啓発

屋根雪の処理方法の特徴や工夫等

(3) 除雪困難世帯等に対する除雪支援

ア 除雪困難世帯等に対し、民生委員、福祉団体等による訪問等の見守りを行い、積雪状況の把握に努める。

これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組がなされるよう配慮する。

イ 除雪困難世帯等に対する除雪援助制度

(7) 高齢者等の自力除雪不可能世帯に対する支援

労力的又は経済的に自力で除雪等が困難な要援護世帯に対して、除雪等の支援制度の確立に努める。

(イ) 生活保護世帯に対する除雪費

一冬期間につき保護基準表に定める範囲において支給できるよう措置される。

(4) 命綱固定アンカーの普及

屋根雪処理における転落事故防止には命綱の使用が有効なため、助成制度等による支援などにより、克雪化されていない住宅への命綱固定アンカー設置に努める。

- ア 命綱固定アンカー設置に対する助成制度による支援
- イ 命綱固定アンカーに関する情報提供等による普及啓発

(5) 屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故や高齢者等の雪処理事故の防止について、住民に対する啓発に努める。

- ア こまめな雪下ろしの励行
- イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ウ 雪下ろし中の屋根やハシゴからの転落による事故防止
- エ 非常時における出入口の確保

5 国の役割

(1) 除雪作業の危険性等に関する注意喚起

国土交通省は、県及び市町村とともに、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、

- ア 既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置
- イ 除排雪の安全を確保するための装置の普及
- ウ 克雪に係る技術の開発・普及の促進

(2) 事故防止対策に関する市町村等への情報提供

国土交通省及び消防庁は、事故防止対策について、様々な情報を収集し、市町村等へ提供するものとする。

6 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 住宅・建築物の安全性に対する指導
- ・ 克雪住宅の普及
- ・ 高齢者等要援護世帯に対する除雪支援
- ・ 屋根雪等による事故防止の啓発

第5節 電力・通信の確保計画

【関係機関】電力発電事業者（東北電力株式会社）、電力送配電事業者（東北電力ネットワーク株式会社）、電気通信事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

電力供給事業者及び電気通信事業者は、降雪期における電力供給及び公衆通信を確保するため、設備の雪害対策の推進と防災体制の確立を図る。

(2) 各主体の責務

ア 電力供給事業者は、雪害のおそれのある地域の送電線路及び配電線路の雪害予防措置を計画的に推進するとともに、停電時における迅速かつ的確な応急復旧体制の確立を図る。

イ 電気通信事業者は、雪害のおそれのある地域の電気通信設備等の耐雪構造化及び通信網の整備を推進するとともに、通信途絶時における迅速かつ的確な応急復旧体制の確立を図る。

ウ 電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、都道府県との連携に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

(3) 達成目標

設備の雪害対策及び防災体制を確立し、降雪期における停電及び通信途絶の未然防止を図るとともに、停電及び通信途絶時の迅速かつ的確な応急復旧体制を確立する。

2 電力供給事業者の役割

電力送配電事業者である東北電力ネットワーク新潟支社は、以下の取組を行う。

(1) 送電線路の雪害予防措置

ア 降雪期前に巡視または点検を実施し、送電線路の補修、整備を行う。

イ 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議の上、伐採等を実施する。

ウ 冠雪による停電を防止するため、積雪状況等を踏まえ、適時のパトロール、冠雪落とし等を実施する。

エ 着雪による電線断線、あるいは着雪・落雪時のはね上がりによる混触停電を防止するため、ねじれ防止ダンパ、相間スペーサの取付等を計画的に推進する。

オ がい子への着氷雪による停電を防止するため、懸垂がい子への取替等を計画的に

推進する。

(2) 配電線路の雪害予防措置

- ア 降雪期前に巡視及び点検を実施し、配電線路の補修又は整備を行う。
- イ 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議の上、樹木の枝下ろし、伐採等の措置を実施する。
- ウ 着雪による電線断線等の停電を防止するため、難着雪電線を使用する。
- エ 冠雪、雪崩及び雪圧による停電を防止するため、積雪状況等を踏まえ、適時のパトロール実施、冠雪落とし及び支線除雪等の工事を実施する。
- オ 豪雪地域については、電線の縦配列、縦型開閉器への取替及び支線の断線防止対策としての支線ヒートパイプの取付工事を計画的に実施する。

(3) 復旧用主要資材の配備

平常時から支持物、電線、引込電線、変圧器、開閉器、碍子類、腕金その他の復旧用主要資材を新潟資材センター及び電力センターに配備する。

(4) 機動力及び通信網の整備

- ア 停電時における迅速かつ的確な応急復旧を図るため、雪上車を主要な電力センターに配置し、障害地点への人員及び資材の雪中輸送を行う。
- イ 迅速かつ的確な状況把握のため、必要に応じヘリコプターによる空中パトロールを実施する。
- ウ 配電線経過地の主要箇所に委嘱により配電連絡員を配置し、事故発生時における初動体制確立の迅速化を図る。
- エ 通信体制の確立のため、無線基地局を設置し、移動無線機を配置する。

(5) 応急対策

風水害対策編第3章第35節「電力供給応急対策」の定めるところにより、下記の応急対策を実施する。

ア 復旧活動体制の構築

- ・ 職員の動員及び通信の確保
- ・ 被害状況の把握

イ 応急対策の実施

- ・ 復旧資材の確保及びその輸送
- ・ 二次災害防止のための危険予防措置
- ・ 電力緊急融通要請
- ・ 応急工事の実施

ウ 復旧計画の策定

エ 利用者への広報

3 電気通信事業者の役割

電気通信事業者である東日本電信電話株式会社は、以下の取組を行う。

(1) 設備の耐雪構造化

ア 通信線路の地下化を推進する。

イ 豪雪地域における電柱の長尺化及び沈降圧による被害防止のため、地熱利用のヒートパイプの取付を推進する。

ウ 積雪・寒冷地用の屋外線へ取換を推進する。

エ 管路内引き上げ点及び橋梁管路内の溜水凍結、膨張圧によるケーブル変形等の防止のため、凍結障害防止用ポリエチレンパイプの取付を推進する。

(2) 通信網の整備

ア 災害発生時において、重要通信を確保し、通信不能地域をなくすため、主要伝送路の多ルート構成又は2ルート構成を図る。

イ 停電に備え、主要な電気通信設備の予備電源の整備又は維持を図る。

(3) 災害対策用機器及び無線車の配備

被災した設備の迅速な復旧を図るため、災害対策用機器及び無線車等を指定保管場所に配備する。

(4) 停電に備えた資機材の配備

停電発生時に備え、各交換所に蓄電池設備を設置するとともに、長時間の停電に備え、必要により各拠点に移動電源車及び可搬型電源装置の増設又は新設を図る。

(5) 応急対策

停電、雪崩等により通信途絶が発生した場合は、直ちに該当市町村及び県へ連絡するとともに、風水害対策編第3章第34節「公衆通信の確保」に定めるところにより、下記の応急対策を実施する。

ア 設備復旧体制の確立

- ・ 職員の非常招集
- ・ 被害状況の把握
- ・ 災害対策機器等の出動
- ・ 復旧資材等の調達及びその輸送

イ 応急復旧工事の実施

ウ 利用者への広報

第6節 消・融雪施設等の整備

【関係機関】 県（土木部）、市町村、北陸地方整備局

1 計画の方針

国、県、市町村および防災関係機関は、道路交通の確保が必要と認められる道路の消融雪施設等の整備を行う。

2 道路管理者の役割

(1) 消雪パイプ等の整備

ア 人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路（6%以上）等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路の消雪パイプ等の整備に努める。

イ 消雪パイプ等は、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

(2) 流雪溝の整備

人家連たん区域において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、流雪溝の整備に努める。

第7節 積雪期の交通確保計画

【関係機関】 県（◎防災局、農林水産部、土木部、交通政策局）、警察本部、市町村、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、東日本高速道路株式会社、各鉄道事業者、空港管理者

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 交通施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施し積雪期の交通路を確保する。
- イ 県・関係機関において、雪害発生時の除雪、交通規制の実施、交通状況の情報発信等について、広域的な連携・調整を行う体制の整備を図る。
- ウ 道路管理者は、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。

(2) 各主体の責務

- ア 県土木部は毎年「冬期道路交通確保計画」を策定して除雪体制の整備を行い、雪害予防に努める。
- イ 東日本高速道路株式会社新潟支社は、東日本高速道路株式会社新潟支社雪氷対策要領に基づき、新潟支社が管理する高速自動車国道の雪氷期間における除排雪体制を整え、雪害予防に努める。
また、冬期の道路交通を確保するため、ICT等の新技術活用に向けて検討を進めるものとする。
- ウ 北陸地方整備局は、「北陸地方整備局防災業務計画」に基づき毎年道路除雪計画を策定し、除雪体制の整備を行い、雪害予防に努める。
また、冬期の道路交通を確保するため、ICT等の新技術活用に向けて検討を進めるものとする。
- エ 市町村は、毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪体制を整備し、雪害予防に努める。
- オ 各鉄道事業者は、降積雪時における列車の安定輸送のために、それぞれ除雪車両、除雪機械及び適正要員の整備を図り、除雪体制の確保に努める。

(3) 幹線道路等の交通の確保

- ア 道路管理者等の関係機関の十分な連携
短期間の集中的な除雪時においても、人命を最優先に、幹線道路等の大規模な車両滞留の回避や、速やかな交通の回復を図るため、道路管理者等の関係機関が十分に連携し、相互の情報共有や事前の訓練を実施するなど除排雪の体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努める。
- イ 大規模な車両滞留の回避と交通障害の早期解消
大雪の発生が事前に予想される場合は、道路管理者及びその他の関係機関が情報を共有しながら、不要不急の出控えや在宅勤務の推進など行動変容につながる呼びかけを行うとともに、事前に周知・広報した上で予防的通行規制を実施すること等により、大規模な交通障害が発生しないよう努める。
また、短期間の集中的な降雪時には、道路管理者等の関係機関による情報連絡本部の設置やタイムライン（段階的な行動計画）に基づく躊躇ない通行止めと集中

的な除雪作業などにより、幹線道路等における大規模な車両滞留の回避に努める。

ウ 大規模な車両滞留発生時の対応

大規模な車両滞留が発生した場合は、関係機関が連携し、速やかな乗員保護活動を行うとともに、集中的な除雪の実施など、交通障害の早期解消に努める。

また、大規模な車両滞留が発生した場合に備え、立ち往生車両を速やかに排除するための資機材の配備などのほか、乗員の保護や滞留車両への燃料供給、充電対応等の体制の整備に努める。

(4) 地吹雪への対応

ア 道路の地吹雪対策施設の整備

交通の安全を図るため、地吹雪多発地域に地吹雪防止柵、スノーシェルター等の施設を整備する。

イ 地吹雪多発地域の警戒

地吹雪多発地域において、気象情報により地吹雪発生が予想される場合は、パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握するとともに、国、県、市町村等は連携してあらかじめ迂回路を検討し、適切な交通誘導に努める。

(5) 住民及び道路利用者への情報発信等

各施設の管理者は、積雪期における交通の混乱防止、雪害による被害の防止、軽減を図るため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について適時適切な情報発信を行う。

運転者や関係団体等に対しては、スタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンの早期装着を呼びかけ、冬道の安全走行を促進するとともに、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控えることや冬期の運転時には車内に必要なものを準備するよう啓発を行う。

2 県（道路管理者）の役割

(1) 除雪体制の確立

ア 除雪対策本部を設置し（毎年11月16日から翌年3月31日までの間）、降積雪などの気象状況に応じて平常、警戒、緊急の体制の移行を図る。

イ 迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施するため、除雪機械、除雪要員、施設ならびに連絡手続などの所要の体制の確立を図るとともに、除雪機械及び必要な資機材の計画的な整備を行う。

(2) 警戒、緊急の体制への移行

短時日の間に連続異常降雪となった場合には、次のように警戒又は緊急体制に移行する。

ア 警戒体制

(ア) 「新潟県大雪に関する警戒本部」が設置された場合、警戒体制に移行し、北陸地方整備局に報告する。

(イ) 警戒体制時においては、その後に予想される緊急体制への移行準備として、圏域の情報連絡本部を構成する北陸地方整備局や東日本高速道路株式会社など関係機関との情報共有を強化し、各圏域のタイムライン等に基づく対応準備を開始するとともに、必要に応じて県民に向けた情報発信を行うなど、除雪体制の強化に努める。

イ 緊急体制

(ア) 大雪警報が発令されたとき、また県内指定雪量観測点のうち、その大部分が警

戒積雪深を大幅に超え、かつ、主要路線における除雪状況、降雪強度その他の状況を勘案し、北陸地方整備局と協議して緊急体制への移行を決定する。

(イ) 緊急体制時の措置

緊急体制時においては、必要に応じて緊急時確保路線の優先除雪を実施するとともに、情報連絡本部により関係機関との情報連絡をさらに強化し、除雪の作業状況に応じて、道路管理者間の相互応援や県内の他地域からの広域応援を実施する。

(3) 除雪路線の選定

ア 除雪を実施する路線は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づいて指定された道路のうち、幅員狭隘、雪崩多発地帯で除雪が不能な区間を除く重要な路線、及び指定外の路線のうち、公共施設等に通ずる重要な路線（県管理の国・県道 514 路線）とする。

除雪路線（令和4年度）

道路種別	県管理道路実延長(注1)	除雪計画延長	除雪率
一般国道	1252.4 km	1109.3 km	88.6%
主要地方道	1596.3 km	1425.5 km	89.3%
一般県道(注2)	2511.9 km	2012.7 km	80.1%
合計	5360.6 km	4557.5km	84.8%

(注1) 令和4年4月1日現在

(注2) 自転車道を除く延長

終日道路交通確保路線（令和4年度）	123 路線、264 箇所、1051.0 km
-------------------	-------------------------

※ 幹線道路、病院・駅等の公共施設へアクセスする重要路線については、終日道路交通を確保する。

イ 歩道除雪路線

冬期歩行者の安全を確保するため、通学路を中心とした歩道除雪を行う。

歩道除雪路線（令和4年度）

道路種別	県管理歩道 延べ延長	除雪計画 延長	除雪率
一般国道	940.0 km	425.5 km	45.3%
主要地方道	827.8 km	379.2 km	45.8%
一般県道	953.9 km	498.9 km	52.4%
合計	2721.7 km	1303.6 km	47.8%

(4) 車道除雪目標の設定

ア 平時における除雪目標

除雪路線は当該路線の自動車の日交通量その他交通確保の必要性に応じて、これを第1種、第2種、第3種の3種別に区分し、除雪を実施する。

各種別の除雪目標は以下のとおりとする。

第1種：自動車交通量 1,000 台／日以上以上の路線で2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。

異常降雪時には降雪後約5日以内に2車線確保を図る。

第2種：自動車交通量 500 台／日以上から 1,000 台／日未満までの路線で2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。異常降雪時には降雪後約10日以内に2車線または1車線確保を図る。

第3種：自動車交通量 500 台／日未満の路線で1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては一時通行不能になってもやむを得ない。

イ 緊急時における除雪目標

緊急確保路線(異常降雪時に優先的に除雪(終日道路交通確保路線も含む))

豪雪対策本部が設置され、更に降雪が続いて全除雪計画路線の交通確保が困難になった場合に備え、路線の重要度等を勘案のうえ、あらかじめ緊急確保路線を指定し、集中的に交通確保にあたる。

緊急時確保路線延長(令和4年度)

2車線確保	1車線確保	計
1365.6 km	1029.7 km	2395.3 km

(5) 歩道除雪目標の設定

安全な歩行者空間確保のため、自動車交通の多い通園・通学路、病院、鉄道駅・バスターミナル等の公共性の高い施設へ通じる箇所について、これをA、B、Cの3種別に区分し、除雪を実施する。

種別毎の除雪目標は以下のとおりとする。

- A(早朝除雪)：早朝(通勤、通学時)、昼夜を問わず必要な時に除雪を行う。
- B(昼間除雪)：昼間の必要なときに除雪を行う(早朝、夜間は除雪しない)。
- C(連続降雪後除雪)：平常時は昼間除雪とする。連続降雪時には、上位水準箇所を優先し、降雪のおさまった後に除雪を行う。

(6) 交通規制の実施

除雪作業に伴う交通規制に関しては、事前に所轄警察署と十分協議のうえ実施する。交通規制を行う際は、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(7) 除雪作業出動基準

ア 車道

除雪路線に10cmを超える降雪があったときは、直ちに除雪出動する。

イ 歩道

歩道上の積雪深さが20cmを上回っている場合を標準とする。ただし、歩行者の安全確保のため、歩道の利用形態や接続する市町村の状況に応じて、柔軟に対応する。特に、通学路においては、積雪深20cm超にかかわらず、徒歩通学児童等の安全確保を図る。

(8) 他の防災関係機関等との協力

災害時において迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保する。

3 北陸地方整備局の役割

(1) 除雪体制の確立

道路雪害対策本部を設置し、降積雪などの気象状況等に応じ、平常、注意、警戒、非常の4体制をとる。

(2) 除雪路線の選定

一般国道の直轄管理区間 657.9 km(8路線、H28年度)

(3) 除雪目標の設定

ア 新潟県内の一般国道直轄管理区間、2車線以上の幅員を常時確保する。

イ 異常降雪により2車線確保が困難となった場合、降雪後概ね5日以内に2車線を

確保する。

(4) 除雪作業

- ア 除雪作業が円滑に実施できるよう、各事務所間の現有機械の適切な運用を図る。
また、緊急時等に対処するため、民間の保有する機械の実態を事前に把握しておく。
- イ 他の道路管理者と関連する交差点除雪については、事前に関係機関と担当範囲及び除雪方法について協議打ち合わせを行い、効果的な除雪に努める。
- ウ 降雪と道路状況を的確に把握し、迅速な除雪作業に努める。
- エ 異常豪雪や地吹雪などで除雪作業ができない場合、その他安全な交通確保が困難な場合は、適切な通行規制を行う。
- オ 除雪作業に伴う交通規制に関しては、事前に所轄警察と十分協議のうえ実施する。

4 東日本高速道路株式会社の役割

(1) 除雪体制の確立

降積雪および気象状況により、平常・注意・警戒（2段階）・緊急・非常の6体制をとる。

(2) 除雪路線の選定

県内の高速自動車国道の管理区間約420km（北陸自動車道・関越自動車道・磐越自動車道・日本海東北自動車道、上信越自動車道）を、5管理事務所（新潟・長岡・上越・湯沢・東北支社会津若松）、29箇所を除雪ステーションを配置して除雪作業等にあたる。

(3) 除雪目標の設定

凍結路面の発生を防止することを基本とし、乾燥・湿潤～圧雪路面の間で管理することを目標とする。

(4) 交通規制の実施

除雪作業等に伴う交通規制に関しては、事前に高速道路交通警察隊と十分協議のうえ実施する。

5 市町村の役割

(1) 除雪体制の確立

市町村内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整えるものとする。

(2) 市町村除雪対策協議会の設置

- ア 冬期間における地域道路除排雪の円滑な実施を期すため、「市町村除雪対策協議会」を設置するものとする。
- イ 除雪対策協議会は、市町村、国、県の出先機関、警察、消防、商工団体、観光協会、建設業者、運輸業者、町内会等の各代表をもって構成するものとする。

(3) 除雪路線の選定

路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定するものとする。

(4) 除雪目標の設定

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施するものとする。

(5) 市街地等除雪時の屋根の雪下ろし

降雪が続き屋根の雪下ろしが必要となったときは、除雪協議会で協議し、屋根の雪下ろし一斉作業完了後、道路除雪作業を実施するものとする。

(6) 通行規制

除雪作業に伴う通行規制に関しては、事前に所轄警察署と十分協議のうえ実施する。

6 鉄道事業者の役割

(1) 一般鉄道施設

ア 除雪体制の確立

(ア) 線路除雪は、除雪機械等を適所に配備するとともに、除雪要員の配置及び外注除雪体制を整える。

(イ) 除雪は、除雪車両、除雪機械に主力を置き、線区の重要度に応じ重点的な除雪を行い、列車運転の混乱防止に努める。

(ウ) 機械力除雪により難い箇所は、人力除雪を計画的に実施するほか、消雪設備を計画的に整備する。

イ 踏切箇所の除雪

踏切箇所は、線路及び道路側からの排雪による堆雪により、見通しが阻害されることが多いため、道路管理者と協議し除雪を実施する。

ウ 運転規制

降・積雪期における輸送能力の確保と輸送の混乱を防止するため、降・積雪の状況に応じて第1次から第5次体制に区分し、各社（支社）ごとの基準に基づき運転規制を実施するとともに各段階に即応した排雪列車運転と構内除雪を実施する。

エ 雪害時の対策

(ア) 消防団、自衛隊の派遣要請

雪害時における緊急除雪等は、社員（非現業社員含む）の動員を第一とし、必要に応じ関連事業所の応援を得て実施する。関連事業所の応援によっても困難な場合は、状況に応じ消防団又は自衛隊の派遣を求める。

(イ) 緊急輸送

雪害時における緊急輸送は、一般貨客を優先して行うものとするが、緊急輸送が輻輳したときは、県と協議のうえ輸送物資及びその順位を定めて行う。

(ウ) 乗客の安全確保

駅間停車等が発生し、鉄道事業者単独で対応できない場合、県・市町村・関係機関と連携し乗客の安全を確保する。

オ 予防保全対策

(ア) 雪崩警備体制を強化し、雪崩の発生が予想されるときは、列車の抑止手配運転規制を実施する。

(イ) 雪崩発生重点警備箇所を再検討し、巡回警備を強化する。

カ 融雪設備等の強化

輸送の確保、省力化を図るため、熱風、電気融雪及び水資源を利用した除融雪設備の充実を図る。

(2) 上越新幹線の防除雪体制

ア 防除雪設備

降雪区間全般にわたって配置している散水消雪設備を主体に初期消雪に努めるほか、特に降雪の多い越後湯沢、浦佐間を中心とするトンネル間の途中はスノーシェルターを設置している。

イ 車両対策

車両下部まで覆うボディマウント式車両により、車両各機器への着雪防止と雪の進入を防止している。

ウ 運転規制

降・積雪等により初列車の運転に支障のあるおそれがあるときは、除雪又は除氷を実施する。さらに、状況に応じ運転規制の必要があると認めるときは、レール面の積雪状況に応じ、5段階に区分し運転規制を実施する。

7 空港管理者の役割

(1) 新潟空港の除雪対策

ア 目的

「航空保安業務処理規程」に基づき、冬期に新潟空港を利用する航空機が安全に運航でき、空港運営に支障が生じないように除雪を実施する。

イ 除雪の概要

(ア) 除雪期間は、概ね12月1日から翌年3月31日までとし、委託契約により除雪作業を実施する。

(イ) 除雪開始の基準等は、次のとおりとする。

a 新潟空港で運行している定期航空各社の離着陸禁止積雪深に達した場合、若しくは離着陸禁止積雪深以下でも、今後降雪予報からそれ以上の積雪が予測される場合等に除雪する。

b 道路及び駐車場については、概ね5cm以上の積雪となった場合に除雪する。

c 基本施設の除雪範囲は、滑走路、誘導路、エプロン、オーバーラン及び各シールドールダーとする。また、道路、駐車場等については、旅客等の通行の支障となる範囲とする。

d 滑走路灯等灯器周辺の除雪は人力により実施する。

e 航空保安無線施設の除雪範囲は、施設内の進入道路及びILS制限区域とする。

(ウ) 使用する除雪機械は、スノースーパー除雪車4台、スノープラウ除雪車6台、ロータリー除雪車2台、凍結防止剤散布車1台、小型ロータリー除雪機2台（以上官有車両）、トラクターショベル3台、グレーダ2台（以上借上車両）である。

(2) 佐渡空港の除雪対策

ア 目的

佐渡空港を利用する航空機、主として旅客機が冬期積雪時において、支障なく安全に離発着できるよう除雪を実施する。

イ 除雪の概要

(ア) 委託契約により実施する。

(イ) 除雪期間は、概ね12月1日から翌年3月31日とする。

(ウ) 除雪基準は、原則として滑走路上の積雪が10cm以上となったとき、または、10cmを超えると判断されたときに作業を開始する。

(エ) 除雪順位は滑走路、誘導路、エプロン、ターミナルビル周辺の順とする。

8 港湾・漁港施設（臨港道路）管理者の役割

(1) 除雪の方法

委託により実施する。

(2) 除雪期間

概ね12月から3月までとする。

(3) 除雪基準

原則として、道路上の積雪が10cm以上となったとき、または、10cmを超えると判断されたときに作業を開始する。

9 市町村地域防災計画で定めるべき事項

- ・ 道路の除雪体制
- ・ 市町村除雪対策協議会の構成
- ・ 除雪路線の選定と除雪目標の設定

第8節 雪崩防止施設等の整備

【関係機関】 県（農林水産部、◎土木部）、市町村、北陸地方整備局、関東森林管理局、東日本高速道路株式会社、鉄道事業者

1 計画の方針

基本方針

国、県、市町村及び関係機関は、山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を実現するため、雪崩防止等の施設を整備し、雪崩の発生及び雪崩による被害の発生を防止する。

雪崩防止施設等を計画する場合は、施設等の機能を十分に発揮できるように、地形、植生、雪崩の発生位置及び種類等を考慮し、保全対象の種類に応じた適切な施設を選定する。

2 県の役割

(1) 雪崩危険箇所の調査

雪崩対策を効率的に実施するためには、雪崩の発生により集落及び道路等に被害を及ぼすおそれがある雪崩危険箇所の的確な把握が必要である。したがって、県は、既存資料の収集・整理や地図、空中写真の計測・判読のほか、可能な範囲で現地調査や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を抽出する。

(2) 雪崩危険箇所の周知（農林水産部・土木部）

県は、雪崩災害防止のため、市町村と連携して住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

(3) 雪崩防止施設等の整備

県は、雪崩危険箇所に対して、地形等を考慮し、保全対象の種類に応じた適切な雪崩防止施設を選定し、整備に努める。

ア 雪崩予防施設の整備（農林水産部・土木部）

雪崩防止林・階段工・予防柵等の雪崩予防施設の設置に努め、雪崩災害発生の予防を図る。

イ 雪崩防護施設等の整備（土木部）

雪崩の走路及び堆雪区に対して、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

ウ 雪崩防止施設等の点検整備（農林水産部・土木部）

雪崩防止施設等の管理者は、施設の機能を有効に発揮させるために、整備・点検に努める。

また、気象状況、降積雪状況を把握し、雪崩の危険が高まった場合にはパトロール及び巡視員等による監視を強化するとともに、必要に応じ雪底処理等を行い、雪崩被害の防止に努める。

3 市町村の役割

(1) 雪崩危険箇所の周知

市町村は、雪崩災害防止のため、県と連携して住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

(2) 雪崩防止施設等の整備

ア 雪崩防護施設等の整備

市町村管理道路の安全な交通を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

イ 雪崩防止施設等の点検整備

雪崩防止施設等の機能を有効に発揮させるため、整備・点検に努める。

また、気象状況、降積雪状況を把握し、雪崩の危険が高まった場合にはパトロール及び巡視員等による監視を強化するとともに、必要に応じ雪庇処理等を行い、雪崩被害の防止に努める。

4 国および鉄道事業者、東日本高速道路株式会社の役割

(1) 雪崩防止施設等の整備

ア 雪崩予防施設の整備（関東森林管理局）

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林・階段工・予防柵等の雪崩予防施設の設置に努め、雪崩災害発生の予防措置を図る。

イ 雪崩防護施設等の整備（北陸地方整備局、鉄道事業者、東日本高速道路株）

道路・鉄道及びその附属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

ウ 雪崩防止施設等の点検整備

雪崩防止施設等の管理者は、施設の機能を有効に発揮させるため、整備・点検に努める。

また、降雪時においては、積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール等により整備・点検を行い、必要に応じ雪庇処理等の緊急対策を実施する。

5 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 雪崩危険箇所に関する事項
- ・ 市町村管理道路における雪崩防護施設の整備

第9節 雪崩事故の防止と応急対策

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、農林水産部、土木部）、警察本部、市町村、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、東日本高速道路株式会社、鉄道事業者、一般社団法人新潟県建設業協会、一般社団法人建設コンサルタント協会北陸支部、一般社団法人新潟県測量設計業協会、一般社団法人新潟県地質調査業協会

1 計画の方針

(1) 基本方針

関係機関は、雪崩による人命等の損失を極力回避するため、雪崩危険箇所（以下「危険箇所」という）を中心としたパトロール及び、住民の事前避難や雪庇落とし等の事前回避措置の実施等により雪崩による災害の発生防止に努める。また、雪崩による被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

(2) 各主体の責務

ア 県民の責務

県民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩発生から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩や雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、速やかに近隣住民及び市町村、県、警察等へ連絡し、必要に応じて自主的に避難する。

イ 鉄道・道路等施設管理者の責務

鉄道・道路等施設管理者は、積雪期間中、パトロール等により雪崩の兆候等異常な事態を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

雪崩により施設が被災した場合は、直ちに当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。また、列車、車両が雪崩により被災した場合は、直ちに最寄の消防、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

ウ 市町村の責務

市町村は、雪崩災害防止のため、県と連携して住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

危険箇所がある集落については、雪崩巡視員を配置する等の措置を講じ、危険箇所の日常監視に努める。

市町村は、関係機関の協力を得て、危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に雪崩監視装置を設置する等適時十分な監視警戒を行い、警戒体制の整備を図る。また、雪崩巡視員との連絡を密にし、関係者に早期に危険の度合を伝達するとともに、適切な措置を講じる。

市町村は、気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めるときは、住民に対し避難指示等を発令するものとする。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講じる。

市町村は、自らの巡視、又は他の関係機関、雪崩巡視員、住民等からの通報により雪崩の発生を確認した時は、直ちに被害の有無を確認し、速やかに関係機関に報告する。

住民等が被災した場合は、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合等は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

さらに、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

市町村は、雪崩による通行止めが長時間に渡り、列車・通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、運行事業者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

市町村は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

エ 県、警察本部の責務

県は、雪崩災害が発生する恐れのある箇所について調査を行い、関係所管の基準に合致する場合は危険箇所として把握し、危険箇所の情報を市町村及び県民に提供する。

県は、市町村から要請があったときは、所轄警察署と協力して危険箇所の巡視を行い、警戒体制及び住民の避難に関して指導する。また、雪崩巡視員の配置及び教育に関して、市町村に対して技術的・専門的な指導・助言を行う。

県、警察本部は雪崩の発生による交通途絶で、他に交通手段の確保ができないなど必要と認めるときは、雪崩の発生に十分注意し、ヘリコプターによる医療救護班、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

道路管理者は、雪崩の発生により道路の通行規制が生じる場合は、関係機関に連絡し、必要に応じ周辺道路の通行規制を行うとともに、ラジオ放送や交通情報板等を通じてドライバーへの情報提供を行う。

オ 北陸信越運輸局の責務

北陸信越運輸局は、必要に応じ公共交通の運転再開のための情報収集及び広域的な応援体制が的確に機能するための調整を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

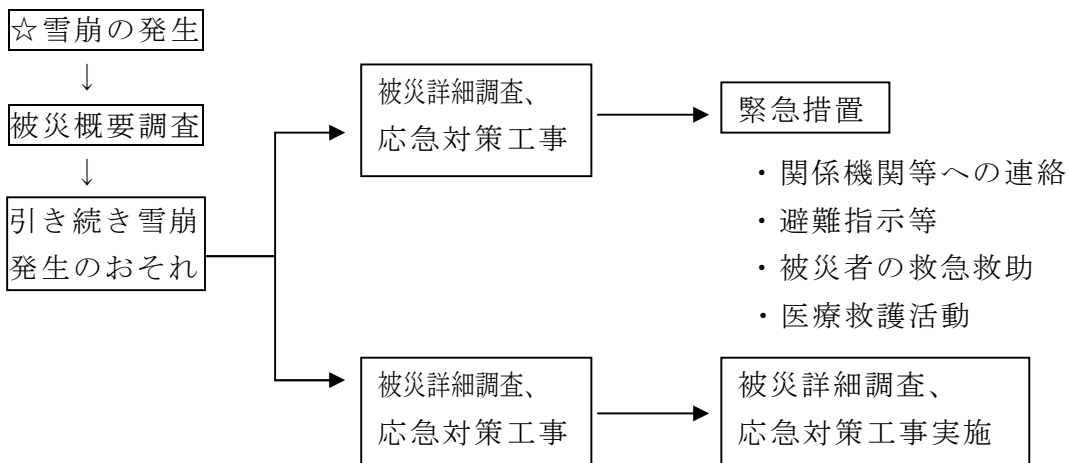
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県民、警察等	市町村、県、警察等	雪崩の兆候、雪崩発生等の情報
市町村	県	雪崩の兆候、雪崩発生等の情報、避難情報
県・市町村	企業等	調査・応急対策工事指示
市町村	保健所	医療救護班派遣等の要請

保健所	県	医療救護班派遣等の要請
-----	---	-------------

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市町村	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況
県	市町村	医療救護班派遣等
市町村	県民、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難指示等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 雪崩事故の防止

実施主体	対 策	協力依頼先
県、市町村	雪崩防止施設等の整備	
県、市町村	雪崩パトロールの実施	
県、市町村	雪崩危険箇所の周知	

(2) 雪崩災害等の調査

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	・ 被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民に連絡する。	
市町村、 県（農林水産部、 農地部、 土木部）	・ 雪崩災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行う。 ・ 引き続き雪崩発生のおそれがあり、現地での作業が困難な場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。 ・ 引き続き雪崩発生のおそれがあるが、現地作業の安全性が確認できた場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検	(一社)新潟県建設業協会、(一社)建設コンサルタツ協会北陸支部、(一社)新潟県測量設計業協会、(一社)新潟県地質調査業協会

	討する。	
県（農林水産部、農地部、土木部）	・被災概要調査結果及び状況の推移を当該市町村を含めた関係機関等に連絡する	

(3) 応急対策工事の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村、 県（農林水産部、農地部、土木部）	・被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 ・感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。	(一社)新潟県建設業協会、(一社)建設コンサルツ協会北陸支部、(一社)新潟県地質調査業協会

(4) 避難指示等の発令

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	・気象情報等により雪崩の発生による被害が予想されるときや、被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高い、と考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。 ・異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。	
県（農林水産部、農地部、土木部）	・迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、市町村へ概要調査結果の報告や雪崩災害に関する防災情報を提供する。	

(5) 救急・救助活動

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・雪崩事故等による被災者等の救急・救助 ・孤立集落の住民の避難に関する救助活動	北陸地方整備局、警察本部

(6) 医療救護活動

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・孤立集落での医療救護活動	災害拠点病院 県医療救護班編成病院

5 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 雪崩危険箇所の状況
- ・ 雪崩災害に関する情報の収集及び伝達方法
- ・ 避難、救助その他雪崩災害を防止するために必要な警戒避難体制の構築に関する事項

第3章 火山災害対策

第1節 火山災害予防計画

【関係機関】 県（◎防災局、農林水産部、土木部）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、新潟地方気象台、北陸地方整備局

1 計画の方針

(1) 基本方針

火山の噴火は、地下に蓄積されたマグマのエネルギーの爆発的な放出により、一瞬にして広範な地域に壊滅的な被害をもたらす。大規模な噴火により発生した火砕流、火山泥流、火砕サージ等は時に時速数十 km から 100km 以上の高速で襲来するため、噴火を覚知してからでは避難が困難な場合も多い。このため、大規模な噴火等の危険が切迫していると判断された場合は、危険区域の住民、登山者等を、事前に危険区域外に避難させることにより、人的被害の極小化を図る。特に、活動火山対策特別措置法第3条の規定に基づき、火山災害警戒地域に指定された地域については、同法第4条の規定に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行う。

(2) 計画の対象とする火山

「火山噴火予知連絡会（事務局は気象庁）」によると、本県では新潟焼山と妙高山の2つが「活火山」とされている。

① 新潟焼山

新潟焼山は、形成された年代は比較的新しく、これまでの火山活動では火砕流を伴う噴火により、周辺地域に壊滅的な被害を与えている。1773年の噴火以降、マグマ噴火は起こっていないが、20世紀以降も小規模な水蒸気噴火が発生しており、1974年（昭和49年）の水蒸気噴火では、山頂付近で噴石により登山者3名が死亡している。

② 妙高山

妙高山は、長い休止期をはさむ4回の活動期により形成され、南側の火口原には噴気地帯（地獄谷）がある。マグマ噴火は約4200年前の活動が最後で、堆積物が確認できる最新の噴火は、約3000年前の水蒸気噴火であるが、カルデラ内に小規模な爆裂火口があり、これらの活動は3000年前以降の可能性もある。

以下の「(3) 予想される火山活動と被害」及び「(4) 危険区域の想定と周知」においては、活動火山対策特別措置法第3条の規定に基づき、火山災害警戒地域に指定された新潟焼山について記述する。

(3) 予想される火山活動と被害

ア 新潟焼山の噴火活動に伴い予想される現象

<p>① 溶岩流</p> <p>新潟焼山の溶岩は粘性が強いため、流下速度が遅く到達距離も数 km 程度に限られる。過去数回の流出でも集落にまでは達していない。溶岩流そのものにより人命が失われる危険性は低い。</p>
<p>② 噴石・降灰</p> <p>弾道を描いて飛散する大きな噴石は火口周辺に落下するので、被害は火口周辺の概ね 2～4 km 円内に限られる。小さな噴石は風に流されて周辺地域にまで到達し、人的・物的被害をもたらす。火山灰は風に乗って広範な地域に降下し、農作物被害や健康障害、交通事故等を引き起こすこともある。</p> <p>昭和 49 年の水蒸気噴火の際に、山頂付近でキャンプ中の登山者 3 名が噴石により死亡した。</p>
<p>③ 火砕流</p> <p>高温の岩塊や岩片が火山ガスと混ざり合い、灼熱の雲となって斜面をなだれのように駆け降りてくるもの。成長しつつある熱い溶岩ドームが崩れて発生するものや、爆発的噴火に伴い直接火口から噴き出されて発生するものなどいろいろなタイプがある。高温（数百～1千度）・高速（時速 100km 以上）で広範囲を覆うため、人的・物的に大被害をもたらす。平成 3 年の雲仙普賢岳の大規模火砕流災害では 43 人の死者を出した。また、平成 26 年の御嶽山噴火時のような低温の火砕流が発生する場合もある。</p> <p>新潟焼山の過去 3 回の大噴火で発生した火砕流はこれをはるかに上回る大規模なもので、南は笹ヶ峰の乙見湖付近、北は 25km も離れた日本海にまで達している。また、積雪期に発生した場合は、大規模な融雪型火山泥流を引き起こすことがある。</p>
<p>④ 火砕サージ</p> <p>爆発的噴火や火砕流に伴って発生する、火山灰や砂塵を含んだ爆風。風速は毎秒 20～100 メートル以上に達し、破壊力・殺傷力は極めて強力で高温であるため、その掃過域の中で生き残ることは困難であり、火砕サージによる被害は、火砕流の先端や周囲に広がる。火災サージの掃過域は、火砕流本体の数倍の巾に広がり、火砕流本体の先端のさらに先まで延びる。</p> <p>過去の新潟焼山の大規模な噴火の際にはたびたび発生している。</p>
<p>⑤ 火山泥流</p> <p>火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。</p> <p>昭和 49 年の噴火の際は、噴火口から火山灰を含んだ泥水が直接噴出され、泥流となって流れ下った。積雪期に火砕流が発生した場合は噴火の熱で周囲の雪を溶かし、大規模な融雪型火山泥流となり、被害が拡大する可能性がある。</p> <p>その他にも噴火後の降雨や河川上流の一時的なせき止めを要因とした泥流が発生する可能性がある。</p>
<p>⑥ 岩屑なだれ（岩屑（がんせつ）流）</p> <p>火山の山体が、噴火や強い火山性地震等の衝撃により崩壊し、大量の砕けた岩片が大なだれとなって流下するもの。古文書では、1361 年の大噴火で「茶臼山（現新潟焼山）」の山頂部が大崩壊を起こしたとされていることから、現在の新潟焼山のドーム型の山体は、その後の活動によって形成されたものと考えられている。新潟焼山の山頂部には、不安定な状態の部分もあり、今後、噴火・地震等により崩壊して岩屑なだれが発生する可能性がある。</p>

⑦ 火山ガス

少量でも生命に危険の及ぶ硫化水素や二酸化硫黄や、多量に吸い込むと危険な二酸化炭素がある。常温では空気より密度が大きいため、谷筋に沿って流下、又は窪地に滞留する。

新潟焼山では、明治時代に、硫化水素等の有毒ガスにより、山頂付近の噴気孔の中で硫黄採掘者が死亡した例がある。

イ 警戒すべき被害

火山災害は火山活動に伴うものと、火山活動による不安定堆積物が降雨などにより移動する二次的なものに区分されるが、本計画では前者を対象とし、後者は土砂災害編の災害予防として対策を講じる。

新潟焼山の場合、前者の災害を引き起こすことが考えられる噴火活動は、過去約400年に一度の頻度で発生した大噴火、及びそれよりは短い不規則な周期で繰り返されている小規模な噴火である。過去の噴火の例から、新潟焼山の噴火の特徴は、次のとおりである。

- a 大噴火の際には火砕流と火砕サージを噴出しやすい。
- b 大噴火の初期の段階でマグマ水蒸気噴火が発生しやすい。
- c 噴火に伴って火山泥流が発生することが多い。特に積雪期に火砕流が噴出した場合は、火砕流による大規模な融雪型火山泥流が更に大きな被害を引き起こすことが分かっており、これらの被害を想定した対策を講じる必要がある。

(4) 危険区域の想定と周知

ア 火山災害危険区域の想定

<p>① 溶岩流</p> <p>新潟焼山の溶岩は粘性が強いため、流下範囲は火口から数 km 程度である。しかし、その大半は 2 km 程度にとどまると考えられる。</p>
<p>② 噴石</p> <p>小規模な噴火の場合は火口から半径概ね 2 km 以内、大規模な噴火の場合は半径概ね 4 km 以内の範囲で大型岩塊の落下による危険が予想される。前者はほぼ新潟焼山の山体の範囲と一致し、後者には隣の火打山の高谷池付近までが含まれる。なお、小さな噴石は風に流されて上記の危険区域外に到達し、人的物的被害をもたらす危険性がある。</p>
<p>③ 火砕流、火山泥流、岩屑なだれ</p> <p>岩片等の重い成分が主体のため、谷筋に沿って流下する性質がある。過去の実例及び現在の噴火口の位置から見て、今後の噴火の際も、北側の早川の谷（糸魚川市）及び南側の真川の谷（妙高市）に沿って流れ下る可能性が高い。過去最大の流下域を考慮すると、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム付近までの真川流域が危険区域となる。</p>
<p>④ 火砕サージ</p> <p>火砕流本体と比較すると、密度が小さい高温の火山ガスと火山灰を含む爆風のため、火砕流が流下する谷筋の兩岸の山の尾根付近まで掃過域が拡がり、その中では樹木や家屋が倒壊し、生命が危険に晒される。規模の大きな火砕流では、北側は日本海に至る早川流域の全域、南側は笹ヶ峰ダム下流までの真川流域が危険区域となる。</p>
<p>⑤ 火山ガス</p> <p>被害の範囲は山頂から周囲約 1 km にある噴気孔周辺に限られるが、噴出量が多く、濃度が高い場合には、山頂周辺の窪地や谷あいには被害が及ぶ場合がある。</p>

イ 火山防災マップ等の作成と住民、登山者等への周知

新潟焼山周辺の市町村は、県と協力して、新潟焼山火山防災協議会における検討を通じて、火山ハザードマップに、噴火警報等の解説、避難開始時期、避難対象地域、避難場所や避難経路、住民、登山者等への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載した火山防災マップ、地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等を作成し、各世帯、公共施設、事業所、宿泊施設等に配付して住民、登山者等に周知する。さらに、新潟焼山火山防災協議会が策定した避難計画に基づく避難訓練を実施するなど、日ごろから避難計画の住民、登山者等への周知徹底に努める。

(5) 噴火警報等の概要

ア 噴火警報及び噴火予報（新潟焼山及び妙高山）

気象庁が、噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及

ぼす範囲)」等を明示して、噴火警報を発表する。火山活動の状況が静穏である場合、あるいは噴火警報には及ばない程度と予想される場合は、噴火予報を発表する。(噴火警報・噴火予報等の対象範囲や火山活動の状況は表のとおり)

◎噴火警報・予報の名称、火山活動の状況、噴火警戒レベル等の一覧表
(噴火警戒レベルが運用されている火山(新潟焼山 等))

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (高齢者 等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規 制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険 が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生する と予想される。
		火口から少し 離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周 辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入 った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が 発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山 であるこ とに留 意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山 灰の噴出等が見られる(この範囲に入 った場合には生命に危険が及ぶ。)

噴火警戒レベルの活用にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

- ・火山活動の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない(下がる時も同様)。
- ・各レベルで想定する火山活動の状況及び噴火時等の防災対応に係る対象地域や具体的な対応方法は、地域により異なる。
- ・降雨時の土石流等、レベル表の対象外の現象についても注意が必要であり、その場合には大雨情報等他の情報にも注意する必要がある。

注：表で記載している「火口」は、噴火が想定される火口あるいはそれが出現する領域(火口出現領域)を意味する。

(噴火警戒レベルが運用されていない火山(妙高山 等))

種別	名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす程度の 噴火が発生、あるいは発生することが 予想される。

警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し 離れた所まで の火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)

イ 噴火警戒レベル (新潟焼山)

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

県内においては、新潟焼山において噴火警戒レベルが平成23年3月31日より運用されている。

◎ 新潟焼山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者などへの対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	規模の大きな噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域（山頂から7km以遠）に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】 887年 ^{*1} ：火砕流、溶岩流の発生。火砕流は日本海に達したと思われる。溶岩流は火口から約6.5kmまで到達。 1361年：火砕流が日本海へ到達。 1773年：火砕流発生。一部は南側にも流下。
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	●火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域（山頂から7km以遠）まで到達するような噴火の発生が予想される。
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	●溶岩ドームが出現するなど、火砕流、溶岩流を伴う噴火により居住地域の近く（山頂から7km以内）まで重大な影響を及ぼすことが予想される。 ●山頂から概ね4km以内に大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	想定火口域周辺あるいは想定火口域内への立入規制等。 住民は通常の生活。	●山頂から概ね2km以内に大きな噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1974年：水蒸気噴火が発生し、噴石が火口から約2km以内に飛散。 ●山頂から概ね1km以内（想定火口域）に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】 1983年、1987年～1988年、2016年：ごく小規模な噴火。火口周辺に降灰。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏あるいは、火山活動の状態によっては火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて想定火口域内への立入規制等。 住民は通常の生活。	●状況により、噴気活動や地震活動に若干の高まりが認められる。 ^{*2} ●火山活動は静穏。

注)ここでいう大きな噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

※1 「887年」については、より詳しい年代測定の結果から1235年の鎌倉時代になるとの報告（早川ほか2011）がある。

※2 状況により、気象庁が「火山の状況に関する解説情報（臨時）」などを発表し、活動状況が周知される。

新潟焼山においては、平成23年3月31日より噴火警戒レベルを運用

【近年の規制等の実施状況】

平成27年夏頃からの火山活動の活発化を受けて、糸魚川市、妙高市では、山頂から半径1kmの立入を規制するため、災害対策基本法第63条第1項による警戒区域の設定（H28.3.2）を行った。

その後、火山活動が低下した状態で経過していることから、平成30年11月15日に警戒区域の解除を行った。

ウ 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとっていただくために発表する。

ただし、噴火警報が発表されている火山で、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する必要がある程度の規模の噴火が発生した場合は、発表されない。

エ 火山の状況に関する解説情報（臨時）

気象庁が、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、又は「警戒が必要な範囲」の拡大を行う状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルの引き上げや「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性（噴火警戒レベル未導入火山では噴火警報を発表（又は切替）する可能性）があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため発表する。

オ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を発表する。

a 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民、登山者等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。
- ・噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

b 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。
- ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表。降灰予報（定時）を未発表の火山では、予想される降灰量が「少量」であっても必要に応じて発表。

c 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予測計算を行い、20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市町村を明示して提供。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、予想される降灰量が「やや多量」以上の場合に発表。降灰予報（定時）を未発表の火山では、予測される降灰量が「少量」であっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合は、予想される降灰量によらず発表。

◎降灰予報で使用する降灰量階級表

名称	厚さ キーワード	路面や視界のイメージ
多量	1mm 以上 【外出を控える】	<ul style="list-style-type: none"> ・路面が完全に覆われる。 ・視界不良となる。
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	<ul style="list-style-type: none"> ・火山灰が明らかに降っているのがわかる。 ・道路の白線がみえにくい。
少量	0.1mm 未満	<ul style="list-style-type: none"> ・うっすら積もる。 ・降っているのがようやくわかる。

(6) 各主体の責務

ア 県民の責務

県民は、自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、火山防災マップ等により、火山災害の潜在的な危険に関する情報を事前に知るよう努める。

また、新潟焼山に登山する際には、「新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例」に基づき、火山現象を繰り返す火山である新潟焼山の特性を把握した上で、綿密な登山計画を策定し新潟県知事への届出を行うとともに、当該登山計画に基づいた装備品等を携帯し登山しなければならない。

イ 県の責務

県は、新潟焼山火山防災協議会の事務局を務め、気象庁及び関係機関による観測・監視情報の共有体制整備、市町村の火山防災マップの作成や避難体制の整備への協力、火山活動の異常の覚知に努める。

また、火山災害による被害の防止、軽減を図るため、治山、治水、砂防事業等国土保全事業の総合的な推進に努めるとともに、「新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例」の目的を達成するため、火山災害による遭難の防止に関する意識の啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ウ 市町村の責務（対象市町村：火山災害警戒地域として指定された糸魚川市、妙高市）

市町村は、新潟焼山火山防災協議会に参画するとともに、火山防災マップの作成・配付、新潟焼山火山防災協議会が策定する避難計画の具体化及び避難体制の整備、防災訓練等を行う。

エ 新潟地方気象台の責務

新潟地方気象台は、新潟焼山火山防災協議会に参画するとともに、噴火警報等伝達体制の強化及び火山現象の発生及び推移の情報収集に努める。

オ 内閣府及び気象庁の責務

内閣府及び気象庁は、火山に関する情報を住民が容易に理解できるよう、迅速かつ正確な情報発信を行う。

カ 北陸地方整備局の責務

北陸地方整備局は、新潟焼山火山防災協議会に参画するとともに、新潟焼山についての火山噴火対策に資する調査に協力する。

また、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市町村に通知する。

キ 新潟焼山火山防災協議会の責務

新潟焼山火山防災協議会は、国、関係市町村、関係機関、専門家、その他各種団体等との連携により、平常時から火山活動、防災対策に関する情報を共有すると共に、想定される火山現象に応じた警戒避難体制等をあらかじめ共同検討し、火山防災対策を推進する。

(7) 要配慮者への配慮

風水害対策編第2章第30節「要配慮者の安全確保計画」の定めるところによる。

(8) 積雪期の対応

融雪型火山泥流の発生など被害が拡大しやすく、避難行動にも制約の多い積雪期の避難対策については特に配慮する。

2 新潟地方気象台の役割

(1) 噴火警報等伝達体制の整備

新潟地方気象台は、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報等を、県に迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの整備、点検、維持管理を行い、必要に応じ、その改善に努める。

(2) 避難計画の策定等

新潟地方気象台は、気象庁火山監視・警報センターと協働し、過去の噴火履歴等を踏まえた噴火シナリオや火山ハザードマップの検討を行うとともに、新潟焼山火山防災協議会に参画し、関係機関と連携して避難計画策定等を行う。

(3) 火山防災情報の周知

新潟地方気象台は、火山活動の状態を分かりやすく伝えると共に、噴火時等にとるべき防災行動と対応する噴火警報等の種類や発表基準について、広く周知を図る。

また、住民に限らず登山者や旅行者が活火山に訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得た上で、登山するかどうか自ら判断することができるよう、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報等の火山防災情報を、ホームページ等で発信するものとする。

(4) 異常の覚知

新潟地方気象台は、火山活動に係る異常等について通報を受けた場合、または気象台自ら異常と認めた場合は、気象庁火山監視・警報センターへ報告すると共に、噴気の状況等の火山活動について情報収集に努める。また火山監視・警報センターから得た情報は、速やかに新潟焼山火山防災協議会の関係機関等へ連絡して情報共有を行う。

3 内閣府及び気象庁の役割

(1) 迅速かつ正確な情報伝達

内閣府及び気象庁は、火山に関する情報を住民が容易に理解できるよう、噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む。）、臨時の解説情報、噴火速報、降灰予報等の火山防災情報等の解説に努め、報道機関の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

(2) 登山者や旅行者等への情報発信

気象庁は、登山者や旅行者が活火山に訪れる際に、事前にその火山の活動状況について情報を得たうえで、登山するかどうか自ら判断することができるよう、火山防災情報を、気象庁ホームページ等でわかりやすく発信するものとする。

4 県の役割

(1) 新潟焼山火山防災協議会の設置・運営

県は、国、市町村、関係機関、専門家等と連携し、新潟焼山の避難対策や応急

対応等をあらかじめ共同検討するための活動火山対策特別措置法に基づく新潟焼山火山防災協議会を設置し、事務局として運営を行う。

(2) 観測体制の整備

県は、気象庁等国の機関に対し、観測体制の強化を働きかけるとともに噴火の前兆現象の検知に努める。また、新潟焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、観測機器等の整備を行う。

(3) 減災のための国土保全事業の推進

県は、噴火時等に生じる被害の軽減を図るため、治山、治水、砂防事業等の国土保全事業をハード対策、ソフト対策の両面から総合的、計画的に推進する。

(4) 避難計画の策定等

県は新潟焼山火山防災協議会に参画し、被害想定に関する情報の提供などを行う。協議会では、新潟焼山の特性を考慮した複数の噴火シナリオを作成するとともに、避難計画を策定する。

(5) 防災知識の普及

県は、火山災害に関するリーフレットや資料の配付、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施し、避難計画等に関する防災知識の普及啓発に努める。

(6) 条例に基づく取り組みの推進

県は、登山の計画を届け出ることが、火山災害による遭難の防止に資するものであることの周知など「新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例」の目的を達成するための取り組みを推進する。

(7) 避難の実施体制等

ア 情報の収集・共有

(ア) 県は、新潟焼山、妙高山の活動に異常な現象を発見したときは、直ちに新潟地方気象台に連絡するよう、あらかじめ連絡窓口を確認する。

(イ) 県は、ヘリコプターによる上空からの観測・情報収集活動を行う体制を県警察とともに整備する。

イ 避難の実施体制

県は自衛隊・近隣市町村等の協力のもとに、市町村の住民避難等を支援する体制を整備する。

5 市町村の役割

(1) 防災知識の普及

市町村は、新潟焼山火山防災協議会等における検討を通じて、火山防災マップ（火山ハザードマップに、噴火警報等の解説、避難場所や避難経路、避難の方法、住民、登山者等への情報伝達の方法等の防災上必要な情報を記載したもの）や地区別防災カルテ、火山災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成・配布し、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

また、パンフレット、ジオパーク関連施設等や、観光関連の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対しても防災知識の普及啓発に努める。

(2) 避難指示等の具体的な発令基準の策定・見直し

市町村は、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、新潟焼山火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う都道府県や気象庁等との連携に努める。

(3) 入山規制等の体制整備（噴火警戒レベル1～3対応）

市町村は、登山者等に対する注意喚起看板を設置すると共に、噴火警戒レベルに対応した立入規制箇所を検討し、立入規制に必要なバリケード・周知看板等を事前に準備する。

(4) 避難体制の整備（噴火警戒レベル4～5対応）

ア 避難計画の策定等

市町村は、新潟焼山火山防災協議会に参画し、関係機関と情報共有を図ると共に、協議会において避難計画策定等を行い、住民、登山者等に広く周知する。

イ 組織面の整備

(ア) 市町村は、住民、登山者等への火山防災情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための体制を整備する。

(イ) 市町村は、住民、登山者等を避難させる際の県・消防機関・自衛隊等との協力体制を整備する。

ウ 施設面の整備

(ア) 情報伝達のための施設

市町村は、住民、登山者等への火山防災情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための施設を整備する。

また、防災行政無線、緊急速報メール等、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

(イ) 避難者受入れのための施設

市町村は、危険区域外に避難住民、登山者等全員の受入れが可能な施設の確保に努める。

エ 防災訓練の実施

市町村は、県、関係機関等とも協力し、自主防災組織、宿泊施設等の民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した実践的な訓練を実施し、訓練後には評価・分析を行い、避難計画等の継続的改善を図る。

(5) 避難促進施設の避難体制の整備支援

市町村は、不特定多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で、火山現象発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるもの（以下、「避難促進施設」という。）を選定するとともに、当該施設への情報連絡体制を整備する。

また、当該施設が行う避難確保計画の策定や避難訓練の実施等に必要な助言等を行う。

(6) 火山灰の収集、処理方法の検討

市町村は必要に応じ、火山灰の収集方法や集積場等をあらかじめ選定しておく。

(7) 異常の覚知

活火山周辺市町村は、新潟焼山、妙高山の活動に異常な現象を発見したときは、直ちに新潟地方气象台に連絡するよう、あらかじめ連絡窓口を確認する。

6 北陸地方整備局の役割

(1) 火山噴火対策への協力

ア 北陸地方整備局は、新潟焼山火山防災協議会に参画すると共に、火山噴火対策に資する調査に協力する。

イ 火山噴火を原因とする土石流によって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市町村へ通知するとともに一般への周知を行う。

ウ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市町村へ通知するとともに一般への周知を行う。

7 県警察の役割

(1) 交通規制体制の整備

ア 高速道・主要幹線道における交通規制

県警察は、新潟焼山火山防災協議会に参画すると共に、高速道・主要幹線道

において、火山災害の規模及び段階に対応する規制箇所を検討し、火山災害発生時に迅速かつ的確に交通規制を実施する体制を整備する。

イ 規制情報等の広報体制の整備

規制情報を、避難者、運転者、地域住民、登山者等に対して、ラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適宜、適切な広報を実施する体制を整備する。

8 新潟焼山火山防災協議会の役割

(1) 情報の共有

平常時から火山活動、防災対策に関する情報を共有する。

(2) 避難計画の策定等

火山防災協議会は、新潟焼山の特性を考慮した複数の噴火シナリオや避難計画の策定、県及び市町村の地域防災計画の見直し及び修正に関する検討や、避難促進施設の選定等に関する助言、退避壕・退避舎等の必要性の検討など火山災害に対する防災体制の検討を共同で行う。

また、円滑な検討を行うため、検討事項に応じたコアグループやワーキンググループ等の部会も設置する。

(3) 訓練等の実施

火山防災協議会は、単独または、市町村等との連携により各種訓練を実施し、訓練により明らかになった課題について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図る。

(4) 防災知識の普及

火山防災協議会は、火山防災講演会の開催等により、防災教育を実施し、避難計画等に関する防災知識の普及啓発に努める。

9 避難促進施設の所有者又は管理者の役割

- ・市町村地域防災計画に定められた避難促進施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、情報伝達や避難訓練等、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めた避難確保計画を作成し市町村長に報告するとともに公表する（変更した場合も同様）。
- ・また、避難確保計画にもとづき、避難訓練を行うとともに結果を市町村長に報告する。

10 火山災害が想定される市町村の地域防災計画に定めるべき事項

- ・計画の対象とする火山
- ・新潟焼山火山防災協議会に関する事項
- ・予想される火山活動と被害
- ・危険区域の想定と周知
- ・噴火警報（噴火警戒レベル）
- ・観測体制の整備
- ・新潟焼山火山防災協議会で策定した避難計画及び避難体制の整備
- ・立入規制の整備
- ・要配慮者への支援に関する事項
（要配慮者利用施設への情報伝達方法含む）
- ・災害意識の向上（防災訓練の実施等）に関する事項
- ・避難確保計画を作成すべき施設（避難促進施設）の名称および所在地に関する事項
- ・避難促進施設の所有者又は管理者への火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

- ・ 救助に関する事項
- ・ 火山の噴火による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

11 市町村が「避難施設その他の避難場所に関する事項」及び「避難路その他の避難経路に関する事項」を定める際の基準

(1) 住民等避難の場合

指定避難所、避難経路及び避難方法について、新潟火山防災協議会が定める避難計画に則り定めるものとする。

(2) 登山者等避難の場合

具体的な避難経路の指定に併せて、取るべき避難経路の考え方について、新潟火山防災協議会が定める避難計画に則り定めるものとする。

第2節 火山災害応急対策

【関係機関】県（◎防災局、農林水産部、土木部、交通政策局）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、新潟地方気象台、北陸地方整備局

1 計画の方針

(1) 基本方針

火山災害の応急対策として、まず災害発生直前の噴火警報等の伝達及び避難誘導等の対策があり、発生後は機動的初動調査等被害状況等の収集、連絡を行う。次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止を行う。また国内外からの人的・物的支援の受け入れを行う。

火山災害の応急対策においては、県、関係市町村、関係機関、専門家等が参画する現地対策本部を設置するなど、共同で対策にあたれるよう、平常時から体制整備を図る。

本計画においては、火山災害特有の計画として、災害発生直前から所要の体制整備について主に定めるものとし、以降の救命救急活動、避難対策、生活支援などの普遍的な応急対策については、「風水害対策編」に定めるところにより、必要な業務を実施する。

(2) 各主体の役割

ア 県民、自主防災組織、滞在者等の役割

県民、自主防災組織及び一時滞在者（登山者、観光客等）は、火山活動に係る異常現象を発見したときは、市町村又は県警察に通報するとともに、必要に応じて自発的に被災者・要配慮者を救助し、避難する。

○ 火山活動による主な異常現象

- a 火山性地震（微動）の群発
- b 鳴動、音響
- c 火山周辺の地形変化
- d 噴気、地熱、温泉等の温度又は噴出・湧出量の変化
- e 火口の火山ガス、昇華物（硫黄など）の変化
- f 動物の異常行動

イ 県の役割

県は、新潟県焼山火山監視システムの監視カメラ等で異常が認められた場合や、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）又は新潟地方気象台から噴火警報等の伝達を受けた場合は、その内容を関係機関に伝達する。特に特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村に通知するとともに、関係市町村へはホットラインによる電話連絡を行い、「新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例」に基づく登山届の情報について関係機関との情報共有等を行う。

また、被害をできるだけ軽減させるために緊急減災対策の実施や、必要な資機材の調達等を速やかに行うとともに、市町村の実施する避難、降灰対策等を支援する。

さらに県は、大規模噴火時等、被害の規模に応じて、他の都道府県等に対して応援を求め、さらに必要に応じて県内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

ウ 市町村の役割

市町村は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）又は新潟地方気象台から噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）の伝達を受けた場合には、その内容を住民、登山者等及び関係機関に周知するとともに、新潟焼山火山防災協議会等の助言を踏まえ、警戒区域を設定し、入山規制や避難指示等を行う。また住民、登山者等の適時適切な避難、避難所の開設、避難所の管理運営、降灰対策等の措置を講ずる。

また市町村は、大規模噴火時等、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

エ 新潟地方気象台の役割

新潟地方気象台は、新潟焼山又は妙高山で火山活動に係る異常が認められた場合は、噴気の状態等の火山現象の発生及び推移について情報収集を行い、気象庁火山監視・警報センターが発表する噴火警報や噴火速報等を関係機関に伝達するとともに、放送機関に伝達する。なお、火映、鳴動、空振等の軽微な火山現象を観測した場合についても、速やかに火山防災協議会の関係機関へ連絡して情報共有に努める。

また、噴火警戒レベルの切り替えに当たっては、新潟焼山火山防災協議会や市町村等に対して、避難対策等の検討に資する助言を行う。

オ 北陸地方整備局の役割

北陸地方整備局は、新潟焼山についての火山噴火対策に資する調査に協力するとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）を派遣し、被災状況の把握、災害応急対策等、県及び市町村が行う活動に対する支援を実施する。

また、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難

指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市町村に通知するとともに、県への通知及び一般への周知も行う。

カ 県警察の役割

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し、通行可能な道路を把握するとともに、一般車両の通行を禁止するなど災害応急対策従事車両の通行を確保するために必要となる交通規制を実施する。また、警戒区域が設定された場合においては、警戒区域内及びその周辺の社会秩序の維持に努める。

キ 新潟焼山火山防災協議会の役割

新潟焼山火山防災協議会は、市町村からの求め等により避難指示等及び警戒区域の設定等に関して共同で検討し、市町村へ助言を行う。

(3) 達成目標

火山の活動についての的確な監視及び観測を実施し、関係機関、住民、登山者等への噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）についての迅速な周知を図るとともに、入山規制等、迅速な住民、登山者等の避難、降灰対策等を的確に行うことにより、生命、身体及び財産への被害を最小限に止める。

(4) 要配慮者への配慮

ア 避難に時間を要する要配慮者については、早期（噴火警戒レベル4）の避難を促すとともに、住民、登山者等の避難時には、風水害対策編第3章第9節「住民等避難計画」及び同章第27節「要配慮者の応急対策」に定めるところにより、要配慮者に配慮する。

イ 市町村は、要配慮者の家屋等の降灰の除去が必要な場合には、近隣住民、ボランティア等の協力を促す。

(5) 積雪期の対応

積雪期においては、避難行動等に時間を要するだけでなく、山に雪のある時期に火山が噴火すると、噴出物等が雪を一気に溶かし、樹木をなぎ倒し、地面を削り取って大量の土砂及び岩を巻き込んで、非常に速いスピードで流れるので（融雪型火山泥流）、関係機関、住民等の速やかな対応が必要となる。

(6) 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

2 情報の流れ

新潟焼山噴火時等における関係機関相互の連絡体制は火山防災協議会で別に定める。

3 新潟地方気象台から伝達する噴火警報・予報等について

(1) 噴火警報・予報等の種類

ア 噴火警報、予報の名称、噴火警戒レベル

「第1節 火山災害予防計画 1 計画の方針 (5)噴火警報等の概要」のとおり。

イ 降灰予報

「第1節 火山災害予防計画 1 計画の方針 (5)噴火警報等の概要」のとおり。

ウ 噴火速報

「第1節 火山災害予防計画 1 計画の方針 (5)噴火警報等の概要」のとおり。

エ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

オ 火山の状況に関する解説情報

火山の状況に関する解説情報（臨時）は、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性（噴火警戒レベル未導入火山では噴火警報を発表（又は切替）する可能性）があると判断した場合、又は判断に迷う場合に発表する。

「火山の状況に関する解説情報」は、現時点では噴火警戒レベルを引き上げる可能性（噴火警戒レベル未導入火山では噴火警報を発表（又は切替）する可能性）は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、適時発表する。

カ 火山ガス予報

居住地に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

キ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎月上旬に発表する。

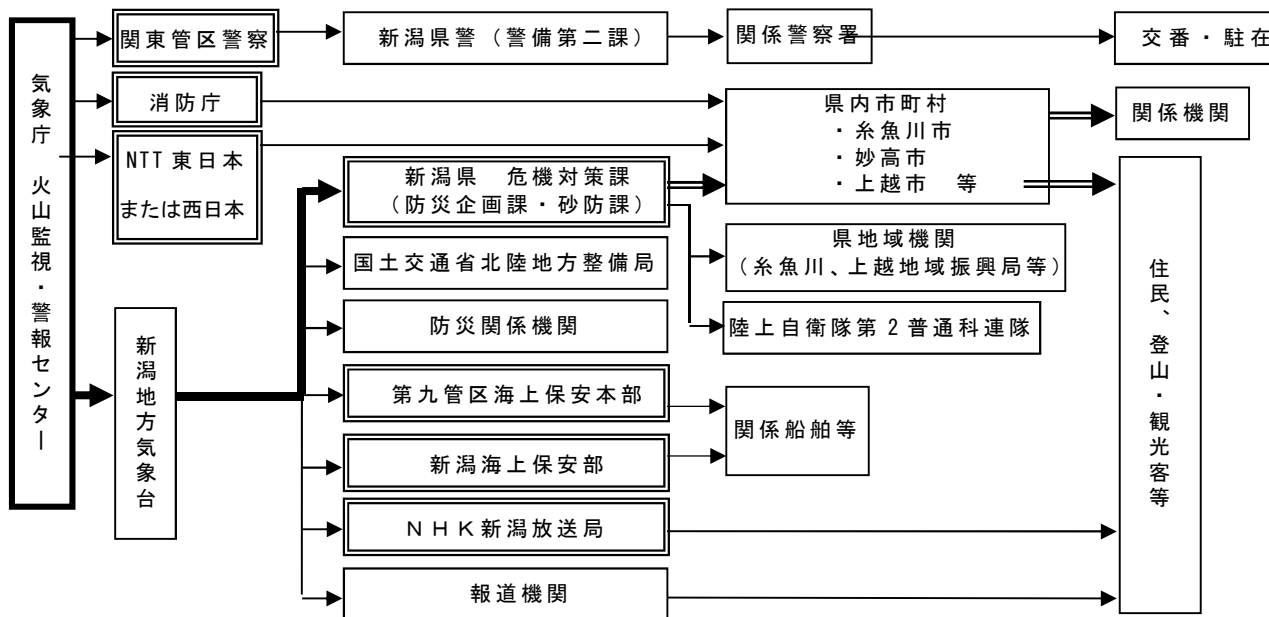
ク 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

(2) 伝達対象火山（県外は県境から概ね 40 km以内で、防災対策上必要とする活火山）

火山名	所在地	噴火警戒レベルを運用している火山 (R3.1.1現在)
新潟焼山	新潟県	○
妙高山	新潟県	
吾妻山	山形県・福島県	○
磐梯山	福島県	○
沼沢	福島県	
燧ヶ岳	福島県	
草津白根山	群馬県	○
浅間山	群馬県・長野県	○
弥陀ヶ原	富山県	○

(3) 噴火警報等の伝達系統図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注) 二重線及び太字の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報(臨時)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

4 業務の体系

(1) 業務体系の概要(新潟焼山・妙高山共通)

火山活動の監視・観測	定期的監視・観測、臨時監視・観測の実施
気象庁機動観測班の派遣	緊急観測の実施
噴火警報等の伝達	噴火警報等の関係機関への伝達及び情報共有
入山規制等	入山規制又は警戒区域の設定
住民及び一時滞在者の避難	避難指示
降灰対策	道路、下水道、都市排水路、公園等の公共施設、農林水産業、宅地等の降灰による被害の拡大防止及び除去

○ 火山災害により、救急・救助活動、医療救護活動、公共施設、ライフライン等の応急対策等が必要となった場合には、「風水害対策編」に定めるところにより、

必要な業務を実施する。

(2) 噴火警戒レベルに応じた主要な防災対策（新潟焼山）

ア 事前に噴火警戒レベルが引き上げられた場合

① 噴火警戒レベル1【活火山であることに留意】～噴火予報～

(ア) 定期的な火山活動の監視・観測を実施する。

(イ) 状況により、想定火口域（山頂から概ね半径1km以内）への立入規制を実施する。

② 噴火警戒レベル2【火口周辺規制】～火口周辺警報～

(ア) 噴火警報等の関係機関への伝達及び情報共有をおこなう。

(イ) 県において情報連絡室を設置するとともに、市において情報連絡体制又は警戒体制をとる。

(ウ) 臨時監視・観測を追加する。

(エ) 山頂から概ね1km又は2km以内の立入規制（登山道）をおこなう。

(オ) 緊急減災対策を実施する。

③ 噴火警戒レベル3【入山規制】～火口周辺警報～

(ア) 噴火警報等の関係機関への伝達及び情報共有をおこなう。

(イ) 県及び市において警戒本部又は対策本部等の設置、警戒区域の検討をおこなう。

(ウ) 山頂から概ね半径4km又は7km以内の立入規制（登山道）をおこなう。

(エ) 緊急減災対策を実施する。

(オ) 市において避難所開設準備をおこなう。

④ 噴火警戒レベル4【高齢者等避難】～噴火警報～

(ア) 噴火警報等の関係機関への伝達及び情報共有をおこなう。

(イ) 県及び市において、災害対策本部等を設置する。

(ウ) 県は現地対策本部等を設置する。（県候補案：糸魚川地域振興局）

(エ) 県、関係市町村、関係機関、専門家等が参画する合同対策本部を設置する。（候補案：糸魚川市役所）

(オ) 自主避難及び要配慮者の避難を開始する。

(カ) 緊急減災対策を一時中止する。

(キ) 市において避難所を開設する。

(ク) 県警察、道路管理者において、交通規制の準備を開始する。

⑤ 噴火警戒レベル5【避難】～噴火警報～

(ア) 噴火警報等の関係機関への伝達及び情報共有をおこなう。

(イ) 警戒区域内の住民等の避難を開始する。

(ウ) 市において避難所を増設し、必要に応じて二次避難を実施する。

(エ) 県警察、道路管理者において、交通規制を実施する。

(オ) 被害が発生した場合、各施設管理者において応急対策を実施する。

(カ) 県と市において、噴火規模等に応じて、他の都道府県や市町村に対し、必

要な応援を求める。

イ 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合

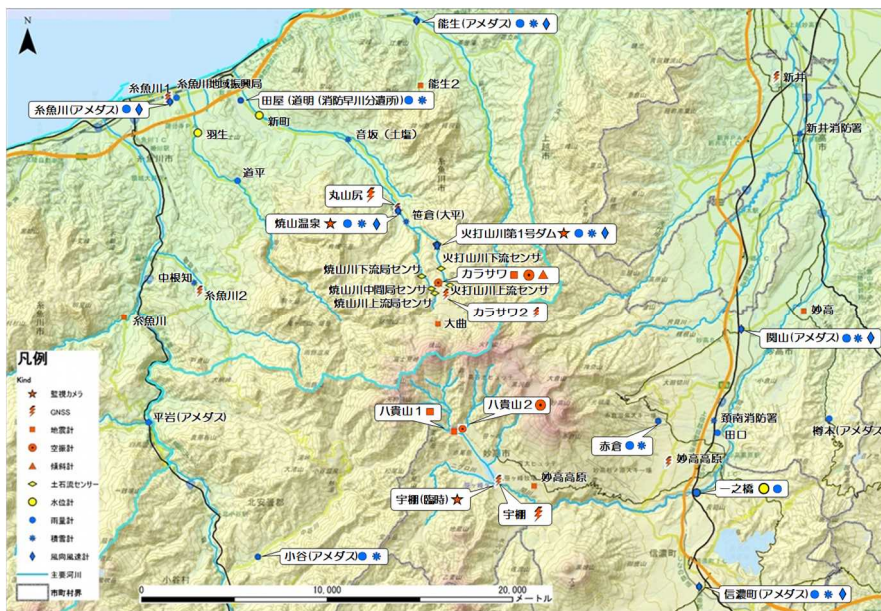
引き上げ後のレベルの程度に関わらず、県及び市において災害対策本部等を設置するなどの非常体制を取る。その他、上記アに準じて必要な防災対策対応を取る。

5 業務の内容

(1) 火山活動の監視・観測

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟地方気象台	・新潟焼山又は妙高山に異常が認められた場合は、気象庁火山監視・警報センターへ報告すると共に、噴気の状況等の火山活動について情報収集に努める。	
県	・新潟焼山火山監視システムによる監視カメラで、噴火や噴煙、降灰の状況を監視し、異常が認められた場合は、新潟地方気象台や関係機関へ報告する。	
市町村	・市町村の区域内に降灰がある場合は、降灰除去事業実施要綱に基づき降灰測定地点を県と協議のうえ国土交通大臣に届け出、降灰量の測定を行う。	
県消防防災航空隊 県警航空隊	・新潟焼山又は妙高山に異常が認められる場合は、関係機関のヘリコプターによる上空からの観測に協力する。	
北陸地方整備局	・新潟焼山に異常が認められる場合は、ヘリコプターによる上空からの観測に協力する（ただし、火山噴火対策に資するものに限る）。	

※ 新潟焼山周辺の監視観測機器の配置状況は以下のとおり



機器	位置	機関
監視カメラ	焼山温泉	新潟県
	火打山川第1号ダム	新潟県
	宇都(臨時)	気象庁
地震計	戸隠	防災科学技術研究所
	妙高高原	防災科学技術研究所
	糸魚川	防災科学技術研究所
	妙高	防災科学技術研究所
	能生2	気象庁
	上越中ノ俣	気象庁
	カラサワ	気象庁
傾斜計	大曲	気象庁
	八貫山1	気象庁
	カラサワ	気象庁
	カラサワ	気象庁
空振計	八貫山2	気象庁
	八貫山2	気象庁
GNSS	妙高高原	国土地理院
	糸魚川2	国土地理院
	糸魚川1	国土地理院
	新井	国土地理院
	宇都	気象庁
土石流センサー	丸山尻	気象庁
	カラサワ2	気象庁
	焼山川上流局センサ	上越森林管理署
	焼山川中間局センサ	上越森林管理署
	焼山川下流局センサ	上越森林管理署
水位計	火打山川上流センサ	上越森林管理署
	火打山川下流センサ	上越森林管理署
	火打山川第1号ダム	新潟県
	一之橋	新潟県
	羽生	新潟県
雨量計	新井	新潟県
	小谷(アメダス)	気象庁
	徳濃町(アメダス)	気象庁
	樽本(アメダス)	気象庁
	平岩(アメダス)	気象庁
	関山(アメダス)	気象庁
	能生(アメダス)	気象庁
	糸魚川(アメダス)	気象庁
	赤倉	国土交通省
	田口	新潟県
	一之橋	新潟県
	田屋(連明(消防早川分遣所))	糸魚川市
	遊平	新潟県
	糸魚川地域振興局	新潟県
焼山温泉	新潟県	
火打山川第1号ダム	新潟県	
積雪計	小谷(アメダス)	気象庁
	徳濃町(アメダス)	気象庁
	関山(アメダス)	気象庁
	能生(アメダス)	気象庁
	赤倉	国土交通省
	新井消防署	妙高市
	頸南消防署	妙高市
	中根知	新潟県
	田屋(連明(消防早川分遣所))	糸魚川市
	笹倉(土庫)	糸魚川市
笹倉(大庫)	糸魚川市	
焼山温泉	新潟県	
火打山川第1号ダム	新潟県	
風向風速計	徳濃町(アメダス)	気象庁
	関山(アメダス)	気象庁
	能生(アメダス)	気象庁
	糸魚川(アメダス)	気象庁
焼山温泉	新潟県	
火打山川第1号ダム	新潟県	

(2) 噴火警報等の伝達

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟地方気象台	・気象庁火山監視・警報センターが発表した噴火警報等のうち、9火山（県内は新潟焼山・妙高山、県外は県境から概ね40km以内で、防災対策上必要とする活火山）に係る噴火警報等を県、警察本部及び放送機関に伝達する。	
県	・知事は、新潟地方気象台から噴火警報等の伝達を受けた場合は、その内容、それから予測される災害の事態、取るべき措置等を市町村長に伝達する。	
市町村	・市町村長は、噴火警報等の伝達を受けた場合並びに火山活動により人体及び構造物に被害を生じた場合又はそのおそれがある場合には、その内容を通信手段を用い、迅速かつ的確に住民及び一時滞在者（登山者、観光客等）並びに警察署等に伝達し、周知徹底する。	警察署 交番・駐在所

(3) 入山規制等

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の状況に応じて発表される噴火警報・予報（噴火警戒レベル）に対応し、火山災害から住民及び一時滞在者（登山者、観光客等）（以下「住民等」という。）の安全を確保するため必要がある場合には、隣接市町村と連携し、入山規制又は災害対策基本法第63条の規定による警戒区域の設定（以下「入山規制等」という。）を行い、危険な区域への住民、登山者等の立入りを制限する。 ・入山規制等を行った場合には、広報、立札等により、その旨を住民、登山者等に周知させる。 	新潟地方気象台・隣接市町村

※ 新潟焼山の具体的な入山規制や防災対応等については、新潟焼山火山防災協議会で別に定める。

(4) 住民、登山者等の避難

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の状況に応じて発表される噴火警報・予報（噴火警戒レベル）に対応し、住民、登山者等の避難が必要な場合には、避難計画に基づき、的確かつ迅速に避難させる。なお、新潟焼山の避難計画については、新潟焼山火山防災協議会で別に定める。 ・避難指示の実施方法については、本章第1節「火山災害予防計画」及び風水害対策編第3章第9節「住民等避難計画」に定めるところによる。 	

(5) 降灰対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、下水道、都市排水路、公園等の公共施設の降灰の状況の把握、除去を行う。 ・降灰による、農作物、林産物、水産物（養殖魚等）、家畜等（以下「農作物等」という。）の被害状況を把握する。 ・農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等と協力して、降灰の除去、農作物等の管理等について、生産者に助言・指導し、被害拡大の防止を図る。 ・降灰による、家屋等の農作物等以外の被害状況を把握し、家屋等の所有者、管理者等による降灰の除去等について、助言・指導、除去した降灰の集積場所の確保等を行う。 ・要配慮者の家屋等の降灰の除去が必要な場合には、近隣住民、ボランティア等の協力を促す。 	道路管理者、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等を通じて、降灰による、道路、下水道、都市排水路、公園等の公共施設、農作物等、宅地等の被害状況を把握する。 ・降灰時の農作物等の管理について、市町村に助言を行う。 	道路管理者

(6) 応援受入体制の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
県及び被災市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・応援要請等の必要が予測される規模の噴火が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。 ・国、関係都道府県、市町村等との連携を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。 	

(7) 避難及び救助に関する広域調整

震災対策編第3章第8節「住民等避難計画」及び同章第17節「救急・救助活動計画」に定めるところによる。

(8) 噴火に伴い発生する軽石（※）への対策

実施主体	対 策	協力依頼先
県（交通政策局）	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者は、その所管する港湾区域内の航路等について、噴火に伴い発生した軽石が漂流することにより、船舶の航行が危険と認める場合には、国土交通省に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。 	北陸地方整備局、港湾利用者等
県（農林水産部）	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港管理者は、その所管する漁港区域内の航路等について、噴火に伴い発生した軽石が漂流することにより、船舶の航行が危険と認める場合には、農林水産省に報 	漁業協同組合

	告するとともに、軽石除去による航路啓開に努める。	
北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・航路等について、港湾管理者からの要請により管理を行う場合、船舶の交通を確保するため、早急に被害状況を把握し、大量かつ広範囲に漂流する軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、政府本部に報告するとともに、軽石の回収を目的とした船舶を活用した軽石除去、建設業者等と連携した除去作業等の応急復旧を行う。 	

※：他の火山から発生し、海上を漂流して新潟県沿岸へ漂着した軽石を想定

6 火山災害が想定される市町村の地域防災計画で定める事項

- ・ 火山災害に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項
- ・ 火山防災協議会に関する事項
- ・ 噴火警報等の住民・登山者等及び警察署等への伝達及び周知に関する事項
- ・ 噴火警報・予報（噴火警戒レベル）に対応した入山規制等に関する事項
- ・ 噴火警報・予報（噴火警戒レベル）に対応した住民、登山者等の避難に関する事項
- ・ 降灰対策に関する事項

第4章 林野火災対策

第1節 林野火災予防計画

【関係機関】 県（◎防災局、県民生活・環境部、農林水産部、教育庁）、市町村、消防本部、林野関係団体・事業者等（森林組合連合会、森林組合等）、森林等の所有者、森林等の利用者

1 計画の方針

(1) 基本方針

林野火災から豊かな自然環境と森林資源、生命・財産を守るため、県、その他関係者は、火災予防体制の整備、防火思想の普及、消防体制や資機材等の整備・充実を図る。

(2) 各主体の責務

ア 森林等の利用者（地域住民等、ハイカー、登山者）は、森林を利用する際は、林野火災の重大な危険性を常に念頭に置き、たばこやたき火等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、失火や延焼の原因となるゴミ等は必ず持ち帰る。

イ 森林等の所有者は、森林内での火気を取扱に十分注意しなければならない。また、適正に管理された森林は林野火災発生危険性の軽減にもつながることから、森林の適正な保育管理に努める。

所有森林で、地ごしらえ、害虫駆除、焼畑等で「火入れ」を行う場合、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、あらかじめ市町村長の許可を受けなければならない。

ウ 市町村は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気の使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じ、林野火災の発生予防に努める。

エ 市町村は、林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域の把握に努め、必要に応じ林野火災特別地域対策事業等の実施を推進する。

オ 消防機関は、林野火災を想定した出動計画の整備、消防水利の確保を図るとともに、火災発生のおそれがある気象時には、森林等の利用者に対する出火防止の広報や林野の巡視・監視等の警戒を強化する。

カ 県は、関係機関による被害情報収集の調整並びに消防防災ヘリコプターによる情報の収集・伝達及び空中消火等の体制の整備を行うとともに、防災関係機関のヘリコプターによる広域応援の受入体制の整備を図る。

キ 県、市町村、消防機関は、林野火災に対する消火資機材の整備・充実を図るとともに、県内外の消防機関や警察、自衛隊、林野関係団体・事業者等との協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう平時から情報

交換等に努める。

ク 県、市町村、消防機関、林野関係団体・事業者等は、協力して森林等の利用者の防火思想の普及に努める。

(3) 達成目標

林野火災発生の防止と発生時の被害の極小化を図る。

2 地域住民等の役割

地域住民及び入山者等は、林野火災の重大な危険性を常に念頭に置き、たばこやたき火等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、失火や延焼の原因となるゴミ等は必ず持ち帰る。

3 林野関係団体・事業者の役割

- (1) 林野関係団体・事業者等は、作業を行う際は、たばこやたき火、燃料等火気の手扱いに十分注意しなければならない。
- (2) 地ごしらえ、害虫駆除、焼畑等で森林へ「火入れ」を行う場合、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、森林所有者と協議のうえ、あらかじめ市町村長の許可を受けなければならない。
- (3) 林野火災発生時に備え、作業員等の安全確保のための連絡体制及び避難体制の整備・充実を図る。
- (4) 消防機関等の求めに応じ、消防隊の進入路となる林道や作業道などの森林情報を提供する。
- (5) 県、市町村、消防機関が実施する防火思想の普及に協力する。

4 森林等の所有者の役割

森林等の所有者は、森林内での火気の手扱いに十分注意しなければならない。また、適正に管理された森林は林野火災発生の危険性軽減にもつながることから、森林の適正な保育管理に努める。

所有森林で、「火入れ」を行う場合、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、あらかじめ市町村長の許可を受けなければならない。

また、消防機関や林野関係団体・事業者に予防に必要な森林情報の提供に努める。

5 市町村の役割

(1) 火災予防体制の整備

（林野火災に強い森林環境の整備）

ア 市町村は、林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域（市町村）について、林野火災対策の推進のため、県と協議のうえ林野火災特別地域の決定をすることができる。林野火災特別地域の決定をした市町村は、県と協議して林野火災特別対策事業計画を定め、その事業の実施を推進する。

イ 市町村は、消防車両の通行に支障のないよう林道（防火道）の適正な維持管理に

努める。

ウ 市町村は、火災防止の呼びかけや火災の早期発見のため、地域住民等を活用した監視体制の構築や、必要に応じて監視所等の設置に努める。

(森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施)

エ 市町村は、林野火災の主な原因となり得る廃棄物の野焼きが原則禁止されていることを広報するとともに、野焼きを発見した場合には指導を行う。

オ 市町村長は、「火入れ」の許可に当たり関係法令に基づいて処分を行い、必要に応じて、消防機関、隣接市町村、その他関係機関と協力して指導を行う。

カ 市町村は、林野火災発生時に森林の利用者及び作業員への広報、避難誘導を速やかに実施できるよう、平時から入林者情報等の把握に努める。

(大火危険気象等に対する警戒)

キ 市町村長は、気象官署から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じるとともに、実施した措置を県に通報する。

(2) 防火思想の普及

市町村は、消防機関とともに林野内に立ち入る機会の多い地域住民等を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を適宜開催し、林野火災防止対策及び発生時の対処について基本的事項を確認し、その周知徹底を図る。

6 消防機関の役割

(1) 火災予防体制の整備

ア 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

消防機関は、森林内及び周辺に所在する作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

イ 大火危険気象等に対する警戒

消防機関は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、地域住民等に対し火気取扱いに関する注意を促すとともに、火災の発生防止に努める。

ウ 火災警報発令時の警戒

消防機関は、市町村長の火災に関する警報の発令を受け、必要により火災警報信号の発令を行い、林野の巡視・監視等の警戒体制を一層強化する。

(2) 消防体制等の整備・充実

ア 出動計画の策定

消防本部は、地域の地勢、植生及び気象条件等を考慮し、林野火災を想定した出動計画を市町村地域防災計画及び市町村消防計画に定める。

イ 消防水利の確保

消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、防火水槽等、川・池等の自然水利、ダムやため池等水源として利用できる施設を調査し、消防水利マップを

作成する。また、林野内に適当な水源が確保できない場合に備え、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力が得られるよう協議しておく。

7 県の役割

(1) 火災予防体制の整備

ア 林野火災に強い森林環境の整備

県は、適正に管理された森林は林野火災発生危険性の軽減にもつながることから、森林所有者等が行う適正な保育管理の支援に努め、必要に応じ森林の保全を行う。

イ ダム・ため池等の情報整備

県は、有効な消防活動に資するよう、県が林地内に整備したダムやため池等の情報を整備する。

ウ 林道等の整備

県は、森林内の道路等は火災時に防火線や消火活動の進入路にもなることから、林道や作業道等の開設の支援に努める。

エ 廃棄物の野焼き対策の徹底

県は、林野火災の主な原因となり得る廃棄物の野焼きが原則禁止されていることについて、市町村と連携を図り、その広報を行うなどの対策に努める。

オ 大火危険気象等に対する警戒

県は市町村から火災警報の発令の通報があった場合、テレビ、ラジオ等の放送機関に放送を要請し、住民及び関係者への周知を図る。

カ 国有林での火災発生に備え、関東森林管理局等と連絡体制を整備する。

(2) 消防体制等の整備充実

ア 県は、市町村、消防機関とともに、林野火災に対する消火活動に適した消火資機材の整備・充実を図る。

イ 県は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び警察、自衛隊、林野関係団体・事業者等の協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動ができるよう平時から情報交換等に努める。

ウ 県は、林野火災発生時の消防防災ヘリコプターによる情報の収集・伝達及び空中消火活動のため、消火資機材等の整備、消防機関との共同訓練、運用方法の研究等体制の整備を行う。

エ 県は、他の都道府県等の消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターの円滑な受援が得られるよう、それぞれの保有資機材等の情報収集、連絡調整方法、提供消火資機材の整備等受入体制の整備を図る。

また、合同訓練を実施し、ヘリコプター部隊相互の連絡調整及び地上消火部隊との連携の強化を図る。

新潟県の空中消火用資機材等の保有状況(令和2年10月1日現在)

項目	品名等	数量	備考
資機材	空中消火用水のう (7,570 <small>リットル</small>) ※1	1基(注)	
	〃 (1,000 <small>リットル</small>) ※2	1基	
薬 剤	化学消火剤「マップ」(1袋 30kg)	85袋	
	消火液染剤(1缶 10kg)	3缶	

保管場所：※1は、陸上自衛隊相馬原駐屯地(群馬県北群馬郡榛東村)

※2は、新潟県消防防災航空隊基地(新潟空港内)

それ以外は、新潟県消防学校(新潟市西区曾和100番地1)

注：当県所有の「空中消火用水のう(7,570 リットル)」は1基であるが、「群馬県、長野県、新潟県、栃木県、茨城県及び静岡県林野火災消火用資機材の保守等に関する協定(平成30年10月15日)」により、林野火災発生時は最大で8基使用することが可能。

(3) 防火思想の普及

ア 県は、市町村、消防機関及び林野関係団体・事業者等と協力して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

特に、毎年4月1日からゴールデンウィークまでの期間を「山火事予防運動」の実施期間とし、駅、庁舎、登山口、樹木等にポスター、標識板、立て看板、横断幕を掲示するとともに、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット等各種広報媒体を活用し、林野火災防止の呼びかけを強化する。

イ 県は、市町村、消防機関とともに、県・市町村教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護等の情操教育を通じた防火意識の醸成を図る。また、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童生徒を通じて家庭への浸透を図る。

ウ 県は、市町村、消防機関、林野関係団体・事業者等と協力して、山火事防止対策のための連絡会議等を適宜開催し、林野火災防止対策及び発生時の対処についての基本的事項を確認し、地域住民等に対してその周知徹底を図る。

(4) 林野火災防災訓練の実施

県は、市町村、消防機関、林野関係団体・事業者等、その他の防災関係機関と協力の下、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防衛技術の向上を図るため、毎年1回以上訓練を実施するよう努めるものとする。

また、林野火災は県境においても多く発生していることを考慮し、隣接県の関係機関との共同訓練について検討するものとする。

8 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 火災気象情報の収集に関する事項
- ・ 防災思想の普及、徹底に関する事項
- ・ 出火防止対策に関する事項
- ・ 初期消火体制に関する事項
- ・ 火災拡大防止体制に関する事項

第2節 林野火災応急対策

【関係機関】 県（◎防災局、農林水産部）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、自衛隊、消防庁、林野関係団体・事業者等（森林組合連合会、森林組合等）、森林等の所有者、森林等の利用者

1 計画の方針

(1) 基本方針

林野火災から豊かな自然環境と森林資源、生命・財産を守るため、出火の早期発見と延焼拡大防止のための体制を整備し、森林等の所有者、消防機関、市町村、県その他関係機関等が協力し消火・救助活動に当たるものとする。

(2) 各主体の役割

ア 出火発見者

林野火災を発見した者は、身の安全の確保をした後、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火に努める。

イ 森林等の所有者

森林等の所有者は、火災を発見した場合、身の安全を確保し、直ちに消防機関に通報し、消防機関の求めにより、消火活動に必要な森林情報を提供する。また、必要に応じ火災後の二次災害防止のための措置を講じるよう努める。

ウ 林野関係団体・事業者等

火災を発見した場合、直ちに消防機関に通報し、作業員等の安全確保を図るとともに、消防機関が行う延焼防止のための森林伐開等の消防活動に協力を求められた場合は、可能な範囲で協力する。また消防活動に必要な林道や作業道等の情報を消防機関の求めに応じて提供する。

エ 消防団

消防団は、消防長又は消防署長の統括的な統制の下に消火活動、飛び火等による延焼警戒及び地域住民等の避難誘導を行う。

オ 消防本部

- 消防本部は、火災の発生、延焼状況について情報を収集し、関係機関に連絡し必要な措置を要請する。特に、地理条件等により空中消火が必要と予想される場合は、速やかに県へ消防防災ヘリコプターの応援要請を行う。
- 消防本部は、消防団等と連携し適切な消火活動等行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

カ 市町村

- 市町村は、森林等の利用者及び作業員の安全確保のため広報、避難誘導を行う。
- 市町村長は、消防力だけでは当該林野火災への対応が難しい場合は、知事に對し自衛隊の派遣要請を依頼する。

キ 県警察

- 警察本部は、必要に応じ警察ヘリコプターにより情報収集等を行う。
- 警察署等は、消防車両の通行確保のため交通規制を行うとともに、緊急通行車

両以外の車両の通行禁止又は制限をする。また、森林等の利用者及び作業員の安全確保のため広報、避難誘導を行う。

ク 県

- ・ 県は、消防機関に対し消防用水の確保に必要なダムやため池に関する情報を提供する。
- ・ 県は、国有林内での火災発生、類焼の可能性がある場合は、関東森林管理局等から消火活動に必要な情報を入手するとともに、消防機関が必要に応じ防火帯等設置する場合、関東森林管理局等に協力を依頼する。

2 情報の流れ

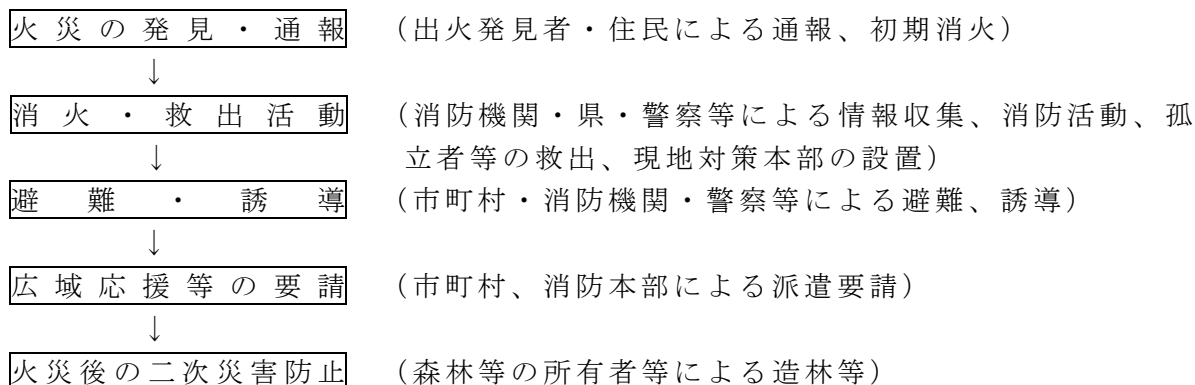
(1) 災害発生現場から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
出火発見者、住民	消防本部、消防団	出火・延焼の通報
消防本部、消防団	市町村、警察署	出火・延焼等被害状況、消火活動・避難情報、応援要請
市町村、消防本部	被災地外消防本部又は地域代表消防本部 県、警察本部	出火・延焼等被害状況、消火活動・避難情報、応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）
県	消防庁、自衛隊	出火・延焼等被害状況、消火活動・避難情報、緊急消防援助隊要請、自衛隊要請

(2) 災害発生現場へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
消防庁、自衛隊	県	緊急消防援助隊応援出動、自衛隊出動
県、警察本部	市町村、消防本部	緊急消防援助隊応援出動、自衛隊出動、ヘリコプター偵察情報
被災地外消防本部 又は地域代表消防本部	市町村、消防本部、県	県内広域消防応援部隊出動
市町村、消防本部、消防団、警察署	住民	出火、延焼等被害情報、消火活動・避難情報

3 業務の体系（火災発生後のフロー）



4 業務の内容

(1) 出火の発見、通報等

実施主体	対 策	協力依頼先
出火発見者	林野火災を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火に努める。	消防本部 消防団

(2) 消火、救出活動

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部、消防団	<p>ア 通報を受けた消防機関は直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、関係機関に必要な対応措置を要請する。</p> <p>イ 消防本部は、消防団、林野関係団体・事業者等、消防防災ヘリコプター等と協力し、火災の発生、延焼状況についての情報を収集し、早期の状況把握に努める。</p> <p>ウ 林野火災では消防水利の確保が難しい場合が多いので、予め作成した消防水利マップにより最寄りの水源からの送水ルートの早期確保に努める。また、自然水利が得られない場合は、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者へ消火用水の運搬について協力を依頼する。</p> <p>エ 消防本部は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断する場合は、森林等の所有者と調整のうえ、森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。</p> <p>オ 火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防長等を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮に当たる。</p>	<p>県 県警察 市町村</p> <p>林野関係機関</p> <p>建設事業者等</p>

森林等の所有者、 林野関係団体・事 業者等	消防機関に対し消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供を行う等消火活動に協力する。	
県、県警察	<p>県、警察のヘリコプターは、被害情報の地上消防隊等への提供、飛び火の警戒に当たるとともに、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。</p> <p>県ヘリコプターは、必要に応じ空中消火を実施する。</p> <p>警察署等は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限をする。</p>	

(3) 避難誘導活動

実施主体	対 策	協力依頼先
林野関係団体・事 業者等	森林内の作業員の安全確保を図る。	
市町村、消防機 関、警察署	<p>林野火災発生のお知らせを受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、森林等の利用者及び作業員に速やかに退去するよう呼びかける。</p> <p>道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。</p>	
市町村	市町村長は、林野火災の延焼により住宅等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難指示等を行い、警察署等と協力して住民を安全に避難させる。	
県、警察本部	必要に応じヘリコプターによる空からの避難の呼びかけを行う。	

(4) 広域応援等の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	<p>消防本部は、自らの消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく他消防本部への応援要請を行う。また、必要に応じ、県に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。(風水害対策編第3章第16節「消火活動計画」4(3)応援要請による。)</p> <p>また、空中消火等のため、広域航空消防応援が必要となったときは、県に要請を行う。</p>	隣接消防本部等 県

市町村	市町村長は、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもって消火活動に対応できない場合は、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼し、必要な消火体制を確保する。(この項、風水害対策編第3章第11節「自衛隊の災害派遣計画」による。)	県
県	<p>ア 県は、県内の消防力での対応できないと判断した場合は、総務省消防庁に緊急消防援助隊の出動要請を行う。(この項、風水害対策編第3章第16節「消火活動計画」4(3)応援要請による。)</p> <p>イ 県は、自衛隊の災害派遣が必要と判断した場合は、派遣を要請する。(この項、風水害対策編第3章第11節「自衛隊の災害派遣計画」による。)</p> <p>ウ 県は市町村から要請があり、かつ必要と認められる場合は、総務省消防庁へ広域航空消防応援の要請を行う。</p>	

(5) 火災後の二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
森林等の所有者	早期の自然復旧が見込めない場合には、焼失した森林等から降雨等による土砂流出等の二次災害が起こらないよう、造林等の措置を講ずるよう努める。	
国、県、市町村	互いに協力し、専門技術者を活用して、降雨等による二次災害の危険箇所の調査を行い、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制をとる等必要な措置に努める。	

(6) 惨事ストレス対策

- ア 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- イ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

5 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 関係機関との連絡体制に関する事項
- ・ 住民への広報に関する事項
- ・ 現地指揮本部等の設置に関する事項

第5章 油等流出事故災害対策

第1節 油等流出事故災害対策総則

【関係機関】 県（◎防災局、農林水産部、土木部、交通政策局）、県警察、市町村、消防本部、新潟地方気象台、関東東北産業保安監督部、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、指定海上防災機関、石油連盟、新潟県沿岸排出油等防除協議会、県漁業協同組合連合会

1 計画の方針

(1) 対象とする事故災害等

本章で対象とする事故災害及び対策の内容は、以下を基本とする。

ア 海上における船舶の衝突、乗場、転覆等の事故に伴う油、有害液体物質、危険物その他の物質（以下「油等」という。）の大量流出による著しい海洋汚染事故

イ 陸上施設からの油等の流出による著しい海洋汚染事故

ただし、石油コンビナート等特別防災区域内での事故は、「新潟県石油コンビナート等防災計画」で定めるところによる。

ウ 海洋石油鉱山における暴壊事故等による大量の油流出事故

エ 対策の内容は、主として沿岸住民等の生活の安全を確保するための流出油等の防除、環境保全対策とし、遭難船舶の人命救助等の救難対策は、第6章「海上事故災害対策」に含める。

(2) 関連計画との連携

本章の策定に当たっては、海洋汚染及び海上災害防止に関する法律（以下、「海防法」という。）を始めとする関係法令並びに以下の関連計画との整合性を十分図る。

ア 油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成18年12月閣議決定）

イ 海防法に基づく「排出油等防除計画」

ウ 石油コンビナート等災害防止法に基づく「新潟県石油コンビナート等防災計画」

(3) 基本方針

大規模な油等流出事故災害には、他の事故災害に比べ被害が広範囲に及ぶこと、事故の様態が多様で関係する法律・制度、及び関係機関が多岐にわたること、などに大きな特徴がある。

このため、油等流出事故災害では以下の点に留意のうえ対策を進める。

ア 関係機関の柔軟な対応

被害が広範囲で事故原因者（及び事故原因者からの委託を受けて防除活動を行う者を含む。）だけでは対処できず、応急的に地方公共団体等行政機関が防除措置等の対策を実施せざるを得ない場合、住民の安全と自然環境等を守るた

め、関係機関は可能な限り柔軟かつ弾力的な制度運用等に努める。

イ 国際条約と国内法の関係

タンカー等からの油流出事故については、大規模な事故がひとたび発生すると自然環境等に深刻な影響を与え得ることから、国際的にマルポール条約、OPRC条約、基金条約等の国際条約による防止対策が講じられており、我が国もこれらの条約に加盟し、国内法の体系を整備している。

このため、国内法は国際条約の制約の下にあり、外国船籍の船主に対し当然に、国内法の規定が適用できるとは限らない場合があることに留意する。

① 領海内での油等流出事故の場合

領海内では、日本籍及び外国籍の船舶を問わず国内法が適用される。

② 領海外での油等流出事故の場合

日本籍の船舶については国内法が適用されるが、外国籍の船舶については国内法は適用されない。なお、国際条約に加盟している国の船舶については、国際条約に基づき海上保安庁が相手国に事故を通報し、相手国がその国の国内法に基づき対処することとなる。

③ 領海外での油等流出事故により領海内へ流入する場合

原則として上記②と同じ扱いとなる。ただし、国際条約の加盟国については、船主が外国にいる場合でも国際条約の範囲内で、かつ、相手国の同意がある場合は行政処分を行うことができるとされている。

ウ 防除措置の責務

防除措置の第一義的責務は、事故に関する過失の有無に関わらず、事故原因者が負うこととなる。

事故原因者は、自らの業務として流出油等の拡散の防止、回収及び沿岸に漂着した油等の回収、運搬、処分等の防除措置を講じなければならない。

エ 損害賠償責任

事故原因者は、油等流出事故により生じた損害について、賠償する責任を負うものとし、損害賠償の対象範囲等については本章第11節「復旧計画」による。

オ 行政機関の基本的立場

油等流出事故の防除措置及び損害賠償を行うべき者は、第一義的に事故原因者にあることから、行政機関は基本的に事故原因者に対する指導、助言、協力をを行う立場に立つこととなる。

しかし、行政機関は油等流出事故の自然環境等に与える影響の大きさを考慮し、被害の拡大防止のため、自ら柔軟かつ積極的な防除活動の実施に努める。

2 各主体の処理すべき事務又は業務の大綱

関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱は、風水害対策編第1章第2節「県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」に示すもののほか、以下のとおりとする。

(1) 事故原因者

ア 海上保安機関への事故情報及び被害状況の連絡

イ 流出油等の防除措置の実施

- ウ 指定海上防災機関等への委託による防除措置の実施及び回収油等の処分
- エ 関係防災機関が実施する防除措置への協力、支援
- オ 関係防災機関が実施する災害対策本部等への責任者の派遣
- カ 関係防災機関への防除資機材の提供等
- キ 被害者の損害に対する補償
- ク 関係防災機関が実施する防除措置に要する費用の補償

(2) 県

- ア 消防防災ヘリ、県所属船舶等による事故及び被害情報の収集活動
- イ 事故及び被害情報の関係市町村等への連絡
- ウ 県が実施する防除活動に関する情報の関係機関への提供、並びに関係機関からの情報収集
- エ 市町村等が実施する防除活動等への協力及び調整
- オ 油等防除対策調整会議の運営
- カ 流出油等防除資機材の調達、斡旋、配置等の調整
- キ 防除活動の実施に関する関係防災機関との連絡調整
- ク 関係防災機関への応援要請及び応援要請の斡旋
- ケ 県所属船舶による漁船の防除作業の指導
- コ 環境影響調査・環境監視調査の実施
- サ ボランティア活動の支援
- シ 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
- ス 補償請求に係る市町村への助言等
- セ 河川・海岸・港湾等の管理者として必要な防除措置の実施
- ソ 野生鳥獣の救護及び文化財の保護、保全
- タ 風評被害対策の実施

(3) 市町村（消防機関を含む）

- ア 海岸パトロール等による事故及び被害情報の収集活動
- イ 事故及び被害情報の県等への報告
- ウ 市町村が実施する防除活動に関する情報の関係機関への提供、並びに関係機関からの情報の収集
- エ 住民への広報
- オ 住民の避難誘導及び警戒区域の設定
- カ 事故原因者等との役割分担を踏まえた防除措置の実施
- キ 区域内における関係機関の防除活動の調整
- ク 流出油等防除資機材の調達及び斡旋
- ケ ボランティア活動の支援
- コ 防除作業従事者の健康状態の把握及び健康指導
- サ 住民等への健康相談等の実施
- シ 関係防災機関への応援要請
- ス 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
- セ 野生鳥獣の救護及び文化財の保護、保全
- ソ 風評被害対策の実施

(4) 県警察

- ア 警察ヘリコプター、船舶及び警察官のパトロール等による事故及び被害情報の収集活動
 - イ 事故及び被害情報の関係機関への連絡
 - ウ 災害現地周辺の警戒及び交通規制等の実施
 - エ 住民の避難誘導及び立入禁止区域の設定
 - オ 関係防災機関の防除活動に対する支援
- (5) 第九管区海上保安本部
- ア 巡視船艇、航空機等による事故及び被害情報の収集活動
 - イ 事故及び被害情報の関係機関等への連絡
 - ウ 事故の規模及び被害状況に応じた連絡調整本部等の設置
 - エ 防除活動の実施に関する関係防災機関との連絡調整
 - オ 事故原因者等に対する防除措置の指導並びにこれらの者が措置を講じていないと認められる場合における防除措置の指示
 - カ 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合における指定海上防災機関に対する防除措置の指示
 - キ 関係機関等に、必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の協力要請
 - ク 付近船舶の航行制限等による船舶交通の安全確保
 - ケ 関係防災機関が実施する防除措置に対する技術的助言、指導
 - コ 油等流出事故災害に関する防災訓練の実施
- (6) 北陸地方整備局
- ア 航空機、船舶、巡視パトロール等による事故及び被害情報の収集活動
 - イ 事故及び被害情報の関係機関への連絡
 - ウ 海上保安機関等からの要請に基づく防除措置の実施
 - エ 河川等の管理者として必要な防除措置の実施
 - オ 防除資機材の整備及び関係防災機関への貸出等
 - カ 関係防災機関の防除活動に対する支援
 - キ 造成中の港湾・海岸施設等の必要な防除措置の実施
 - ク 油等流出事故災害に関する防災訓練の実施
 - ケ 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
 - コ 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導
- (7) 北陸信越運輸局
- ア 船舶への立入り検査等による船舶の安全性の確保
 - イ 船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報の確認
- (8) 新潟地方気象台
- ア 関係防災機関等に対する気象、水象情報の提供
- (9) 関東東北産業保安監督部
- ア 事故発生時に鉱業権者がとるべき対応措置の指導
 - イ 事故対策本部の設置、運営
 - ウ 復旧・防除対策の指示
 - エ 平常時における関係機関との連絡・協力体制の確立
- (10) 指定海上防災機関
- ア 海上保安本部等からの指示に基づく防除措置の実施

- イ 防除措置を講ずべき者等からの委託に基づく防除措置及び回収油等の処分
- ウ 流出油等防除資機材の整備
- エ 油等防除対策調整会議への専門員の派遣
- (11) 排出油等防除協議会
 - ア 関係防災機関への防除資機材の貸出等
 - イ 関係防災機関の防除活動に対する協力、支援
 - ウ 油等防除対策調整会議への専門員の派遣
- (12) 石油連盟
 - ア 流出油等防除資機材の整備
 - イ 流出油等防除資機材の操作指導
 - ウ 関係防災機関が実施する防除措置に関する技術的助言等
- (13) 県漁業協同組合連合会
 - ア 事故及び被害状況の把握並びに漁協等への情報提供
 - イ 事故の規模及び被害状況に応じた災害対策本部等の設置
 - ウ 事故原因者等からの委託に基づく防除措置の実施及び調整
 - エ 漁協による漁場等への防除措置の実施に関する調整
 - オ 流出油等防除資機材の調達及び斡旋
 - カ 出荷停止等による風評被害の防止
 - キ 事故原因者等への防除措置に要した費用の求償
 - ク 事故原因者等への漁業被害の求償
 - ケ 漁業関係者に対する融資等の実施
 - コ 油等防除対策調整会議への専門員の派遣

3 県の役割

県は、地方自治法及び災害対策基本法に基づき県域並びに地域住民の安全を確保するための防災に関する一般的責務を有することから、流出油等の防除について、事故原因者及び市町村等が行う防除活動を支援し、かつ、その調整を行うとともに、必要に応じて自ら防除活動を実施する。

また、関係防災機関による防除活動が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。

4 市町村の役割

市町村は、地方自治法及び災害対策基本法に基づき防災に関する一般的責務を有する基礎的公共団体として、事故原因者等と役割分担のうえで防除活動を実施するとともに、区域内での関係防災機関による防除活動が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。

5 第九管区海上保安本部の役割

海上保安本部は、海防法及び「排出油等防除計画」に基づき、事故原因者等への防除指導又は防除措置を講じていない場合は防除措置命令を行うとともに、必要に応じて自ら防除措置を講ずる。

また、海上における防除活動について関係機関に対する技術的助言、指導等を行うとともに、必要な調整を行う。

第2節 油等流出事故災害予防対策

【関係機関】 県（◎防災局、農林水産部、土木部、交通政策局）、県警察、市町村、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、指定海上防災機関、石油連盟、排出油等防除協議会、県漁業協同組合連合会

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な油等流出事故には、多くの公的機関及び関係団体が関与し、かつ、その被害防止並びに発生後の対策が多岐にわたることから、円滑で効果的な防除対策等を実施するため、関係防災機関の相互協力、情報の整備並びに共有化、防除資機材の整備、防災訓練の実施、事故発生時における協力体制、情報交換の方法等について事前に定める。

(2) 各主体の責務

ア 県は、油等流出事故の発生に備え、自ら防除に必要な資機材の整備に努めるとともに、関係機関の防除資機材の保有状況を把握し、関係防災機関との情報交換に努める。

イ 市町村は、沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設等を情報マップに整理し、防除に必要な資機材の整備に努める。

ウ 第九管区海上保安本部は、油等流出事故に備えた訓練の実施に努めるとともに、海上交通情報の提供体制整備等に努める。

2 関係機関の相互協力

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の防除対策の実施状況等に関する情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口をあらかじめ定める。

○ 主な関係機関の窓口

機関・団体名	担当部署
新潟県	防災局 危機対策課
市町村	防災担当課
第九管区海上保安本部	警備救難部 救難課
警察本部	地域部 地域課
北陸地方整備局	企画部 防災課
指定海上防災機関	海上災害防止センター 防災部
県漁業協同組合連合会	総務指導部 総務課
石油連盟	出光興産(株) 新潟石油製品輸入基地 管理課
新潟県東部排出油等防除協議会	新潟海上保安部 警備救難課

新潟県西部排出油等防除協議会	上越海上保安署
佐渡排出油等防除協議会	佐渡海上保安署

3 県の役割

(1) 防除資機材の情報管理

県は、関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、保有する機関団体との間で、あらかじめその調達方法について定める。

(2) 事故災害記録の収集、整理

県は、油等流出事故災害に関する知識、ノウハウを蓄積し、関係防災機関との共有化を図るため、過去の事故災害記録を収集、整理する。

(3) 防除資機材の整備

県は、港湾管理者として、流出油等防除のために必要な資機材の整備に努めるとともに、保有する防除資機材を関係防災機関に貸し出す場合に備え、あらかじめ手続き等を定める。

(4) 海上交通の安全確保

県は、自ら管理する港湾内における船舶の安全航行環境の整備に努める。

(5) 訓練、人材育成

県は、第九管区海上保安本部等が実施する防災訓練への積極的な参加や、指定海上防災機関が実施する研修等を活用し、流出油等の性状並びに資機材の操作等に関する知識を身に付けた人材の育成に努める。

(6) 広域相互応援体制の充実

災害時には一地域の防災機関では対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援を必要とする場合に備え、県は、広域相互応援体制の整備に努める。

(7) 関係民間団体との協力

県は、油等の防除に関し専門的な知識、ノウハウを有する団体との間で災害時の支援内容、方法等についてあらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、協力体制の強化に努める。

また、直接的な防除活動への支援だけでなく、物資の調達、輸送などの後方支援に関する団体についても、あらかじめその支援可能な活動内容等を把握し、協力を依頼するとともに、連絡方法等について定める。

4 市町村の役割

(1) 情報マップの整備

市町村は、沿岸域において、地域特性に応じた防除活動を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集、整理し、情報図として整備する。

情報図は環境的、経済的側面から価値が高いとみなされる施設、地域並びに海岸の形状を地図上にプロットすることにより作成することとし、作成した情報図は関係防災機関において防災対策の基礎資料として活用を図る。

また、優先的に保護すべき施設、地域の優先順位についても検討しておく。情報図に記入すべき施設、地域を次に例示する。

区分	施設・地域
自然環境	自然公園、文化財、鳥類の飛来、繁殖地、海水浴場
水産資源	漁場、定置網、養殖場、魚類産卵場、藻場
商業施設等	工業用水施設・火力・原子力発電所取水・排水口、水産研究所、水族館等の取水口、港湾施設、マリーナ
海岸の形状	巨礫・人工構造物、大礫、中礫、小石海岸、砂浜、断崖 等

(2) 防除資機材の整備

市町村は、自ら流出油等の防除活動を行うため、必要な資機材の整備に努める。

(3) 訓練、人材育成

市町村は、第九管区海上保安本部等が実施する防災訓練への積極的な参加や、指定海上防災機関が実施する研修等を活用し、流出油等の性状並びに資機材の操作等に関する知識を身に付けた人材の育成に努める。

5 第九管区海上保安本部の役割

(1) 防除資機材の整備

第九管区海上保安本部は、その業務の必要に応じて防除資機材を整備するとともに、常時保有状況の把握に努める。

(2) 船舶所有者等への指導

第九管区海上保安本部は、海防法等に基づき船舶所有者等に対し油等流出事故に備え、オイルフェンス、薬剤、その他の必要な資材を備え付けておくよう指導する。

(3) 海上交通の安全確保

第九管区海上保安本部は、管轄海域における船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

(4) 防災訓練の実施

第九管区海上保安本部は、関係防災機関と協働し、過去の災害状況、予想される油等流出事故の規模、被害の程度等を想定し、かつ、様々な条件を設定し、実践的な訓練の実施に努める。

また、訓練終了後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて関係防災機関の体制等の改善に資する。

6 指定海上防災機関の役割

指定海上防災機関は、船舶所有者等の利用に供するための油等防除措置に必要な機械器具、オイルフェンス等の資材を整備する。

また、災害時に保有する防除資機材を関係防災機関に貸し出す場合に備え、あらかじめ手続き等を定める。

7 北陸地方整備局の役割

北陸地方整備局は、保有する船舶を用いた防除措置を実施する体制を整備するとともに、港湾内において船舶の安全航行環境の整備に努める。

また、油保管施設等の設置者又は管理者に対して、油濁防止緊急措置手引書等の作成、備え置きの適正な実施について立入検査等を行う。

8 北陸信越運輸局の役割

北陸信越運輸局は、船舶の安全性を確保するため、船舶の安全点検等を実施するとともに、海防法に基づき海洋汚染防止設備の設置が義務づけられている船舶の定期検査等を行い、必要な指導等を行う。

9 石油連盟の役割

石油連盟は、油等防除資機材を備蓄し、災害時には関係機関からの要請に基づき資機材の貸出を行うとともに、貸出制度の内容（保有する資機材の種類、数量、連絡先、貸出手続き、費用負担等）について、関係行政機関、関係団体等への周知に努める。

また、油等防除資機材が災害時に円滑に使用されるよう、平常時において使用訓練を実施し、習熟に努める。

10 排出油等防除協議会の役割

排出油等防除協議会は、排出油等防除計画に基づき会員の油等防除資機材の整備、保有状況を把握するとともに、整備の促進に努める。

11 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 油等流出事故に関する連絡窓口
- ・ 情報マップの整備内容
- ・ 防除資機材の整備・調達方針
- ・ 人材育成の方法

第3節 応急体制の確立

【関係機関】県（◎防災局、農林水産部、土木部、交通政策局）、県警察、市町村、消防本部、新潟地方気象台、関東東北産業保安監督部、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、指定海上防災機関

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な油等流出事故により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県、市町村、消防本部、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局及び県警察は、被害を最小限化するため、速やかに応急体制を確立する。

(2) 各主体の責務

ア 県

- ・ 自ら情報収集活動を行うとともに、関係機関の情報共有体制を速やかに確立する。
- ・ 自ら行う防除活動に必要な体制を速やかに確立するとともに、市町村が行う防除活動を支援する体制を速やかに確立する。
- ・ 関係防災機関の防除活動が、統一的な方針に基づき、有機的な連携により実施されるよう、必要な調整を行う体制を速やかに確立する。

イ 市町村

- ・ 沿岸の監視及び関係機関からの情報収集体制を速やかに確立する。
- ・ 自ら行う防除活動に必要な体制を速やかに確立するとともに、当該市町村の区域内で関係機関が行う防除活動が、効果的になされるよう、必要な調整を行う体制を速やかに確立する。

ウ 第九管区海上保安本部

- ・ 巡視船艇及び航空機による情報収集、事故原因者等に対する防除措置の指導並びに海上における防除活動に必要な調整等を行う体制を速やかに確立する。

エ 北陸地方整備局

- ・ 航空機、船舶及び海岸パトロールによる情報収集、河川の管理者又は港湾の施設設置者等として自ら行う防除活動並びに関係機関が行う防除活動への支援を行う体制を速やかに確立する。

オ 県警察

- ・ 警察ヘリコプター、船舶及び海岸パトロールによる情報収集、現地における警戒及び交通規制等の実施並びに関係機関が行う防除活動への支援を行う体制を速やかに確立する。

(3) 達成目標

関係機関における迅速な応急体制の確立及び情報の共有化による早期の事態把握により、有機的連携による防除活動を早期から実施し、被害を最小限化する。

2 県の体制

県は、大規模な油等流出事故による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」又は「新潟県危機管理対応方針」に基づく「対策本部」若しくは「警戒本部」を設置する。

(1) 災害対策本部等の組織・運営

災害対策本部等の組織・運営については、風水害対策編第3章第1節「災害対策本部の組織・運営計画」の定めるところによるが、油等流出事故災害の特殊性から、次の事項に留意し、応急体制を確立する。

ア 警戒本部の設置

警戒本部の設置にあたっては、以下の応急対策の実施に特に留意の上、所要の体制を確立する。

- ・ 県消防防災ヘリ及び県所有船舶(漁業取締船「弥彦丸」、漁業指導船「越路丸」)による情報収集活動
- ・ 防除活動に必要な資機材等の把握及び準備
- ・ 沿岸の監視体制の整備
- ・ 流出油等に係る他都道府県との情報交換

イ 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置にあたっては、油等流出事故災害に特有な以下のような業務に特に留意の上、所要の体制を確立する。

- ・ 市町村及び県の防除対策経費の取りまとめ
- ・ 防除対策経費の補償請求
- ・ 船舶による浮流油等の回収作業の調整
- ・ 県消防防災ヘリ及び県所有船舶等による浮流油等の状況調査の調整
- ・ 流出油等による環境被害調査及びその対策
- ・ 流出油等による被害鳥獣保護対策
- ・ 水産資源保護のための応急対策
- ・ 回収油等の保管、輸送及び処分
- ・ 防除作業用資器材の調達及び斡旋

ウ 広域応援の要請

風水害対策編第3章第3節「防災関係機関の相互協力体制」に定めるところによる。

エ 自衛隊への災害派遣要請

風水害対策編第3章第11節「自衛隊の災害派遣計画」に定めるところによる。

派遣要請を受けた自衛隊は、危険箇所における漂着油等の回収、船舶による浮流油等の回収並びに航空機及び船舶による情報収集等の活動に従事する。

3 市町村の体制

市町村は、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な応急体制を速やかに確立する。

なお、応急体制の確立にあたっては、次の事項に留意する。

- ・ 消防機関を中心とする沿岸の監視体制を整備するとともに、関係機関及び地域住民からの情報収集体制を整備すること。
- ・ 沿岸への漂着状況及び被害情報等の関係機関への情報伝達体制を整備すること。
- ・ 当該市町村の区域内で関係機関が行う防除活動が、効果的になされるよう、必要な調整を行うこと。
- ・ 自ら行う防除活動が円滑に実施されるよう、必要な人員及び防除資機材の配備について、早期から検討を行うこと。
- ・ 必要に応じ県等へ人員の派遣及び防除資機材の斡旋の要請を行うとともに、人員及び物資の受入体制を確立すること。
- ・ 防除作業従事者の健康状態の把握及び健康指導を実施し、必要により救護所を設置する等、防除作業従事者の健康管理を行う体制を整備すること。
- ・ 防除作業従事者へ防除作業手順の周知徹底を行う等、防除作業の安全確保に必要な措置を実施するとともに、事故発生に備え、医療機関等と連携し、救急救護体制を整備すること。
- ・ 市町村ボランティアセンターへ職員を派遣する等、必要な運営支援を行うとともに、同センターと情報を共有すること。
- ・ 事故原因者等に対する補償請求の根拠とするため、防除活動に係る記録を整理・保存すること。

4 第九管区海上保安本部の体制

(1) 本部の設置

第九管区海上保安本部は、油等流出事故により災害の発生が予想されるときは、必要に応じ災害対策本部を設置する。

(2) 連絡調整本部の設置

中央において、警戒本部が設置された場合は、第九管区海上保安本部に連絡調整本部を設置する。

5 北陸地方整備局の体制

北陸地方整備局は、油等流出事故により災害の発生が予想されるときは、必要に応じ災害対策本部（海上災害 油流出事故、河川水質事故災害）を設置する。

6 県警察の体制

県警察警備本部等の設置

県警察は必要があると認められるときは、警察本部内に県警察警備本部を設置する。

県警察警備本部は、必要に応じて現地警備本部等を設置する。

7 海岸管理者等の体制

海岸、河川、港湾及び漁港管理者は、管理する施設及び区域の保全のために行う情報収集・伝達並びに必要な防除活動を行うための体制を速やかに確立する。

8 油等防除対策調整会議の設置

大規模な油等流出事故により被害が発生した場合、防除活動を実施する機関が多数あることから、各機関が統一的な方針の基に、有機的に連携した防除活動を実施する必要がある。

県は、事故の規模及び態様により必要と認められるときは「油等防除対策調整会議」を設置し、同会議において、各機関が行う防除活動に関する情報の共有及び総合調整を図るとともに、国の非常災害現地本部が本県に設置された場合は、同本部の指示に基づき必要な調整等を行う。

(1) 参加機関・団体

ア 公的機関

県、市町村、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、県警察、関東東北産業保安監督部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、新潟地方気象台

イ 事故原因者及び関係団体

事故原因者、指定海上防災機関、海事鑑定人、県漁連、排出油等防除協議会

ウ その他

その他防除活動において調整を必要とする機関・団体及び油等に関する学識経験者で知事が必要と認める者

(2) 協議事項

ア 防除方針の検討

イ 防除活動の実施に係る関係機関の調整

第4節 情報の収集・伝達計画

【関係機関】 県（◎防災局、農林水産部、土木部、交通政策局）、県警察、沿岸市町村、消防本部、新潟地方气象台、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、自衛隊、海上運送事業者、指定海上防災機関、石油連盟、県漁業協同組合連合会

1 計画の方針

(1) 基本方針

油等流出事故災害の事故情報、被害状況及び関係機関の活動状況等に関する情報の収集・伝達方法について定める。

(2) 各主体の責務

ア 第九管区海上保安本部は、収集した情報を、油等防除対策調整会議を通じて伝達するなど情報の共有化に努める。

イ 県は、関係機関が収集した情報を集約し、油等防除対策調整会議を通じて関係機関へ伝達する。

また、県域を超えた油等流出事故災害については、近接県等と密接な情報交換に努める。

ウ 沿岸市町村及び消防機関は、情報収集をはじめとする初動体制の充実を図る。

エ 海上運送事業者等は、船舶の安全管理を徹底し、油等流出による海難事故の未然防止と海上の安全確保に努める。

(3) 情報の共有化

油等防除対策調整会議に参加する機関は、収集した情報及び活動状況を同会議へ逐次報告することにより、多岐にわたる関係者が情報を共有できるよう努める。

流出油等の情報を各機関が個別の要領により通報することは、統一性を欠いて的確な状況把握が困難となることから、各機関間において、情報の共有化が可能となるよう通報要領の定型化を図る。また、漂着状況の通報についても統一的基準を定める。

2 事故原因者の責務

(1) 通報

海防法第38条に該当する油等の流出があった場合には、当該船舶の船長は、法令の定めるところにより最寄りの海上保安機関に通報する。

(2) 収集・伝達する主な情報

油等を流出した原因者等船舶乗組員関係者は、大量の油等を認知した場合は、最寄りの海上保安機関に当該油に関する次の情報を提供する。

ア 流出油等の種類、性状、量、拡散状況に関する情報

イ 流出油等の防除措置の実施状況に関する情報

3 第九管区海上保安本部の役割

(1) 情報収集

巡視船艇、航空機を動員して直ちに情報の収集を実施する。

(2) 各種情報の分析、評価

浮流油等の漂流予測を行い、得られた防除等にかかる情報を適切に分析・評価する。

(3) 収集・伝達する主な情報

- ア 巡視船艇及び航空機で収集した情報（現場付近の流況）
- イ 気象・海象条件等に基づく流出油等の漂流予測（進路予測）に関する情報
- ウ 海上、沿岸部等における被害状況に関する情報
- エ 防除活動実施状況に関する情報
- オ 油等の専門家に関する情報
- カ 海上において警戒区域を設定した場合は、その区域に関する情報

(4) 広報

報道機関等への情報の提供について、風水害対策編第3章第8節「広報計画」によるもののほか、海上における事故情報、海上における流出状況及び防除活動等については、原則として第九管区海上保安本部が広報を行う。

(5) 体制

中央において警戒本部が設置された場合には、第九管区海上保安本部に連絡調整本部を設置し、関係機関と連絡調整を実施する。

(6) 周知

第九管区海上保安本部は、災害の波及が予想される場合、無線・電話・巡視船艇を活用し、船舶全般に周知する。

4 県の役割

(1) 情報収集

ア 県は、県消防防災ヘリ及び県所属船舶による巡視パトロールにより情報の収集に努める。

イ 県は、市町村・関係防災機関との間で、災害時の被災状況等の情報収集及び伝達を行う。

(2) 収集・伝達する主な情報

- ア 県消防防災ヘリ及び県所属船舶で収集した情報
- イ 海岸パトロールの実施で収集した情報（漂着状況）
- ウ 県が実施した防除活動に関する情報
- エ 市町村の漂着状況に関する情報
- オ 市町村が実施した防除活動に関する情報
- カ 各機関が実施した防除活動実施状況
- キ 資機材に関する情報
- ク 油等の専門家に関する情報
- ケ 県漁連を通じた各漁協に対する指導事項等

(3) 広報

報道機関等への情報の提供について、風水害対策編第3章第8節「広報計画」によるもののほか、漂着油等の状況及び市町村等の防除活動状況等については、原則として県が広報を行う。

5 沿岸市町村・消防本部の役割

(1) 情報収集

- ア 海岸パトロール及び住民からの通報等により情報の収集に努める。
- イ 収集した情報は、県をはじめとする関係機関へ伝達する。
- ウ 災害等を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を報告する。

(2) 収集・伝達する主な情報

- ア 海岸パトロールの実施により収集した情報（漂着状況）
- イ 市町村が実施した防除活動に関する情報
- ウ 資機材に関する情報
- エ 自衛隊の災害派遣に関する情報（回収の困難な地域の把握）

(3) 沿岸住民への周知

沿岸市町村・消防本部は、広報車・防災行政無線等を活用し、沿岸住民に対し次に掲げる事項の周知に努める。

- ア 事故の状況
- イ 火気使用及び交通等の制限禁止事項
- ウ 防災活動の状況
- エ 避難準備等の一般的注意事項
- オ その他必要事項

6 県警察の役割

(1) 情報収集

警察ヘリコプター又は船舶により被災現場の初期情報を収集するとともに、陸上からも可能な範囲で被災現場の初期情報を収集し、事故災害の概要を県等の関係機関に通報する。

(2) 警戒、交通規制等

県警察は必要があると認められるときは災害地における警戒、避難誘導、交通規制等を実施し付近住民の安全を守る。

7 北陸地方整備局の役割

(1) 情報収集

- ア 海岸パトロール（直轄海岸等及び、直轄河川河口付近における監視パトロールを実施）を実施し情報収集を行う。
- イ 航空機・船舶による情報収集及び伝達を行う。

(2) 収集・伝達する主な情報

- ア 海岸パトロールの実施により収集した情報（漂着状況）
- イ 船舶、ヘリコプターによる情報
- ウ 関係防除機関の防除活動に関する支援に関する情報
- エ 油回収船の出動状況に関する情報（防除活動の実施）

(3) 広報

報道機関等への情報の提供について、風水害対策編第3章第8節「広報計画」によるもののほか、大型油回収船による防除活動については、北陸地方整備局が広報を行う。

8 自衛隊の役割

自衛隊は、関係防除機関の防除活動の支援に関する情報を、艦船・船艇及び航空機で収集伝達を行う。

9 県漁業協同組合連合会の役割

県漁業協同組合連合会は、各漁協に対し、漁船等による情報収集を指示し、収集した情報については油防除対策調整会議に伝達する。

10 新潟地方気象台の役割

新潟地方気象台は、現場付近に係わる気象情報（海上風・波浪等に係わる予報や警報等）を油防除対策調整会議に伝達する。

11 指定海上防災機関の役割

指定海上防災機関は、防除措置の実施状況、油等の専門家に関する情報を油防除対策調整会議に伝達する。

12 排出油等防除協議会の役割

排出油等防除協議会は、油等の専門家に関する情報を油防除対策調整会議に伝達する。

13 石油連盟の役割

石油連盟は、防除措置における技術的指導に関する情報、油等の専門家に関する情報を油防除対策調整会議に伝達する。

14 港湾・漁港管理者の役割

港湾及び漁港管理者は、災害の波及が予想される場合は、船舶及び拡声器等を活用し、港内船舶に対する周知に努める。

15 放送事業者の役割

放送事業者は、災害の波及が予想される場合は、放送媒体を活用し一般船舶及び沿岸

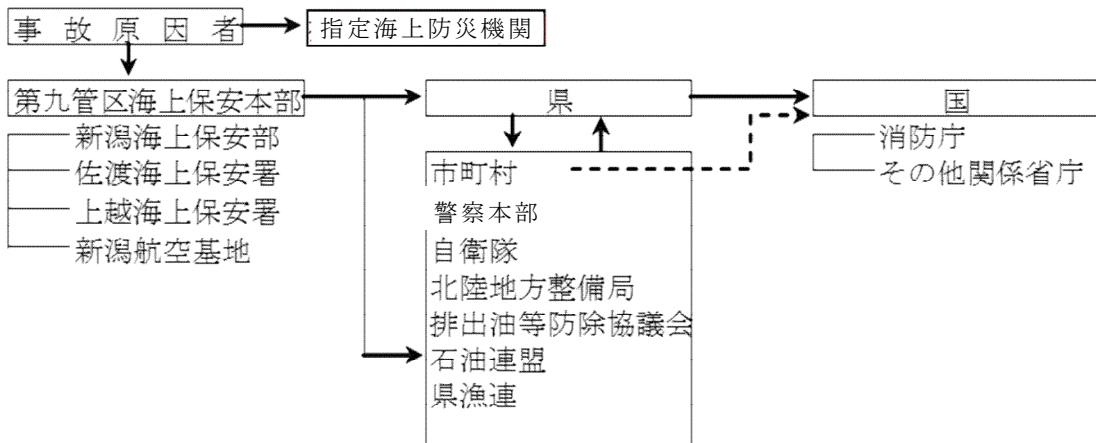
住民に対する周知に努める。

16 各機関の情報の収集手段等

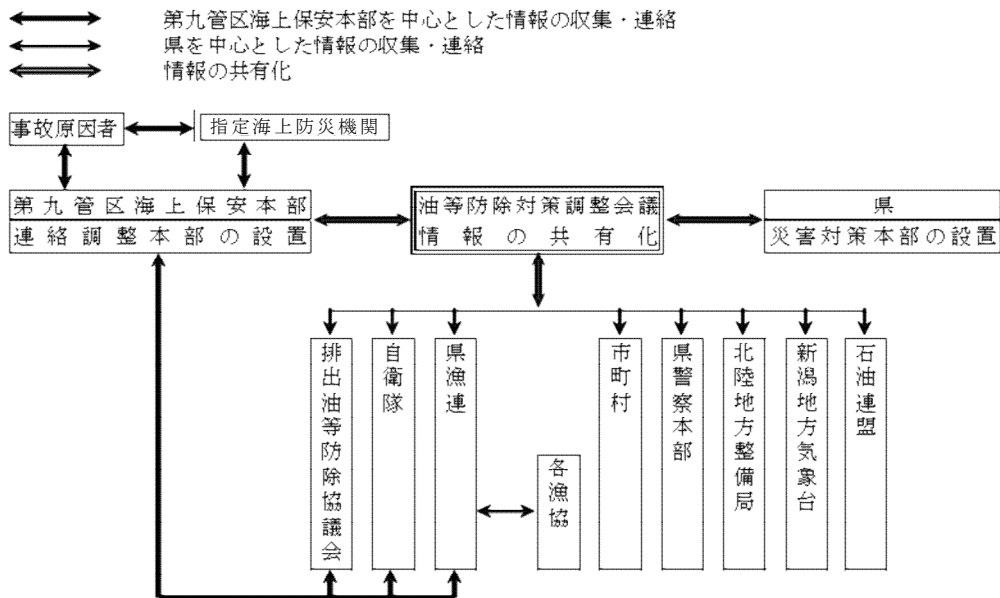
各機関の情報収集手段等は、おおむね次のとおりとする。

機関名	情報収集手段	伝達先
事故原因者	目視等あらゆる手段による情報収集	被災状況を直ちに海上保安機関へ通報する。
第九管区海上保安本部	巡視船艇、航空機による情報収集	収集した情報の一元化、油等防除対策調整会議への通報
県	消防防災ヘリコプター「はくちょう」、漁業取締船「弥彦丸」、漁業指導船「越路丸」現地調査（海岸パトロール）による情報収集画像伝送システムの利用	収集した情報の一元化 油等防除対策調整会議への通報
市町村	現地調査（海岸パトロール） 地域住民の通報による情報収集	県災害対策本部への伝達、 油等防除対策調整会議への通報
県警察	警察ヘリコプターによる情報収集 画像伝送システムの利用 警察用船舶による情報収集 警察官による海岸パトロール	県災害対策本部への伝達、 油等防除対策調整会議への通報
自衛隊	航空機、船舶による情報収集	県災害対策本部への伝達、 油等防除対策調整会議への通報
北陸地方整備局	航空機・船舶による情報収集 現地調査（海岸パトロール）	県災害対策本部への伝達、 油等防除対策調整会議への通報
県漁業協同組合連合会	漁協による情報収集	県災害対策本部への伝達、 漁協への伝達、 油等防除対策調整会議への通報

17 一次情報及び被害情報伝達系統図



18 流出・漂着・防除活動状況の伝達系統図



第5節 油等防除対策調整会議

【関係機関】県（◎防災局、総務部、環境局、農林水産部、土木部、交通政策局）、県警察、市町村、新潟地方気象台、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、自衛隊

1 計画の方針

関係防災機関及び関係団体が一体的に円滑かつ迅速な防除活動を実施するため、油等防除対策調整会議の設置及び検討すべき内容等について定める。

2 油等防除対策調整会議の設置

県は、事故の規模及び態様により必要と認められるときは「油等防除対策調整会議」を設置し、同会議において、各機関が行う防除活動に関する情報の共有及び総合調整を図るとともに、国の非常現地災害対策本部等が設置された場合は、同本部の指示に基づき必要な調整を行う。

関係防災機関、団体は、関係法令に基づき速やかに所要の防除措置を講ずるとともに、防除活動を一体的、効果的に実施するため、必要に応じて油等防除対策調整会議において調整を図り、各機関が同一の方針の下に有機的な連携を保ちながら活動を実施する。

(1) 専門家等の活用

防除対策の検討及び関係機関の調整を行うに際しては、油等に関する専門家、アドバイザーを積極的に参画させる。

(2) 市町村等の対応

災害現場において防除活動を実施する市町村等は、油等防除対策調整会議が検討した防除対策に基づき防除活動を実施することとするが、災害現場の状況に応じた効果的な措置も講ずることができる。

(3) 事故原因者等との速やかな調整

事故原因者並びに海事鑑定人と応急的に防除活動を実施する市町村等との間では、油等防除対策調整会議の場を通じて、防除作業の方法、使用する資機材、費用負担等について、常に速やかな調整を行うよう努める。

(4) 連絡体制の整備

油等防除対策調整会議に参加する機関相互の連絡方法等を明確化するとともに、事務処理の円滑化のため、被害状況の報告様式等の統一を図る。

3 油等防除対策調整会議における防除対策の検討等

油等防除対策調整会議において検討、調整する主な事項は次のとおりとする。

(1) 関係機関の役割分担

油等流出事故災害に関する関係機関の基本的役割を確認するとともに、事故災害の態様により油等防除対策調整会議に新たに参加すべき機関等を協議する。

(2) 段階的目標の設定

流出油等の防除は海上での回収を基本方針とすることを確認する。

また、事故の規模、天候及び時間的経過等に応じてその都度、段階的、現実的な防除目標を定める。

ア 第1段階の目標

事故発生直後の段階においては、流出源の補修等により油等を海面へ流出させないことを目標とする。

イ 第2段階の目標

事故の発生現場からオイルフェンス等の展張等により油等の周辺海域への拡散を阻止することを目標とする。

ウ 第3段階の目標

周辺海域へ拡散した油等については、関係機関の連携した防除活動により海岸への漂着を阻止することを目標とする。

エ 第4段階の目標

油等の海岸への漂着を阻止できない段階に至ったときは、限られた資機材と人員を効率的、効果的に活用するため、重点的に保護すべき沿岸区域を定め、その優先順位に従って海岸の防除を行い、被害を軽減することを目標とする。

(3) 事故災害レベルの評価

事故災害の規模、内容に応じた応急体制を整備するため、専門家等の意見を踏まえ、油の流出量と沿岸への近接度に応じた対応に努める。

ア 国家的な防除支援を必要とする大規模な流出事故

海洋及び沿岸域への広範囲にわたる影響が予測されるため、直ちに災害対策本部等の応急体制の確立を図る。

イ 中規模の流出で当事者のみによっては防除することができない事故

海洋及び沿岸域への影響が予測されるため、事故の態様に応じた応急体制の確立を図る。

ウ 局所的な流出で当事者のみの対応によって防除が可能か、又は沿岸域への影響が少ないと考えられる事故

防災関係機関は通常、事態の推移を見守り、必要に応じて応急体制を整備する。

(4) 防除対策の検討

主として次の事項について協議し、関係機関の合意を得る。

ア 海上における流出油等の防除

(ア) 主な活動主体と役割分担に関すること

(イ) 防除及び回収方法に関すること

イ 漂着油等の防除

(ア) 主な活動主体と役割分担に関すること

(イ) 防除及び回収方法に関すること

(ウ) 通信手段、通信方法の調整に関すること

(エ) 防除作業の安全管理に関すること

- (イ) 防除作業従事者の健康管理に関する事
- (ロ) 作業記録の保存に関する事
- (ハ) ボランティアとの連携に関する事

ウ 回収油等の処分

- (ア) 主な活動主体と役割分担に関する事
- (イ) 処分方法の選択に関する事
- (ロ) 一時保管場所の選定に関する事

エ 資機材等の調達、斡旋

- (ア) 油等防除資機材の調達及び斡旋に関する事
- (イ) 輸送手段の確保及び斡旋に関する事

オ その他、必要とする防除対策の検討及び調整

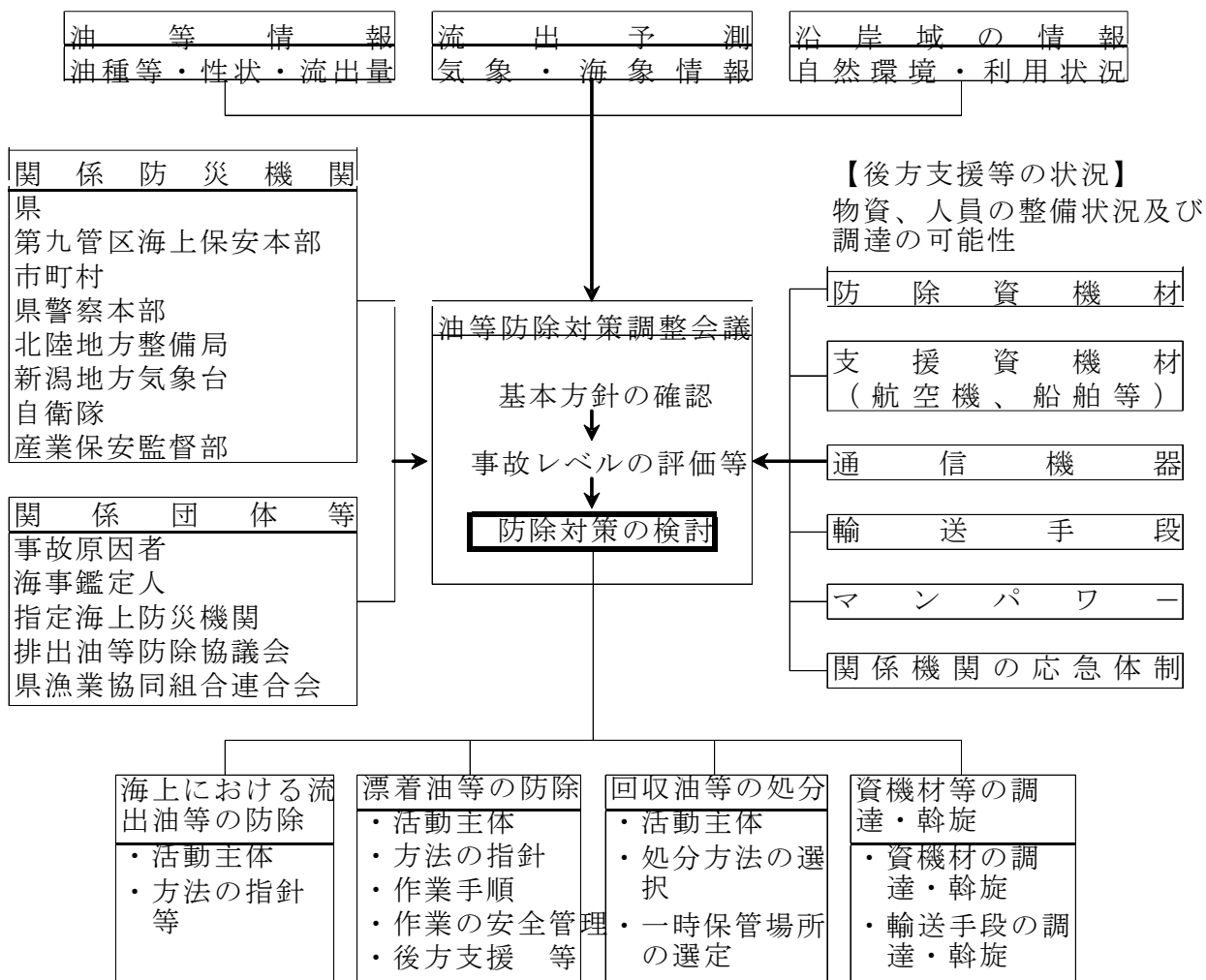
(5) 作業記録の保存・整理

海上及び海岸で防除活動を実施する全ての機関は、毎日の作業にかかる記録を保存、整理し、事故原因者等に対する補償請求に備えるものとし、記録すべき内容等は各機関と協議のうえ、定める。

(6) 広報

報道機関等への情報の提供は、第4節「情報の収集・伝達計画」に定めるとおりとし、さらに一元的な情報提供の方法についても検討する。

防除対策等の検討フロー図



第6節 流出油等防除対策

【関係機関】 県（◎防災局、総務部、環境局、農林水産部、土木部、交通政策局）、市町村、消防機関、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、指定海上防災機関、県災害ボランティア調整会議

1 計画の方針

流出油等の防除に携わる各機関が、関係法令及び油等防除対策調整会議で検討した防除対策等に従って海上及び海岸で実施する防除対策について、関係機関が留意すべき事項について定める。

(1) 基本方針

- ア 流出油等の防除は、自然環境及び社会環境に対する影響に留意し、その被害を最小限に食い止めるため、極力海上で回収することを基本とする。
- イ 回収はできるだけ機械的回収に努め、処理剤を使用する場合は、必要性、緊急性及び生態系への影響を考慮し、関係機関と十分調整のうえ実施する。
- ウ 海岸に漂着した場合は、速やかな回収・処理に努め、二次災害の防止を図る。
- エ 流出油等の回収において、災害ボランティア活動を組織的かつ円滑に行うため県や関係機関の支援・協力体制について整備する。

(2) 各主体の責務

- ア 事故原因者等の防除措置を講ずべき者及び防除措置を講ずべき者から委託を受けて防除を行う指定海上防災機関等は、油等の船外への流出防止と流出油等の拡散防止を目的として、次に掲げる措置のほか、現場の状況に応じた適切な措置を講ずる。
 - ・ オイルフェンスの展張
 - ・ 損壊箇所の修理等による油等の流出防止
 - ・ 他のタンクへの残油の移送
 - ・ 流出油等の回収
- イ 県は、回収された油等が適切に処理されるよう海防法及び廃掃法に基づき必要な指導、監督を行うとともに県内の収集運搬業者、処分業者が積極的に協力するよう要請及び調整を行う。
- ウ 市町村は、地域内の自然的、社会的環境を守るため、積極的な防除活動を行い、必要に応じて災害対策本部等を設置するとともに、市町村災害ボランティアセンターの運営を支援する。
- エ 第九管区海上保安本部は、防除措置を講ずべき者等に対して必要な防除措置を指示又は指導するとともに海防法、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」及び「排出油等防除計画」に基づき防除措置を講ずる。

また、流出油等の漂流状況等を船舶関係者に周知するとともに、必要に応じて流出事故現場付近での船舶の航行を禁止又は制限し、海上交通の安全確保に努める。
- オ 県災害ボランティア調整会議は、油等流出事故により、災害ボランティアの活動の可能性が考えられるときは、県災害ボランティア支援センターを設置し、

市町村災害ボランティアセンターの立ち上げ支援等を行う。

カ 市町村社会福祉協議会は、市町村災害対策本部等と協議して市町村災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの活動を支援する。

(3) 達成目標

流出油等の除去は完全回収することを最終目標とするが、限られた資機材、人員による防除活動では当面の目標を設定するため、市町村は地域内の海岸の形状及び利用状況に応じて、海岸ごとの回収レベルを定める。

ア 自然景観・観光地域 漂着油等が目立たない程度まで除去する。

イ 海水浴場 手足に漂着油等が付着しない程度まで除去する。

ウ 磯根海岸 漁業に与える影響を軽減するため、漂着油等が認められない程度まで除去する。

エ 港湾・漁業・海岸保全施設 当該施設の利用に支障を来たすおそれのある箇所については、必要に応じて除去する。

オ その他の海岸 漂着状況により個別に判断する。

(4) 積雪期の対応

特に積雪期における防除作業については、危険がともなうため、あらかじめ救助所の設置、健康相談や転落、転倒防止策等の措置を講じ、防除作業従事者の安全確保、健康管理に留意する。

2 事故原因者の責務

(1) 流出油等に係る情報を速やかに第九管区海上保安本部へ通報する。

(2) 油等の船外への流出防止と流出油等の拡散防止を目的として、防除活動を実施する。

(3) 流出油等の回収措置や被害者への損害賠償に対して責任を持って対応する。

3 県の役割

(1) 県内の収集運搬業者、処分業者に対して保管場所からの収集運搬・処分作業の要請及び調整を行うものとし、保管場所に関して指定海上防災機関等と協力し、港湾等の適地の選定を行う。

(2) 市町村及び関係機関が行う流出油等の防除活動の連絡調整を図るとともに、河川・海岸・港湾等の管理者として、必要に応じて自ら防除活動を行う。

(3) 防災資機材について、油等防除対策調整会議等を中心にオイルフェンス、油回収機、油吸着材等の斡旋、調整を行う。

4 市町村の役割

(1) 市町村は地域内において、関係機関と連携して積極的な防除活動を行い、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

(2) 市町村災害対策本部は、ボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

5 第九管区海上保安本部の役割

(1) 海流等海況情報及びその他の情報を分析し、流出油等の漂流予測を実施する。

なお、得られた結果については、油等防除対策調整会議等を通じて関係防災機関へ逐次提供する。

- (2) 流出油等防除の第一義的な義務を有する事故原因者等を指導し、関係機関の防除活動に対する指導、調整を行う。
- (3) 流出油等の漂流状況等を船舶関係者に周知するとともに、必要に応じて流出事故現場海域付近での船舶の航行を禁止又は制限し、海上交通の安全確保に努める。

6 北陸地方整備局の役割

- (1) 北陸地方整備局は、航空機、船舶等による流出油等の漂流情報の収集活動に協力するとともに、国が行う海洋汚染の防除に関する業務として、大型浚渫兼油回収船「白山」の活用を含めた流出油等の防除活動を行う。
- (2) 被害の拡大防止のため、国土交通省が有する資機材の貸出等、自治体への応援、支援を行う。

7 情報の流れ

流出油等に係る対応（事故現場から）

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
防除措置を講ずべき者(事故原因者)	第九管区海上保安本部	油等流出情報
その他船舶及び防災機関	第九管区海上保安本部又は県、市町村等	油等流出情報
第九管区海上保安本部	その他船舶及び防災機関	油等流出情報
第九管区海上保安本部	油等防除対策調整会議等	油等漂着予想海岸、油等漂着予想時間など

漂流した流出油等に係る対応（漂流・漂着現場から）

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
防災機関及び住民	県、市町村、港湾等施設管理者等	油等漂着情報
県、市町村、港湾施設管理者等	油等防除対策調整会議構成員等	油等漂着情報、防除応急対策

8 業務の体系（発生後のフロー）

発生直後

↓

事故発生情報、原因者による応急対策

1時間以内

↓

漂流・漂着情報の収集、漂流状況等の船舶関係者への周知
油等回収船、オイルフェンス等の応急対策

漂着まで

↓

市町村災害対策本部の設置、除去方針の決定
応急対策の実施

漂着後1日以内 回収作業、一時保管場所等の調整、処分方法の選択
県災害ボランティア支援センター等の立ち上げ

9 業務の内容

(1) 海岸施設等の防除対策

実施主体	対 策	協力依頼先
県	回収された油等の保管場所からの収集運搬・処分作業の要請及び調整	県内の収集運搬業者、処分業者
市町村	関係機関と連携して防除活動を実施	
海岸、港湾及び漁港施設管理者	必要により管理する施設の防除活動を実施	
河川管理者	河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれのある場合は関係機関と連携して必要な防除活動を実施	
海水利用施設管理者	取水口付近へのオイルフェンスの展張り、流出油等の回収等の防除措置、状況に応じて取水の制限・停止等	

(2) 流出油等情報の提供

実施主体	対 策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	流出油等の状況	報道機関
油等防除対策調整会議等	流出油等除去方針の決定及び流出油防除活動状況	報道機関

(3) 流出油等の回収対策

実施主体	対 策	協力依頼先
指定海上防災機関等	民間借り上げ船舶等による流出油等の除去	漁業協同組合
油等防除対策調整会議等	調達可能な回収船、防除資機材の斡旋義捐物資等の活用	国土交通省、県トラック協会等
県災害ボランティア支援センター、市町村社会福祉協議会	市町村災害ボランティアセンターの立ち上げ及び災害ボランティアの活動支援	全国社会福祉協議会、被災地以外の市町村社会福祉協議会、NPO

10 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 市町村災害ボランティアセンターの運営支援の方法
- ・ 市町村災害対策本部とボランティアセンターを設置・運営する社会福祉協議会等との災害ボランティアに関する情報共有方法の明確化
- ・ 流出油等の回収のための作業マニュアル及び回収における一時集積所

第7節 漁業対策

【関係機関】 県（農林水産部）、新潟県漁業協同組合連合会、漁業協同組合

1 計画の方針

(1) 基本方針

油等流出事故の発生に際し、水産資源の保護、漁業環境の保全及び流通水産物の安全を確保するため、県及び海上保安機関の協力の下で、県内の漁業協同組合及び新潟県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）が実施する対策の方針について定める。

(2) 各主体の役割

ア 県漁連

- ・ 県漁連は、油等の流出事故が発生し、本県沖合海域及び沿岸地域に被害が及ぶおそれがあると判断される場合は、県漁連事務局（新潟市万代島）内に会長を本部長とする対策本部（以下、「県漁連対策本部」という。）を設置する。
- ・ 県漁連対策本部の組織は、おおむね次のとおりとする。

本部長 (会長)	総務班	・被害状況等の情報収集・伝達 ・漁業補償対策 ・海上災害防止センター等との調整
	資材調達班	・漁協等が使用する防除資機材の調達 ・県漁連で保有する防除資機材の搬送 ・漁協間の資機材配備の調整
	回収班	・漁協による防除活動の方針決定 ・防除活動に関する漁協間の調整 ・処理剤の使用に関する調整

本部長は、県内の各漁協の意見を調整・統合し、油等流出事故に関する県内の全漁業者の代表として、事故原因者、関係行政機関等の協力を得て必要な対策を講ずる。

本部長は、漁船による海上での一斉回収の決定等の重要な事項については、必要に応じて関係漁業協同組合の組合長等による対策会議を開催して協議する。

- ・ 県漁連は、関係する漁業協同組合（以下「漁協」という。）と相互に連絡窓口を確認するとともに、県、市町村及び第九管区海上保安本部に対し、連絡体制を報告する。
- ・ 県漁連は、流出油等の情報を定期的に県から入手して関係する漁協に伝達するとともに、各漁協から報告を受けた内容を集約し、油防除対策調整会議に報告する。
- ・ 県漁連は、事故原因者及びその委託を受けた指定海上防災機関等との委託契約又は県からの要請に基づき、各漁協に対し流出油等の一斉海上回収作業

の実施を指示する。

- ・ 県漁連は、各漁協の動員可能な漁船の規模別隻数及び人員数を把握し、流出油等の漂流・接近状況、気象状況等を勘案して、日程、作業海域の分担等の作業計画を策定する。県内漁船による回収作業の範囲は、おおむね5海里以内の海域とし、さらに漁船の大きさ（トン数）により行動範囲を段階的に設定する。
- ・ 県漁連は、漁協の要請に基づき、保有する防除資機材の貸出等に努める。自ら調達することが難しい場合又は特殊な資機材が必要な場合は、油防除対策調整会議等にあっせんを依頼する。

イ 関係漁協

- ・ 流出油等による影響が及ぶと予測される漁協は、必要に応じて組合長を本部長とする対策本部を設置し、情報収集を行うとともに、県漁連、市町村対策本部等との連絡体制を構築する。
- ・ 各漁協は、自発的に又は地元市町村等の要請に応じて、漁船による地先海域のパトロールを実施し、収集した情報を県漁連及び市町村等に報告する。
- ・ 関係漁協は、漁業関係施設の防除及び漁船による海上での流出油等防除作業の統括に当たる。防除作業に必要な用具等は、原則として各漁協で調達することとし、各漁協で調達できない場合は県漁連に保有資機材の貸出、提供及びあっせんを依頼する。

ウ 県

- ・ 県は、県漁連及び各漁協の協力の下、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図る。

2 情報の流れ

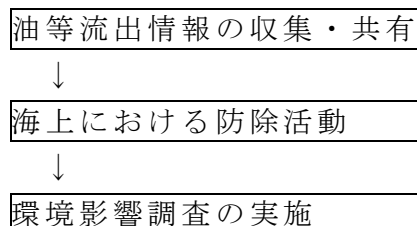
事故現場から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
漁協	市町村、県漁連	地先海域における流出油等の漂流状況
県漁連	油防除対策調整会議	地先海域における流出油等の漂流状況

事故現場へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市町村、県漁連	沖合の流出油等の漂流状況及び今後の漂流予測情報
県漁連	関係漁協	沖合の流出油等の漂流状況及び今後の漂流予測情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(流出油等の防除)

実施主体	対 策	協力依頼先
県	海上防除作業を指導・支援するため、作業海域に漁業指導船等の県保有船舶を派遣し、各船団のリーダー船に対し、必要な情報を漁業無線により伝達する。	県漁連、 関係漁協
	必要に応じて本県沖合で操業する大型の県外漁船団に対し、油等防除作業に協力するよう要請する。	県漁連
県漁連	事故原因者及びその委託を受けた指定海上防災機関との委託契約又は県からの要請に基づき、各漁協に対し流出油等の一斉海上回収作業の実施を指示する。	各漁協
	海上又は陸上で回収作業を実施（又は準備）した漁協に対し、事故原因者に対する補償請求時に必要となる書類の保存及び詳細な作業記録の作成について指導する。	
漁協	要請等に基づく組織的な防除作業 作業の実施の可否は、当日の気象状況を見て各漁協の組合長が判断する。 作業は漁協ごとに船団を組んで行い、あらかじめ定めたリーダー船の指揮の下に防除を実施する。 海上で回収した油等は、仮置場に陸揚げし、事故原因者等が一時保管場所へ運搬する。	
	自主的な防除作業 各漁協は、必要に応じて漁業関係施設の防除、磯根漁場等の漂着油の除去並びに地先海域での海上防除作業を実施する。 海上での回収作業は、上記に準じて船団方式により行う。	

※ 漁業関係施設等防除の基本方針

漁場及び漁業関係施設の防除は、以下の方針に基づき実施する。

(1) 磯根漁場

油等による汚染被害を最も受けやすく、油等が漂着した場合は漁獲ができなくなるため、可能な限り洋上で防除することとし、漂着した場合には、漂着油等が認められない程度まで除去する。

(2) 定置網、養殖施設等

流出油等の接近が確認されたときは、安全海域への移動、安全水深への沈降、漁具等の一時的な撤去及びオイルフェンスの囲い込み等により、被害の回避に努める。

(3) 漁港施設

漁港施設のうち、航路、泊地、岸壁、物揚場及び荷さばき所等は油等による汚染を防止し、常に清潔を保つよう努める。

(汚染魚介類の流通防止、海洋環境影響調査)

実施主体	対 策	協力依頼先
県	漁協、県漁連及び産地市場に対し、以下の指導等を行う。 ア 産地市場での水産物の官能検査（視覚・嗅覚による検査）の徹底 イ 油等の付着の確認された水産物の廃棄、流通阻止の徹底 ウ 検査済の水産物の品質保証の関係者への周知徹底	県漁連、各漁協
	消費地市場関係者に対し、以下の指導等を行う。 ア 流通魚介類への油等の付着の有無の確認の徹底と適切な対応 イ 産地市場での取組を踏まえた円滑・適正な商取引の推進	
	必要に応じ、流通魚介類について自ら官能検査等を行う。	県水産海洋研究所
県漁連	各漁協に対し、以下の指導を行う。 ア 漁船が航行・操業中に漂流油等を発見した場合の、漁協への連絡徹底 イ 油等の漂流海域での操業自粛の徹底 ウ 油等による汚染の疑いのある魚介類の出荷・販売自粛の徹底	
県水産海洋研究所	本県海域の海洋環境及び生息する魚介類等について以下の調査を行う。 ア 生物環境影響調査 イ 油等汚染影響実態調査 ウ 魚介類の官能検査 エ その他必要と思われる調査	

第8節 環境保全対策

【関係機関】 県（防災局、総務部、◎環境局、福祉保健部）、市町村、県獣医師会、自然及び野鳥保護団体、新潟県環境検査協会

1 計画の方針

(1) 基本方針

海上における船舶や海洋石油鉱山からの大量の油等の流出事故は、揮発成分等による大気汚染、流出油等による水質汚染、海洋生物への影響等を引き起こすおそれがある。

これらの事故による環境汚染を防止し、沿岸住民等の生活環境を保全するため、関係機関は相互に協力して環境影響調査、環境汚染に対する応急対策、被害鳥獣保護対策等を実施する。

(2) 各主体の役割

ア 県

- ・ 流出油等による環境への影響を速やかに把握し、沿岸住民等への情報提供、被害の拡大防止等を図るため、流出油等の性状に応じた環境影響調査を実施し、収集した情報を市町村、関係機関等に提供する。
- ・ 引火性や毒性を有する物質が環境中に排出された場合は、二次災害防止のための危険防止措置、作業員や調査員の安全確保及び住民の避難等について検討し、必要な措置を講ずる。
- ・ 市町村及び関係機関の協力を得て、流出油等に汚染された野生鳥獣類の救護を実施する。

イ 市町村

- ・ 環境汚染に関する情報を速やかに住民等に周知するとともに、住民の健康影響が懸念される場合には、避難誘導や救護所の設置など、必要な措置を講ずる。

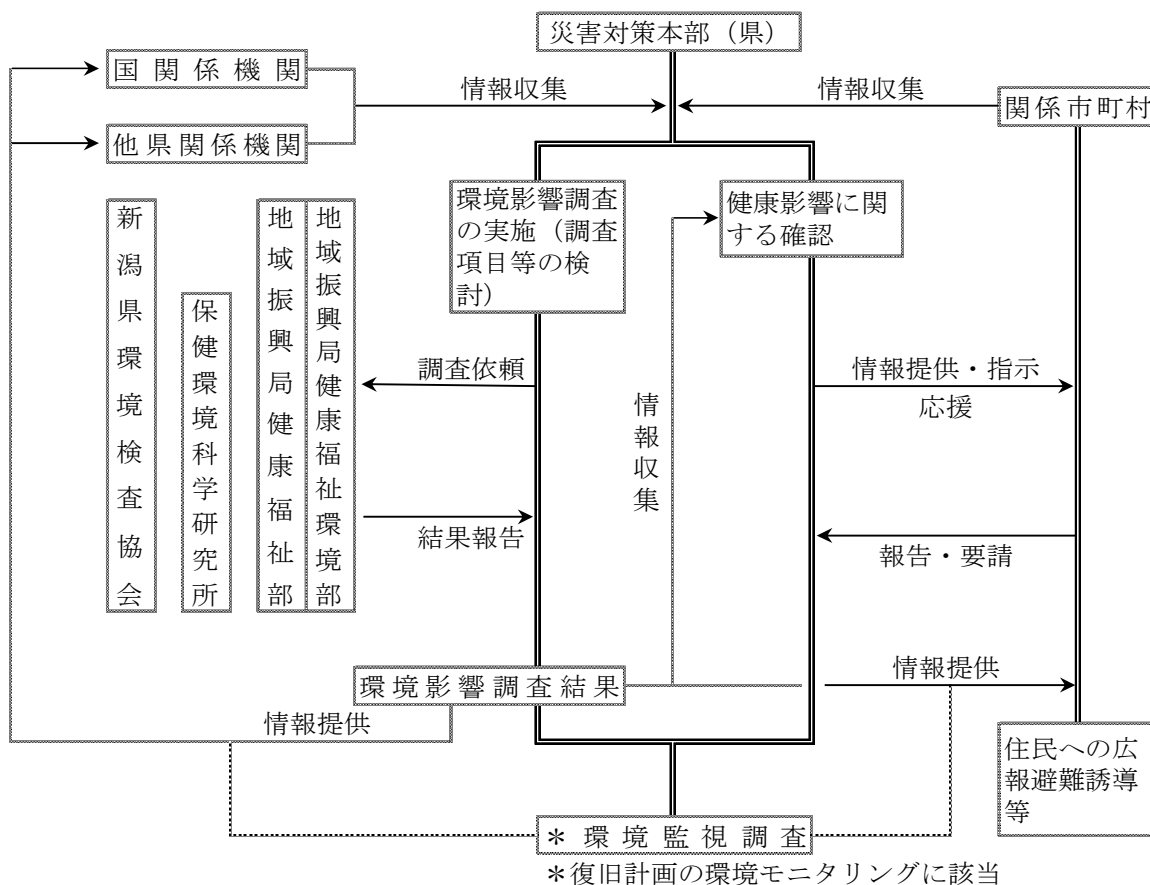
ウ 関係団体

- ・ 県獣医師会、自然及び野鳥保護団体、ボランティア団体等は、県及び市町村からの要請に応じて、野生鳥獣類の救護措置に協力する。

(3) 達成目標

環境影響調査の実施を通じて流出油等が環境及び健康に与える影響を把握し、住民に周知して健康被害の発生を防止するとともに、流出油等に汚染された鳥獣類を速やかに救護し、野生への復帰を図る。

2 連絡体制



3 情報の流れ

現場から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市町村	県	<ul style="list-style-type: none"> 環境汚染に関する情報 環境影響調査の結果

現場へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 環境汚染に関する情報 環境影響調査の結果及び評価 健康被害対策に関する助言
市町村	住民	<ul style="list-style-type: none"> 環境汚染に関する情報 健康被害に関する情報 救護所等の設置情報

4 業務の体系

環境影響調査に関する情報収集、調査計画の策定



環境影響調査の実施、調査結果の広報



環境汚染応急対策の実施、汚染鳥獣類の救護

5 業務の内容

(1) 環境影響調査

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<p>流出油等の性状、成分、健康影響等に係る基本的な情報を収集し、調査実施項目、調査手法等を定める調査計画を策定する。</p> <p>調査項目等の決定に当たっては、国や他県、沿岸市町村の状況等に関する情報を十分勘案する。</p> <p>なお、流出油等の防除のために処理剤等が使用された場合は、その成分、健康影響等の情報を収集し、環境影響調査の必要性について検討する。</p>	国
県	<p>調査計画に基づき、地域振興局健康福祉（環境）部及び保健環境科学研究所は、県内の沿岸地域等において、漂流、漂着した流出油等による汚染状況及び環境・生態系への影響を調査・分析する。</p> <p>事故の規模等によっては、新潟県環境検査協会に調査・分析の協力を求める。</p> <p>調査は、水質、底質、海岸（砂浜等）等の範囲で実施し、事故の状況を踏まえ、必要に応じて環境大気中の有害大気汚染物質濃度等を測定する。</p> <p>なお、環境影響調査の結果は速やかに公表する。</p>	新潟県環境検査協会
市町村	<p>地域の実情に応じた環境影響調査を実施する。</p> <p>なお、実施に当たっては、県と事前調整を行う。</p>	県

(2) 環境汚染の応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<p>環境汚染に関する情報として、次のものを速やかに市町村等関係機関に提供する。</p> <p>ア 流出油等の性状、毒性等の情報 イ 処理剤等の性状、毒性等の情報 ウ 環境影響調査結果及びその評価</p>	
県	<p>住民の健康影響が予測される場合、次の内容について市町村等に助言し、随時情報を提供するとともに、市町村からの依頼に応じて保健師等を派遣する。</p> <p>ア 市町村における救護所等の設置 イ 流出油等回収作業時の健康上の注意事項 ウ 流出油等が健康に及ぼす影響 エ 健康被害発生時の対応・相談先 オ 避難指示等の発出</p>	
市町村	<p>沿岸における環境汚染状況等に関する情報を、随時県に報告するとともに、県から提供される環境情報及び自ら実施する環境影響調査の結果に</p>	県

	ついて、住民等に広報する。	
市町村	<p>住民への健康影響が懸念される場合、必要に応じて救護所等を設置し、住民に対して次の内容を周知して、健康被害発生時に迅速に対応する。</p> <p>ア 流出油等回収作業時の健康上の注意事項 イ 流出油等が健康に及ぼす影響 ウ 健康被害発生時の対応・相談先</p> <p>なお、健康被害の甚大な影響が懸念される場合等、必要に応じて避難指示等を発出し、住民の避難誘導に努める。</p>	県

(3) 被害鳥獣保護対策

実施主体	対 策	協力依頼先
県	<p>市町村、関係団体等に協力を要請し、流出油等に汚染された野生鳥獣類の救護を次のとおり実施する。</p> <p>ア 汚染された鳥獣類の保護・収容 イ 愛鳥センターへの移送・収容 ウ 愛鳥センターでの治療・リハビリ、回復後の放鳥獣（自然復帰）</p> <p>なお、事故の状況に応じ、国及び関係都道府県と広域的に協力して救護にあたる。</p>	国、市町村、 県獣医師会、 自然及び野 鳥保護団体、 ボランティア ア団体
県	<p>クジラ、イルカ、ウミガメ等の海産動物（魚類を除く）の救護については、関係機関・団体等と協議し、必要に応じて水族館等の施設に収容する。</p>	市町村、県獣 医師会
市町村、関係団体等	<p>県からの要請に応じ、野生鳥獣類の救護に協力する。</p>	

6 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 環境影響調査の実施手順
- ・ 環境汚染情報等の広報手順
- ・ 野生鳥獣保護対策

第9節 海洋石油鉱山に係る予防計画

【関係機関】 県（防災局）、関東東北産業保安監督部、第九管区海上保安本部、
鉱業権者、排出油等防除協議会

1 計画の方針

(1) 基本方針

海洋石油鉱山からの油流出事故に備え、鉱業権者及び関係防災機関が実施すべき防災体制の整備、関係機関との協力体制の整備、防除資機材の整備等について方針を定める。

(2) 県内の海洋石油鉱山の現状

名 称	岩船沖プラットフォーム（岩船沖南部鉱山）
位 置	胎内市荒井浜沖合約 4 km（北緯 38° 07' 46" 東経 139° 20' 29"） 水深 36.2m
防災設計	次の自然条件に耐えられる設計 風速 52.7m/S 波高 18.4m 潮流 2.59 ノット 地震加速度 200gal
鉱業権者	代表鉱業権者： 日本海洋石油資源開発㈱ 共同鉱業権者： 石油資源開発㈱、三菱瓦斯化学㈱

(3) 各主体の責務

ア 鉱業権者（代表鉱業権者を指す。以下同じ）は、鉱山保安法及び関係法令の定めるところにより、事故発生に即応できる自衛防災組織を整備するとともに、想定される事故に対応した復旧防除活動が速やかにできるよう、あらかじめ復旧措置防除対策を備える。

イ 関東東北産業保安監督部は、鉱山保安法及び関係法令に基づき、鉱業権者に対し、防災体制の整備について必要な監督・指導を行うとともに、海上保安庁、関係自治体及び関係諸団体との協力体制の確立に努める。

2 関係機関の相互協力

関係防災機関は、原油流出事故の発生に備え、対応措置、復旧防除対策等の連絡・協力体制について、連絡窓口をあらかじめ定める。

区分	名称	部署	所在地	電話・FAX
鉱業権者	日本海洋石油資源開発㈱新潟鉱業所	保安課	新潟市北区太郎代	TEL025-255-3221 FAX025-225-2294
監督官庁	関東東北産業保安監督部	鉱害防止課	さいたま市中央区新都心1-1	TEL048-600-0446 FAX048-601-1314
地方公共団体	新潟県	防災局 危機対策課	新潟市中央区 新光町4-1	TEL025-285-5511 FAX025-282-1640

3 鉱業権者の役割

(1) 連絡・協力体制の整備

鉱業権者は、関東東北産業保安監督部、第九管区海上保安本部、県及び排出油等防除協議会等関係団体と原油流出事故災害発生時の情報伝達方法、応援内容、役割分担等についてあらかじめ取り決め、必要に応じて定期、随時の情報交換を行う等、平時から意思の疎通に努める。

(2) 防除資機材の配置及び維持管理

鉱業権者は、鉱山保安法及び海防法の規定に基づき油等防除資機材を備えるとともに、流出事故発生時に応援を求められる勢力をあらかじめ把握する。

防除資機材は、年1回以上定期点検を実施し、必要に応じて更新等適切な措置を講ずる。

(3) 関係機関が保有する防除資機材の把握

鉱業権者は、自己の保有する防除資機材をもってしても対処できない事態の発生に備え、排出油防除協議会等の協力を得て、応援を要請できる他機関の排出油等防除資機材の種類及び数量を把握しておく。

(4) 周辺海域の情報収集・整理

鉱業権者は、県及び関係機関の協力を得て、海洋石油鉱山周辺海域の気象、海象等の自然条件及び漁場、漁具定置箇所、養殖場、藻場、海水浴場、自然公園、鳥類の飛来・繁殖地並びに工業用水等の取水口等の配置状況、利用形態等を把握し、整理する。

(5) 流出油防除協定の締結

鉱業権者は、油流出事故発生時に県、沿岸市町村、県漁業協同組合連合会等関係機関が円滑かつ速やかに防除活動を実施できるようにするため、それぞれが行う防除活動の内容及び協力要請手続きに関し必要な協定の締結を図る。

(6) 教育・訓練の実施

鉱業権者は、原油流出事故の発生防止並びに流出事故発生時の的確な対応のため、次の教育・訓練を計画し、これを定期的の実施する。

- ・ 排出油防除資機材等排出訓練
- ・ 排出油防除資機材等取扱訓練
- ・ 消防訓練
- ・ 部外教育機関が実施する研修、訓練への参加
- ・ 排出油防除協議会等が実施する訓練への参加

第10節 海洋石油鉱山に係る応急対策

【関係機関】 県（防災局）、消防機関、関東東北産業保安監督部、第九管区海上保安本部、自衛隊、指定海上防災機関、鉱業権者、排出油等防除協議会、新潟東港地区石油コンビナート等特別防災区域協議会、新潟東港海上共同防災協議会

1 計画の方針

(1) 基本方針

海洋石油鉱山からの油流出事故に関しては、原則として船舶からの油等流出事故に準じて復旧防除活動等を実施することとし、鉱業権者及び関係機関が実施すべき応急対策の概要を示す。

(2) 各主体の役割

ア 鉱業権者

海洋石油鉱山プラットフォーム搭載の施設からの油流出事故が発生した場合、鉱業権者は対策本部を設置し、復旧措置、防除対策を実施するとともに、関東東北産業保安監督部及び関係機関との連絡調整に当たる。

イ 関東東北産業保安監督部

関東東北産業保安監督部は、岩船沖南部鉱山の海洋石油鉱山施設からの大規模な油流出事故発生のお知らせを受けた場合は、関東東北産業保安監督部内に事故対策本部を設置するとともに現地に係官を派遣し、必要に応じて現地対策本部を設置する。

ウ 第九管区海上保安本部

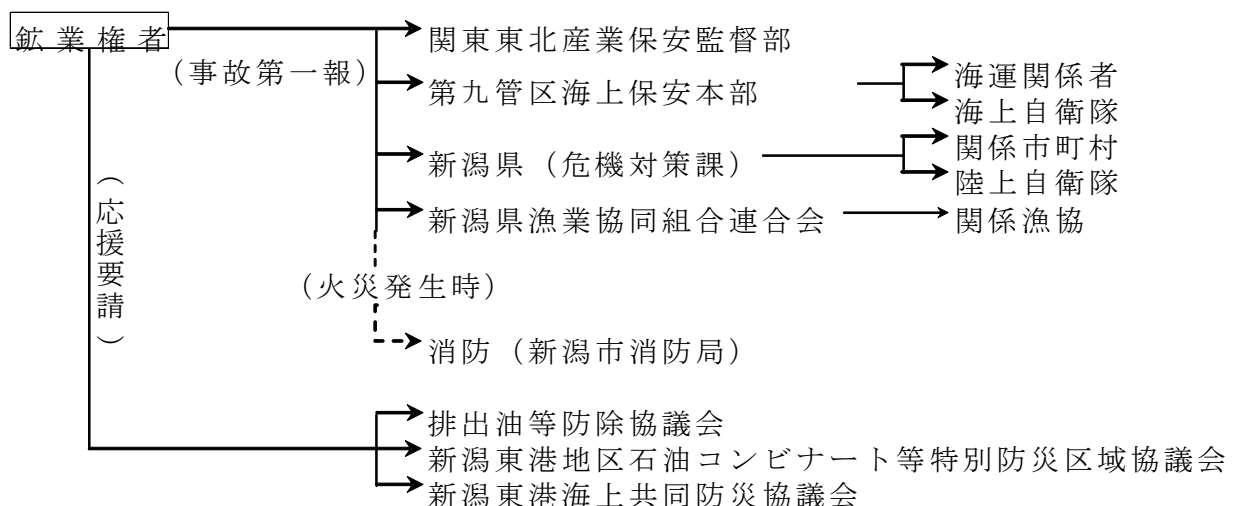
第九管区海上保安本部は、流出油が広範に拡大して広域的な被害を引き起こす可能性がある場合は、必要に応じて対策本部を設置する。

エ 県

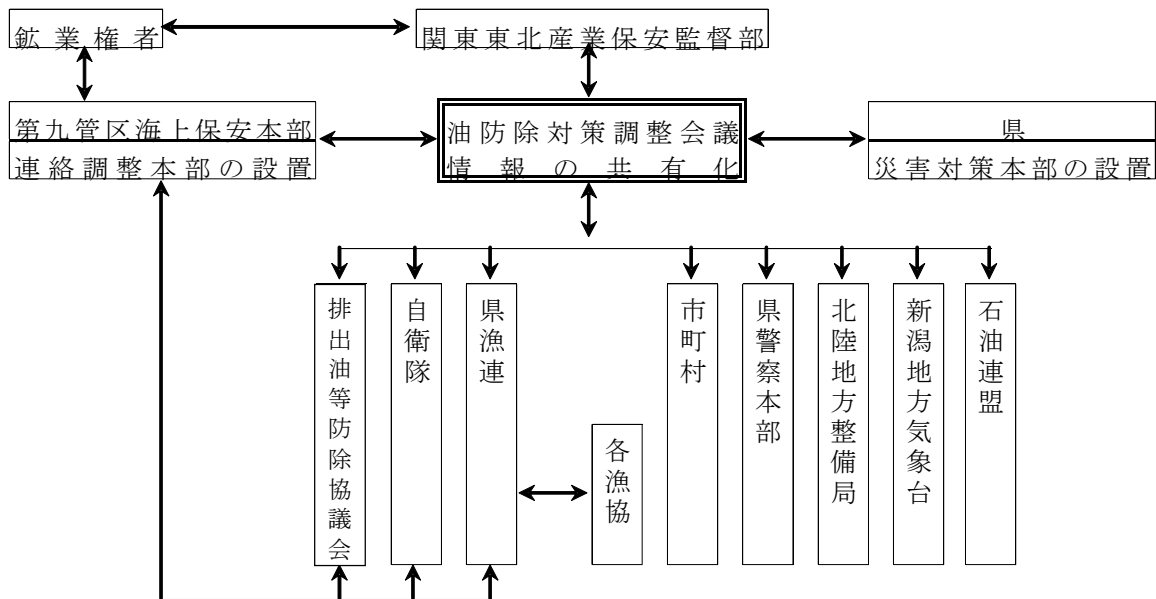
県は、流出油が広範に拡大して広域的な被害を引き起こす可能性がある場合は、必要に応じて対策本部等を設置する。

2 情報の流れ

(1) 事故情報等の流れ



(2) 活動状況等の情報の流れ



3 業務の内容

(防除活動)

実施主体	対 策	協力依頼先
鉱業権者	<p>海洋石油鉱山からの油流出事故に関する防除責任は、事故原因者が負うものとし、流出源における防除活動は鉱業権者が主体的役割を担う。</p> <p>ア 流出防止措置と安全の確保 鉱業権者は、流出防止措置と施設の応急措置を行うとともに、これらの作業にあたっては、施設職員の安全確保に努め、必要に応じて第九管区海上保安本部に救難要請を行う。</p> <p>イ 火災発生等二次災害への対応 流出事故が発生した場合、鉱業権者は火災発生等二次災害の未然防止に努め、自衛消防組織による消火活動を実施する場合は、第九管区海上保安本部及び消防機関に対し消火活動を依頼する。</p> <p>ウ 関係機関への応援要請 海面の汚染範囲が、海防法及び国土交通省令の定めるところにより、1万平方メートルを大幅に上回ると予想される場合は、直ちに関係機関に応援要請を行う。 他機関の応援が必要な場合、排出油等防除協議会、石油コンビナート等特別防災地域協議会、新潟東港海上共同防災協議会等の関係団体に防除資機材の提供を要請する。</p>	<p>第九管区海上保安本部</p> <p>第九管区海上保安本部、消防機関</p> <p>新潟海上保安部、新潟県東部排出油等防除協議会 ほか</p>

<p>第九管区海上保安本部</p>	<p>第九管区海上保安本部は、流出海域の船舶に注意を喚起し、必要に応じて航行制限等の処置を行う。</p> <p>また、流出箇所が海岸に近い場合は、関係消防本部に連絡し、火災発生防止に努める</p>	<p>消防本部</p>
<p>指定海上防災機関</p>	<p>油の流出が大量で広域に拡大した場合、本章第6節「流出油等防除対策」により、鉱業権者の委託又は、第九管区海上保安本部の指示を受けた指定海上防災機関等が中心となり、関係機関の協力により流出油の防除を行う。</p>	<p>第九管区海上保安本部</p>
<p>事故原因者</p>	<p>流出油が海岸に漂着した場合または漂着のおそれがある場合には、本章第6節「流出油等防除対策」により、事故原因者等は関係機関と連携して漂着油の防除を行う。</p>	
<p>漁業関係者等</p>	<p>海洋石油鉱山からの油流出により、防除活動を実施した関係機関及び損害を受けた漁業関係者等は、必要に応じて事故原因者等に賠償、補償請求を行うものとし、そのための挙証資料の保存、整理に努める。</p>	<p>県漁連</p>

第11節 復旧計画

【関係機関】 県（◎防災局、総務部、環境局、農林水産部）、市町村、漁業者、
観光業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

海上における船舶からの油等の流出による著しい海洋汚染等の事故災害においては、県、市町村及び漁業関係者等が講じた油等の防除・清掃費用等の各種対策に要した費用、並びに漁業者及び観光業者等が受けた損害について、必要に応じ船舶所有者等に賠償・補償請求を行うものとする。

また、被害状況に応じて漁業経営の安定対策、環境への影響調査を実施する。

さらに、行政及び業界関係者による報道機関及び消費者への情報提供等により、風評による被害の防止に努めるものとする。

2 油濁損害賠償補償制度の概要

油濁損害賠償補償制度については、国際条約等に基づき船舶所有者の責任が明確化されているとともに、その賠償責任、さらには国際的な補償制度が確立されている。

なお、条約を受けて、国内法である油濁損害賠償保障法（以下「法」という。）により、この油濁損害賠償保障制度を規定している。

(1) 船舶所有者の賠償責任及び責任の制限等

油濁損害が生じたときは、油濁損害に係る油を積載していた船舶の船舶所有者は、その損害を賠償する。

(2) 国際油濁補償基金による補償

責任限度額を超えた油濁損害の金額については、国際油濁補償基金に対して補償を求めることができる。

(3) 賠償・補償請求の対象

油等による汚染により生ずる損害、並びに油が流出し、又は排出された事実が生じた後にその損害を防止し、又は軽減するために執られる措置に要する費用及びその措置により生ずる損害は、賠償・補償請求の対象とされる。

具体的には、油等の防除・清掃に要する人件費、資機材の購入（賃借）費用、回収した油の処理費用、油流出の対応策、損害の程度を調べる調査・研究費、漁業損害、旅館・ホテル等の損害が認められている。なお、野生動物の救護費用等については、汚染動物の洗浄費用等、限定的な範囲でのみ認められている。認定に当たっての一般的な基準は次のとおりである。

ア 費用・損失又は損害は発生したものであること

イ 費用は合理的で必要のある措置に要したものであること

ウ 費用・損失又は損害と油の流出による汚染との間に相当因果関係があること

エ 経済的損失（逸失利益）については、金銭的に計算できる損失であること

オ 適切な書類その他の証拠書類により、費用、損失又は損害の額を証明できるものであること

3 賠償・補償請求主体の役割

(1) 請求の主体

防除のために講じた各種対策に要した費用、並びに漁業者及び観光業者等が受けた損害について、賠償・補償請求の対象となる損害を被った個人・法人は、請求主体となることができる。また、複数の者が同様の損害を被った場合は、共同で請求をすることができる。

なお、油濁損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することが適当と認められる場合には、市町村等と協議し、当該市町村等と協力の上、県が請求事務を行うものとする。

(2) 費用及び損害の把握

請求主体は、法に基づく賠償・補償請求を行うため、その費用又は損害の状況について速やかに把握するとともに、賠償・補償請求に必要な写真、作業日報、領収書等の証拠書類及び費用の必要性、妥当性等を証明できる関係書類の整備に努める。

(3) 請求の相手方

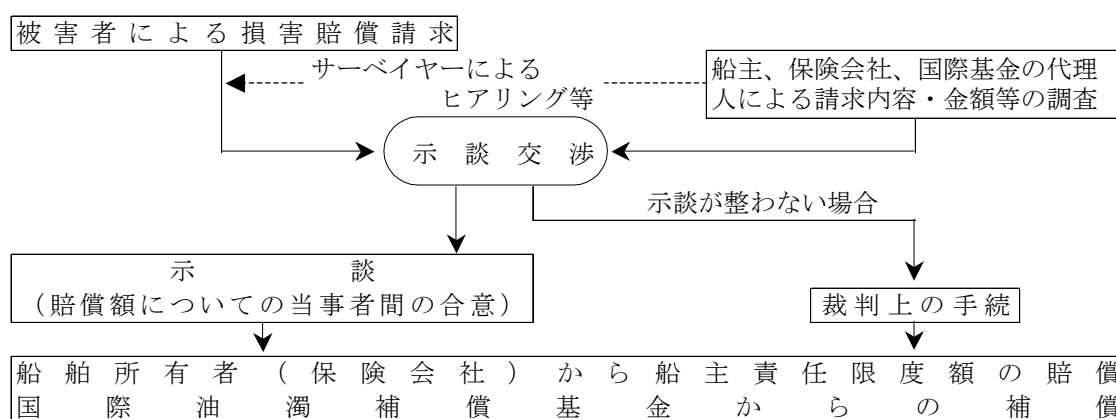
船舶所有者の故意又は過失の有無によって、請求の相手方が決定されることになるが、一般的には故意又は過失の有無の確定までに時間がかかるため、故意又は過失の有無が確定しない間であっても、国際油濁補償基金から補償が行われている場合が多い。その後、仮に民事上の手続きにより船舶所有者の故意又は過失が認定された場合には、国際油濁補償基金が既補償額について船舶所有者に請求していくこととなる。

(4) 請求の方法

請求主体は、金に対する請求は文書で行うこととし、その書式については海事鑑定人（サーベイヤー）等と協議の上で決定する。

(5) 補償交渉・示談

補償交渉・示談手続きの流れは次のとおり。



4 県の役割

(1) 漁業経営の安定対策

県は、市町村及び融資機関の協力のもと、油等流出事故等の被害状況に応じて、被害を受けた漁業者に対する経営資金等の円滑な融資、並びに公的資金の既借入金への償還に係る緩和措置の実施などにより、被災漁業者等の経営の安定を図る。

(2) 環境監視調査

環境保全対策（本章第8節）で実施する環境影響調査結果により、事故後の継続的な環境モニタリングが必要と判断される場合には、県は、水環境、大気環境、生態系に係る環境モニタリング計画を作成し、これを実施する。

(3) 風評被害の防止対策

県は、市町村及び漁業、観光業関係者とともに、報道機関及び消費者に対する正確かつ迅速な情報を提供し、啓発・宣伝を行うなど、風評による被害の防止に努める。

第6章 海上事故災害対策

第1節 海上事故災害予防計画

【関係機関】 県（◎防災局、農林水産部、交通政策局）、県警察、市町村、消防本部、新潟地方気象台、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、海上運送事業者、新潟県水難救済会

1 計画の方針

(1) 基本方針

旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の遭難又は漁船の集団遭難等が発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性があることから、関係機関は海難の未然防止に努めるとともに、事故発生時においては、速やかな情報収集、捜索・救助活動が可能となるよう、防災関係機関の体制整備、資機材の整備等について定める。

(2) 各主体の責務

ア 県は、情報収集をはじめとする初動体制の充実を図るとともに、関係機関との相互協力体制の強化に努める。

イ 沿岸市町村及び消防機関は、情報収集をはじめとする初動体制の充実を図るとともに、消火・救助活動を行うための資機材の整備に努める。

ウ 海上保安機関は、関係者に対して海難の未然防止と海上の安全確保を指導するとともに、事故発生時における情報収集・救護体制の強化に努める。

エ 海上運送事業者等は、船舶の安全管理を徹底し、海難の未然防止と海上の安全確保に努める。

(3) 達成目標

船舶の検査を通じた海上交通の安全確保を図るとともに、事故発生時における速やかな情報収集及び捜索・救助活動を可能とする関係機関の相互協力体制を確立する。

(4) 荒天時の対応

荒天時においては、船舶・航空機等による情報収集・捜索・救助活動等が困難であることに鑑み、関係防災機関は、あらかじめ資機材の整備、情報収集体制の強化等に努める。

2 海上保安機関の役割

(1) 防災体制の整備

第九管区海上保安本部は、大規模海難等に備え、非常配備又は警戒配備による

即応体制の整備を図る。

(2) 災害時の関係機関との連絡窓口等

第九管区海上保安本部は、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡体制の確立を図るため、平素から防災関係機関との連絡窓口、連絡方法を定める。

防災事務担当部課	住所等
警備救難部環境防災課	住所 〒950-8543 新潟市中央区美咲町1-2-1
	電話 025-285-0118 内線 3315
	025-285-0122（夜間及び休日：運用司令センター直通）
	118（緊急特番）
	FAX 025-288-2613
	防災無線 752

(3) 海上防災思想の普及

第九管区海上保安本部は、海難防止、海上事故災害防止に係る講習会の開催、訪船指導等を行うことにより、海上事故災害防止思想の普及に努める。

(4) 消防機関との連絡調整

海上保安機関は、海上事故災害等の場合における消火活動及び救出救護活動を効果的に実施するため、平素から消防機関と以下の事項の調整を図る。

- ア 情報及び資料の交換
- イ 消火活動要領及び連絡周知系統の作成
- ウ 必要資機材の整備の促進
- エ 合同訓練の実施

また、法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、消火薬剤の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、消防機関と相互に交換する。

(5) 医療機関との協力

迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、第九管区海上保安本部は、医療機関との連絡・協力体制の整備を図る。

(6) 市町村との連絡体制

迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係る情報の伝達等に関し、第九管区海上保安本部等は、市町村との連絡体制強化に努める。

(7) 海上交通の安全確保

第九管区海上保安本部は、北陸地方整備局及び県と調整のうえ、管轄海域及び港湾内における船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

(8) 海難防止指導

新潟海上保安部、佐渡海上保安署、上越海上保安署は、海難防止講習会の開催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努める。

(9) 異常気象時における避難体制の確立

第九管区海上本本部は、気象、高潮、波浪等に関する特別警報、警報及び災害

に関する情報の通知を受けたときは、無線により船舶に対し情報提供を行い、事故防止に努める。

3 海上運送事業者等の役割

(1) 安全管理規程の作成

海上運送事業者等は、海上運送法第10条の3の規定に基づいて安全管理規程を作成し、船舶の安全な管理に必要な事項を定めるものとする。

安全管理規程は、運航中の船舶に係る事故の処理に関し、航路の実情に応じて各航路事故処理基準を設ける等、人命の安全確保と損害の最小化を図るものとする。各航路事故処理基準においては、概ね次の事項を定めるものとする。

- ア 事故等発生時の通報
- イ 事故の処理等
- ウ 非常対策本部の設置等

(2) 事故発生時の連絡体制

海上運送事業者等は、関係機関等と協議のうえ、あらかじめ事故発生時の連絡先について定める。

4 県の役割

(1) 関係機関の運営協力

県は、海上事故災害等の発生予防のため、新潟県水難救済会等の運営に協力し、災害時に、関係機関の円滑な対応が図れるよう努める。

(2) 情報の収集・連絡体制の強化

県は、的確な災害応急対策を実施するため、自ら情報を迅速に収集するとともに、関係機関との情報共有を可能とするよう、消防防災ヘリコプター等による情報収集活動体制及び関係機関への連絡体制の強化を図る。

特に、第九管区海上保安本部及び警察本部とは、救助活動等の実施に係る情報を相互に共有するための連絡方法及び連絡窓口を定める。

(3) 初動体制の充実

県は、収集した情報を分析整理するための人材育成に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう体制整備を図る。また、夜間・休日の参集体制及び初動マニュアル等の整備に努める。

(4) ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、迅速な情報収集活動のため、広域航空消防応援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、応援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努める。

(5) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県は、海上事故災害発生時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が的確に実施できるよう、同システムの習熟に努める。

5 県警察の役割

県警察は、大規模な海難事故の発生に際し、迅速な情報収集活動を行い、海上保安機関及び消防機関の救護活動を支援する体制の整備に努める。

6 沿岸消防機関の役割

(1) 海上保安機関との連絡調整

消防機関は、海上事故災害等の場合における消火活動を効果的に実施するため、平素から海上保安機関と以下の事項の調整を図る。

- ア 資機材の保有状況等の資料の交換
- イ 消火活動要領及び連絡周知系統の作成
- ウ 必要資機材の集中使用の計画実施
- エ 必要資機材の整備の促進
- オ 合同訓練の実施

また、法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、消火薬剤の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、海上保安機関と相互に交換する。

(2) 資機材の整備等

消防機関は、海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的に行うため、地域の実情に応じた体制及び資機材の整備等を図る。

7 新潟地方気象台の役割

新潟地方気象台は、海上交通に影響を及ぼす自然現象の監視に努め、適時・適切な予報・警報等の情報発表に努める。

また、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制並びに施設及び設備の充実を図る。

8 北陸地方整備局の役割

北陸地方整備局は、第九管区海上保安本部及び県と調整のうえ、管轄海域及び港湾内における船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

9 北陸信越運輸局の役割

(1) 海上交通の安全確保

北陸信越運輸局は、海上運送事業者の運送管理について監督、指導するとともに、県内各港に入港する船舶の立入検査等を通じ、海難の未然防止と海上交通の安全確保に努める。

(2) 船舶の安全性の確保

北陸信越運輸局は、船舶の安全性を確保するとともに、海洋汚染の防止を図るため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を行う。

10 関係団体の役割

船舶所有者、船舶代理店、荷主、荷受人等は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除に必要な資機材及び化学消火薬剤等消火機材の備蓄に努める。

11 新潟県水難救済会の役割

新潟県水難救済会は、関係機関の協力を得て、海難救助訓練を実施するとともに、各救難所の施設整備に努める。また、救助用資機材の備蓄に努める。

12 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 海上事故災害に関する情報の連絡体制
- ・ 消防本部等における消火・救助資機材の整備

第2節 海上事故災害応急対策

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、交通政策局）、県警察（警察本部、警察署等）、沿岸市町村、消防本部、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、自衛隊、海上運送事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

海上事故災害が発生した場合、関係機関は協力して被害の拡大及び二次災害を防止するため、迅速かつ効率的に災害応急対策を実施する。

(2) 関係機関の活動調整

ア 活動調整

- ・ 災害現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

- ・ 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の遭難等、多数の死傷者や行方不明者が発生する可能性がある海上事故が発生した場合、船舶所有者、海上保安機関、県警察、消防、行政等の関係防災機関が一体となり、総合的かつ計画的な応急対策を実施するため、必要により現地において合同対策調整会議を開催し、各機関の対応を調整する。会議は県が招集し、国の現地災害対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

(3) 各主体の役割

ア 県

- ・ 海上事故災害の情報を受理したときは、県所属船舶による情報収集を行い関係機関に伝達する。
- ・ 応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に要請を行う。
- ・ 沿岸市町村に対し、応急対策の要請を行う。
- ・ 沿岸市町村から要請があり必要と認められる場合又は自ら必要と判断した場合は、消防防災ヘリコプターを出動する。
- ・ 沿岸市町村から要請があり必要と認められる場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- ・ 第九管区海上保安本部又は沿岸市町村から要請があり必要と認められる場合、又は自ら必要と判断した場合は、新潟DMAT又は県医療救護班の派遣や医療機関への傷病者受入れ等の要請を行う。

イ 市町村

- ・ 水難救護法による人命、船舶の救助を行う。
- ・ 地先水面の海岸パトロールを行う。
- ・ 人命救助、初期消火及び延焼防止の措置をとる。
- ・ 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し災害状況の周知を行う。
- ・ 火気使用の制限又は禁止等発災危険防止措置の広報及び警戒を行う。

- ・ 沿岸住民に対する避難指示を行う。
- ・ 救護所を設置し、必要に応じて県へ医療活動の支援要請を行う。
- ・ 火災等及び漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先海面への巡回監視を行う。

ウ 消防機関

- ・ 関係機関と協力し、火災発生時における消火及び警戒等行う。
- ・ 負傷者、被災者等の避難誘導及び救助を行う。
- ・ 負傷者のトリアージ、応急手当及び搬送を行う。
- ・ 流出油等危険物に関する対応を行う。

エ 第九管区海上保安本部

- ・ 海難救助等
 - a 海難等が発生した場合は、速やかに巡視船艇及び航空機等により捜索救助を行う。
 - b 海難等海上事故災害に関し、必要に応じて関係機関に対し協力を要請する。
 - c 救助活動に関し、その規模、事態の急迫性等から必要と認めるときは、自衛隊に対して救助等の要請を行う。
- ・ 遺体の収容及び行方不明者の捜索を行う。
- ・ 船舶火災等
 - a 船舶火災又は海上火災が発生したときは、巡視船艇等により迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ消防機関に協力を要請する。
 - b 船舶火災の場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、消防機関と密接に協力し船舶火災消火活動を行う。
- ・ 海上交通安全の確保
 - a 港内等船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
 - b 異常気象等により船舶交通の危険が生じる恐れがある場合には、船舶に対し、湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。
 - c 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
 - d 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- ・ 緊急輸送等
 - a 緊急輸送等の要請があったときは、状況に応じて支援する。

オ 県警察

- ・ 第九管区海上保安本部と協力の上、海上事故災害情報の収集及び伝達を行う。
- ・ 警察用船舶及びヘリコプターによる負傷者の救出及び救助を行う。
- ・ 第九管区海上保安本部と協力の上、遺体の収容及び行方不明者の捜索を行う。
- ・ 死傷者の身元確認を行う。

カ 船舶所有者等

- ・ 消火及び延焼防止措置をとる。
- ・ 現場付近の航行船舶に対し注意喚起を行う。
- ・ その他、第九管区海上保安本部の指示による措置をとる。

(4) 惨事ストレス対策

- ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

(5) 達成目標

海上事故災害が発生した場合には、全ての関係機関が情報収集、情報共有を行い、事態の早期把握に努め、速やかに応急対策を講じる。事態が切迫していると判断される場合には関係機関に広域応援要請を行い、情報収集、捜索・救助活動にあたる。

2 情報の流れ

(1) 災害発生現場から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
発見者 船舶所有者等	消防 県警察 第九管区海上保安本部	災害発生報告
消防 県警察 第九管区海上保安本部	市町村 県	災害発生の概況 被害情報
市町村	県	被害情報、対処状況、避難情報、 応援要請等

(2) 災害発生現場へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市町村	防災情報、応急対応の実施状況
市町村	一般県民 県警察等	防災情報、応急対応の実施状況 避難指示等

3 業務の体系

発生直後

↓ 発見者、事故原因者、付近航行船舶からの通報

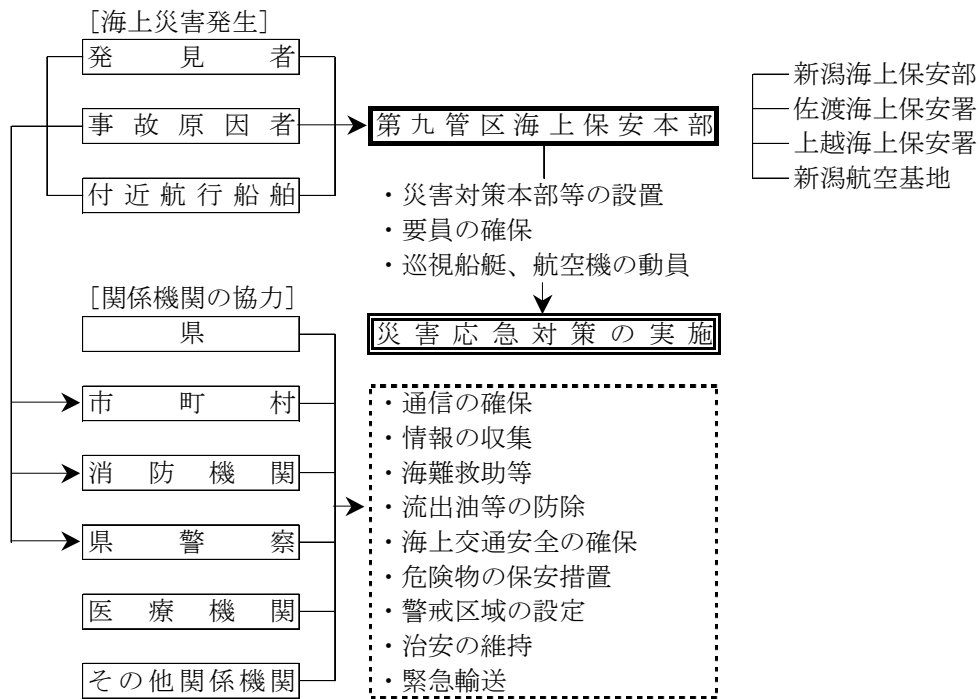
1 時間以内

↓ 巡視船艇・航空機の動員による情報収集

↓ 県、市町村、関係機関による情報収集

3 時間以内

↓ 関係機関の協力による応急対策の実施



災害応急活動は、事案毎に臨機応変かつ迅速に実施する。

なお、第1次情報及び被害情報伝達系統図については、第5章第4節「情報の収集・伝達計画」による。

4 業務の内容

(1) 応急体制の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	災害の発生が予想されるときは、応急体制の確立を図るとともに、災害が発生したときは、必要に応じ災害対策本部等を設置する。	国 県 市町村 自衛隊等
海上運送事業者等	発災後、速やかに「安全管理規程」、「各航路事故処理基準」により災害の拡大防止のため必要な措置を講じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制及び非常災害対策本部設置等必要な体制をとる。	第九管区海上保安本部
県 県警察 市町村 消防本部等	沿岸部での災害等に対応するため、必要に応じ応急体制を確立する。	第九管区海上保安本部

(2) 合同対策協議会の開催

実施主体	対 策	協力依頼先
県 第九管区海上保安本部	応急対策に関する防災機関との連絡体制を強化し、強調を円滑に推進するために、必要に応じて協議の上、市町村、関係機関等による合同協議会を開催する。開催場所は県庁とする。ただし、必要な場合は県庁以外の場所において開催する。	国 市町村 自衛隊等

(3) 広報

実施主体	対 策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	大規模海難等が発生したとき又は発生が予想されるときは、海上交通の安全確保を図る見地から、県等関係機関との調整を行い、適時適切な広報を行う。	県 市町村等

5 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 応急対策計画（沿岸部に災害が広がった場合の応急体制の確立）
- ・ 関係機関との連絡体制
- ・ 住民への広報に関する事項

第3節 海上事故による危険漂流物対策

【関係機関】 県（総務部、環境局、◎防災局、農林水産部、土木部、交通政策局）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、海上運送事業者、新潟県漁業協同組合連合会

1 計画の方針

(1) 基本方針

海上事故の発生又は海上荒天に際しては、船舶から木材、コンテナなどの積荷等が流出し、海上を航行する船舶に危険を及ぼし、又は漁業施設等への被害を及ぼし得ること、並びに漂着した積荷等が漂着先地域の住民等に被害を及ぼし得ることから、漂流物の速やかな処理に関して、関係機関が留意すべき事項について定める。

(2) 各主体の責務

ア 県は、海上事故の発生又は海上荒天に際し、積荷等の流出に係る情報を速やかに確認し、漂流が発生した場合には、速やかな情報収集と関係者への周知を通じて海上の安全確保を図るとともに、事故原因者に対し漂流物の回収を促す。

イ 市町村は、船舶から漂流した積荷等が沿岸市町村に漂着した場合には、必要に応じて警戒区域の設定や地域住民への広報を行い、危険物への接触等を防止するとともに、漂着物の処理に努め、二次災害の防止を図る。

ウ 第九管区海上保安本部は、海上事故の発生又は海上荒天に際し、船舶から積荷等が流出した場合においては、速やかに情報収集を行うとともに、海上を航行する船舶の安全確保に努める。

エ 船舶所有者又は船舶運航者は、海上事故の発生又は海上荒天に際しては、船舶から木材、コンテナなどの積荷等の漂流が発生し得ることに留意し、事前に荷崩れ防止措置の徹底を図る。

オ 事故原因者は、積荷等が流出した場合には直ちに海上保安機関に通報し、引き続き積荷の流出防止措置と速やかな回収活動に努める。

カ 県漁連は、船舶から流出した積荷等が漁業施設に漂着若しくは漁場へ沈降した場合には、漂着物の処理等を行うよう漁業者の指導に努めるなど、二次災害の防止を図る。

キ 地域住民は、沿岸部等で漂着物を発見した場合には、速やかに関係機関に通報する。

2 情報の流れ

漂流物に係る対応（漂流・漂着現場から）

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
事故原因者	第九管区海上保安本部	漂流情報（流出位置、漂流物の種類・数量、現場の気象等）
第九管区海上保安本部	関係機関	海上における漂流・漂着物に係る情報

漁業協同組合	県漁連	漂流物の数量・位置・漂流等
県民	市町村、県 (消防、県警察)	漂流物の沿岸への漂着に係る情報
市町村	県	漂流物の沿岸への漂着に係る情報

漂流物に係る対応（漂流・漂着現場へ）

情報発信者→情報受信者	主な情報内容
第九管区海上保安本部	船舶に対する航行警報・安全通報 漂流物の海上における漂流予測
県	漂流物の海上における漂流予測 漂流物の沿岸への漂着予測
県漁連	漂流物の海上における漂流予測 漂流物の沿岸への漂着予測

3 業務の体系（発生後のフロー）

発生直後

↓

航行警報、安全通報による情報提供
巡視船艇・航空機による状況調査指示

1時間以内

↓

航行警報、安全通報による情報提供
巡視船艇・航空機による状況調査実施
漂流予測の実施

漂着まで

↓

住民への広報
事故原因者に対する回収指導
回収活動の調整、一時保管場所の調整

漂着後

↓

回収作業、回収物の一時保管、処分場所の選択

4 業務の内容

(1) 漂流防止対策

実施主体	対 策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	木材運搬船等に対する訪船指導の実施により、積荷の適切な積み付け、荒天避難措置の的確な実施について指導するとともに、冬季間の走錨荷崩れ注意報の運用を行う。	海上運送事業者等の 海事関係者、 船舶所有者
船舶所有者、運航管理者	海上保安機関の指導に基づき、船舶への積荷の適切な積み付けを実施するとともに、荒天が予想される場合の出航見合わせ又は早期避難の実施に努める。	

(2) 漂流情報の収集・提供

実施主体	対 策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	航空機・船舶等により海上漂流物の情報収集を行うとともに、漂流状況・漂流予測に関する情報を関係機関に提供し、必要に応じて航行警報・安全通報等により航行船舶等に周知する。	海上運送事業者等の海事関係者、港湾管理者
県	消防防災ヘリ等により海上漂流物並びに沈降物の状況把握を行い、速やかに沿岸市町村、県漁連等に対して連絡する。	漁業協同組合、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部
県	沖合での事故に際しては、海上保安本部から漂流物の情報を入手し、沿岸市町村に警戒文書を発出するとともに、マスコミ等を通じて県民に注意喚起を行う。 また、漂着が予想される海岸において、パトロール及び施設の緊急点検を実施し、危険が生じるおそれがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため、立入り禁止等必要な措置を講ずる。	第九管区海上保安本部、 県警察、 市町村
市町村	市町村は、県から提供される漂流物に関する情報を速やかに住民に広報するとともに、漂着が予想される海岸において、パトロール及び施設の緊急点検を実施し、危険が生じるおそれがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため、立入り禁止等必要な措置を講ずる。	消防本部

(3) 漂流物の回収対策

実施主体	対 策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	事故原因者等に対し、漂流物の回収指導を行う。	県、沿岸市町村
事故原因者	海上保安機関等の指導に基づき、海上漂流物の回収に努めるとともに、漂流物が沿岸部に漂着した場合には、県、沿岸市町村と調整の上、速やかに漂着物の回収・処理を行う。	第九管区海上保安本部

<p>県</p>	<p>事故原因者に対して漂流物の速やかな回収を要請するとともに、漂流物が沿岸に漂着した場合、事故原因者との調整に基づき回収活動の支援に努める。</p> <p>また、市町村及び関係機関が行う漂流物の防除活動に際し、防除資機材の貸出等に係る調整を図るとともに、必要に応じて回収作業を支援し、事故原因者等に対し、発生した費用の求償等を行う。</p> <p>回収した漂着物を緊急に処理する必要がある場合等においては、安全な場所へ一時仮置きする。</p> <p>なお、漂流物は複数県にまたがって漂着する可能性が高いことから、隣接県及び市町村との調整を図った上、事故原因者に対して折衝するよう国に対して応援を要請する。</p>	<p>事故原因者、 第九管区海上保安本部、 北陸地方整備局、 沿岸市町村、 県漁連</p>
<p>県</p>	<p>県漁連及び各漁協と連携し、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図る。</p> <p>流出物が漁場に沈降して漁業被害が出ているとの情報がある場合、必要に応じて沈降物の確認を行う。</p>	<p>県漁連</p>
<p>県警察</p>	<p>必要に応じ、漂流物の漂着現場における警戒・交通規制活動、立入禁止区域の設定及び住民の避難誘導支援等を実施し、事故原因者等が行う漂流物の回収措置を支援する。</p>	<p>市町村、消防機関</p>
<p>市町村</p>	<p>漂流物が沿岸部に漂着した場合、必要に応じて警戒区域を設定し、住民の避難誘導を行うなど、人的被害の発生を防止するとともに、事故原因者との調整に基づき、漂着物の回収活動の支援に努める。</p>	<p>県、消防本部</p>
<p>県漁連</p>	<p>危険物の流出に関する県内の全漁協の代表者として、県内各漁協の意見を調整・統合し、事故原因者、関係行政機関等の協力を得て必要な対策を講ずる。</p> <p>また、流出物が漁場に沈降し漁業被害が生じた場合、事故原因者に対する</p>	<p>各漁協、 県、市町村</p>

	補償請求時に必要となる書類の保存作成について、漁業者等を指導する。	
--	-----------------------------------	--

5 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 漂流・漂着物の情報の住民への周知方法
- ・ 危険漂着物に係る警戒区域の設定方法
- ・ 漂着物の回収に係る資機材の調達方法

第7章 航空事故災害対策

第1節 航空事故災害予防計画

【関係機関】 県（◎防災局、交通政策局）、警察本部、市町村、消防機関、第九管区海上保安本部、航空自衛隊、空港管理者、医療機関、航空会社、空港関連企業

1 計画の方針

(1) 基本方針

新潟空港及び佐渡空港並びにその周辺及びそれ以外の地域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空事故」という。）が発生した場合に、円滑な応急対策が行えるよう防災体制を構築する。

(2) 各主体の責務

空港管理者、県、市町村、消防機関、各航空会社及び各空港関連企業は、「新潟空港及びその周辺」、「佐渡空港及びその周辺」、「それ以外の地域」での航空事故発生を想定し、それぞれの想定ごとに防災組織を構築し、防災施設や設備、応急用資機材の配備やその点検と管理を行うほか、相互に連絡、連携を行い、応急マニュアルの整備、防災教育や訓練を随時実施する。

ア 「新潟空港及びその周辺」での航空事故発生に備える体制

（空港管理者）	新潟空港事務所
（地方公共団体）	新潟県・新潟市
（消防機関）	新潟市消防局
（警察機関）	新潟県警察本部、新潟東警察署
（医療機関）	新潟市医師会
（自衛隊）	航空自衛隊航空救難団新潟救難隊
（海上保安庁）	新潟海上保安部、新潟航空基地
（航空会社）	新潟空港に就航している航空運送事業者
（空港関連企業）	新潟空港消火救難隊

イ 「佐渡空港及びその周辺」での航空事故発生に備える体制

（空港管理者）	新潟県佐渡地域振興局
（国土交通省）	新潟空港事務所
（地方公共団体）	佐渡市
（消防機関）	佐渡市消防本部
（警察機関）	新潟県警察本部、佐渡東警察署、佐渡西警察署
（医療機関）	佐渡医師会

(自衛隊)	航空自衛隊第46警戒隊、 航空自衛隊航空救難団新潟救難隊
(海上保安庁)	佐渡海上保安署
(航空会社)	佐渡空港に就航している航空運送事業者

ウ 「その他の地域（新潟空港及び佐渡空港並びにその周辺以外の地域）」での航空事故発生に備える体制

(地方公共団体)	新潟県、市町村
(消防機関)	消防本部
(警察機関)	警察本部
(医療機関)	医師会

(3) 達成目標

被害を最小限に軽減するために必要な応急対応体制を確立する。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者の救援、及び空港や事故現場と周辺地域における避難誘導を行うために、必要な応急対応体制を確立する。

空港管理者及び県、市町村、消防本部は、救急・救助及び医療救護等について、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

また、空港管理者及び県は、空港施設内の段差部のスロープ化など、要配慮者の避難に配慮した施設及び設備の整備に努める。特に、空港施設は多数の外国人が出入りすることから、外国語による避難誘導のサイン等の設置や、避難誘導にあたる施設職員等の教育訓練に努めるとともに、施設に入居している各テナント等に協力を求める。

県及び市町村、消防機関は、空港施設外で航空事故が発生した場合を想定して、事故現場と周辺地域における避難誘導を円滑に行うための体制を整備する。要配慮者の居住状況と必要な支援内容の把握や早期避難のための迅速・確実な方法の検討、避難情報の伝達方法の確認、防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援などを進める。

2 新潟空港事務所の役割

(1) 防災体制の整備

ア 防災組織の構築

新潟空港事務所は、「新潟空港及びその周辺」と「佐渡空港及びその周辺」の想定航空事故に基づき、航空事故発生時に、迅速な応急対策が展開できるように、関係機関との連絡窓口をあらかじめ明確にし、相互に連絡・連携する。

イ 防災教育・訓練の実施

新潟空港事務所は、職員等に対して防災教育を実施し、定期的に訓練を実施する。

ウ 応急マニュアルの作成及びその習熟

新潟空港事務所は、現場救難活動の流れ等その活動方針をあらかじめ整理し、訓練を実施して職員の習熟を図る。

エ 関係機関が参加した実践的訓練の実施及び事後評価

新潟空港事務所は、関係機関と相互に協力して定期的に訓練を実施する。また、訓練の成果について事後に評価し、必要な場合は防災体制の改善を図る。

(2) 関係機関の相互連絡体制の整備

ア 消防施設・資機材、医療資機材等の情報、資料の交換

新潟空港事務所は事故に備えて整備する消防施設や、備蓄する資機材等について消防機関及び医療機関の指導を受け、その備蓄状況を消防機関に伝える。

イ 発災時の連絡事項の明確化

航空事故が発生した場合に伝達すべき情報の内容は次のとおりとする。

(ア) 事故発生場所と会合地点

(イ) 事故発生時刻

(ウ) 事故の態様（墜落、オーバーラン、火災発生の有無等）

(エ) 搭乗人員数及び負傷者の概数

(オ) 機種及び搭載燃料

(カ) 搭載している危険物

(キ) 運航会社名

ウ 応援・協力要請の内容及び手続き等

新潟空港事務所は、空港及びその周辺で航空事故が発生した場合に備え、あらかじめ関係機関への応援協力事項の内容及び手続きについて、定めておくものとする。

エ 救援活動に関する計画の作成とその内容

(機関別の予防対策)

任 務 \ 機 関	空 港 管 理 者	消 防 機 関	医 療 機 関	警 察 機 関	関 係 航 空 会 社	自 衛 隊	海 上 保 安 官 署	地 方 公 共 団 体	空 港 関 連 企 業 (消 火 救 難 隊)
1 救急医療設備・資機材の整備	○	○	○		○				
2 救急情報システムの整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 訓練の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○

オ 合同防災訓練の実施

新潟空港事務所は、関係機関と連携して定期的に訓練を実施する。

カ 自衛隊への派遣要請の手続き等の明確化

自衛隊（派遣部司令官）への派遣要請は、新潟空港長（現地合同指揮本部本部長）が行う。

(3) 応急対策用資機材等の整備

新潟空港事務所は、空港及びその周辺での航空事故発生に備えるため以下の応急対

策資機材の整備に努める。

ア 救急救助用資機材

医療機関の指導により救急救助用資機材の整備に努め、その整備状況を医療機関に報告する。

イ 消防用機械、資機材

消防機関の指導により消防用機械、資機材の整備に努め、その整備状況を消防機関に報告する。

ウ 医療資機材等

医療機関の指導により医療資機材等の整備に努め、その整備状況を医療機関に報告する。

3 県の役割

(1) 防災体制の整備

ア 防災組織の構築

県は、「新潟空港及びその周辺」と「佐渡空港及びその周辺」、「その他の地域（新潟空港及び佐渡空港、並びにその周辺以外の地域）」の想定航空事故に基づき、航空事故発生時に、迅速な応急対策が展開できるように、関係機関との連絡窓口をあらかじめ明確にし、相互に連絡・連携する。

イ 防災教育・訓練の実施

県は、職員等に対して防災教育を実施し、定期的に訓練を実施する。

(2) 関係機関の相互連絡体制の整備

ア 消防施設・資機材、医療関係資機材等の情報、資料の交換

「佐渡空港及びその周辺」での災害発生に備えて、佐渡地域振興局は、整備する消火施設や、備蓄する資機材等について消防機関及び医療機関の指導を受け、その備蓄状況を消防機関及び医療機関に伝える。

イ 発災時の連絡事項の明確化

「佐渡空港及びその周辺」で航空事故が発生した場合に、佐渡地域振興局長が関係機関に対して伝達すべき情報の内容は次のとおりとする。

(ア) 緊急事態の種類

(イ) 緊急事態発生の場所及び同発見時刻

(ウ) 消火隊、救急隊等の到着すべき場所

(エ) 航空機の種類、搭乗人員等緊急事態の規模態様

(オ) その他必要な事項

ウ 応援・協力要請の内容及び手続き等

「佐渡空港及びその周辺」で航空事故が発生した場合、関係機関は、佐渡地域振

興局長の要請に基づき救援活動を実施する。

エ 救援活動に関する計画の作成とその内容

「佐渡空港及びその周辺」で航空事故が発生した場合、佐渡地域振興局長及び関係機関は「佐渡空港消火救難業務実施要領」により消火救難隊を組織し、救難活動にあたる。

オ 合同防災訓練の実施

消火救難隊長は関係機関と協議して、「佐渡空港及びその周辺」での緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施する。

(3) 応急対策用資機材等の整備

「佐渡空港及びその周辺」での航空事故発生に備えるため以下の応急対策資機材の整備に努める。

ア 救急救助用資機材

空港事務所、関係機関は、医療機関の指導により救急救助用資機材の整備に努め、その整備状況を医療機関に報告する。

イ 消防用機械、資機材

空港事務所及び関係機関は、消防機関の指導により消防用機械、資機材の整備に努め、その整備状況を消防機関に報告する。

ウ 医療資機材等

空港事務所、関係機関は、医療機関の指導により医療資機材等の整備に努め、その整備状況を医療機関に報告する。

4 市町村の役割（市町村地域防災計画に定めるべき事項）

(1) 新潟空港及び佐渡空港の周辺の市町村の役割

- ・ 新潟空港又は佐渡空港における航空事故の発生を想定した予防対策
- ・ 空港管理者、消防機関、警察本部、医療機関等との連絡窓口及び連絡方法
- ・ 新潟空港又は佐渡空港における航空事故の発生を想定した防災訓練の実施

(2) その他地域（新潟空港及び佐渡空港、並びにその周辺以外の地域）の市町村の役割

- ・ 航空事故を含めた、大規模事故災害が発生した場合における消防機関、警察本部、医療機関等との連絡窓口及び連絡方法

第2節 航空事故災害応急対策

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、交通政策局）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、第九管区海上保安本部、自衛隊、空港管理者、日本赤十字社新潟県支部、医療機関、航空会社

1 計画の方針

(1) 基本方針

航空事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関は、相互に情報共有を図り、必要な応急対策を迅速かつ的確に実施する。

(2) 各主体の役割

ア 空港管理者

- ・ 空港及びその周辺において、航空事故が発生した場合は、速やかに関係機関へ通報するとともに、応急対策を実施する機関へ出動を要請する。
- ・ 航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、空港及びその周辺において、航空事故が発生した場合は、自ら消火及び救助・救難活動等、必要な応急対策を実施するとともに、関係機関が行う応急対策が、円滑に実施されるよう、必要な調整を行う。

イ 県

- ・ 空港及びその周辺以外で、航空事故が発生した場合は、関係機関が行う応急対策が、円滑に実施されるよう、必要な調整を行う。
- ・ 県消防防災ヘリコプターにより捜索、救助・救難、負傷者等の搬送活動を実施する。
- ・ 市町村、消防機関等からの要請を受け、広域応援を関係機関に要請する。
- ・ 医療救護活動の実施に際し、新潟DMAT又は県医療活動班の派遣を要請するとともに、新潟県医師会及び日本赤十字社新潟県支部へ支援要請を行う。

ウ 市町村

- ・ 市町村医療救護班を編成するとともに、救護所を設置し、事故現場から搬送された負傷者等の初期救急医療（トリアージを含む応急処置）を実施する。
- ・ 遺体の収容場所を確保するとともに、関係機関が行う遺体の検案に必要な協力をする。

エ 消防機関

- ・ 消火、救助・救難活動を実施する。
- ・ 負傷者の医療機関への搬送及び遺体の収容を実施する。

オ 県警察

- ・ 負傷者の救助・救難活動を実施する。
- ・ 県警察ヘリコプターにより捜索、救助・救難及び負傷者等の搬送活動を実施する。

- ・ 遺体の収容、死傷者等の身元確認及び行方不明者の捜索を実施する。
- ・ 事故現場周辺における必要な交通規制を実施する。

カ 自衛隊

- ・ 空港長又は知事からの災害派遣要請に基づき、捜索、救助・救難、負傷者の搬送及び人員・物資の輸送活動を実施する。

キ 第九管区海上保安本部

- ・ 海上及び沿岸での航空事故において、捜索及び海難救助等を実施する。
- ・ 海上及び沿岸での航空事故において、流出油の防除、海上交通安全の確保、警戒区域の設定及び危険物の保安措置等を実施する。
- ・ 関係機関が行う捜索、救助・救難及び負傷者等の搬送活動を可能な範囲において支援する。

ク 医療機関

- ・ 市町村からの要請に基づき、市町村が設置する救護所又は航空事故現場に市町村医療救護班を派遣する。
- ・ 航空事故現場及び救護所等から負傷者の受入を行い、医療救護活動を実施する場所を確保し、トリアージを実施の上、その結果による医療救護を行う。
- ・ 災害拠点病院にあつては、負傷者の受入を行うとともに、県から医療救護班の派遣要請があつた場合、又は派遣要請がない場合であっても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。
- ・ 新潟DMA T指定医療機関にあつては、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

ケ 日本赤十字社新潟県支部

- ・ 救護所の開設及び救護班を派遣し、負傷者に対するトリアージ及び医療救護活動を実施する。

コ 航空運送事業者

- ・ 乗客及び乗員の避難誘導を迅速に実施する。
- ・ 乗客名簿を作成し、関係機関へ提供するとともに、乗客の近親者等へ必要な連絡を行う。
- ・ 無傷者等の収容場所を確保し、代替輸送を行う等、必要な措置を実施する。

(4) 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

(5) 達成目標

捜索、消火、救助・救助救難及び医療救護活動等の応急対策を関係機関が連携し、迅速かつ的確に実施し、航空事故による被害の最小限化を図る。

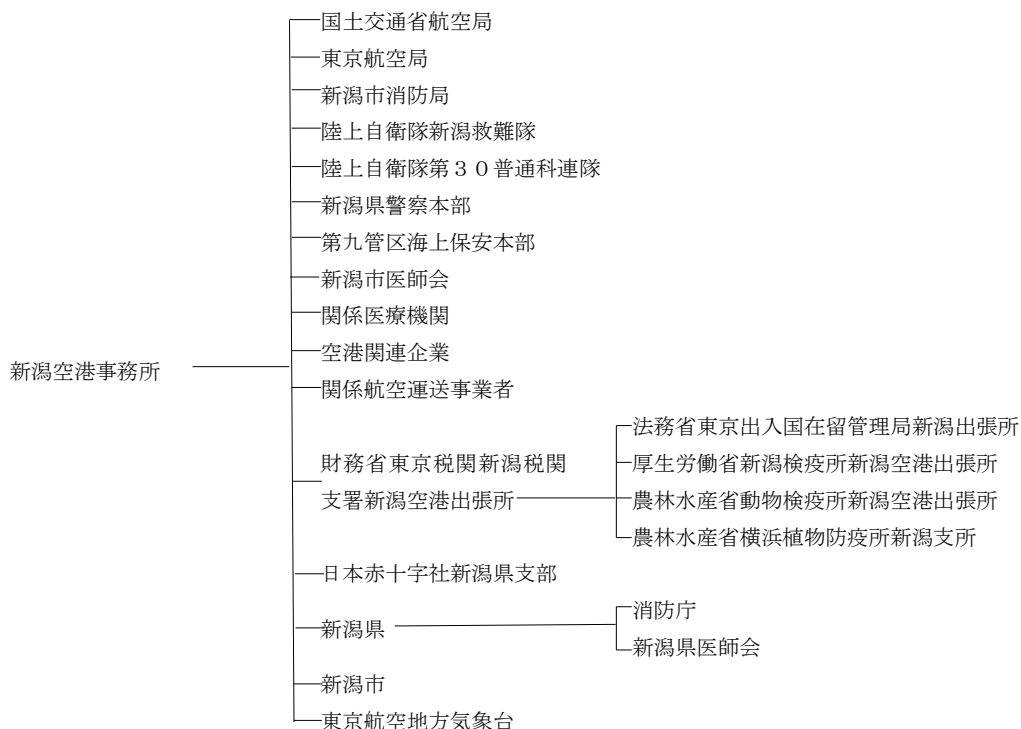
2 情報の流れ

(1) 航空事故発生時の連絡系統

航空事故発生時の連絡系統は、次のとおりとする。

ア 新潟空港及びその周辺で航空事故が発生した場合

「新潟空港緊急計画」に定める緊急連絡系統図により情報伝達を行う。



イ 佐渡空港及びその周辺で航空事故が発生した場合



4 応急体制の確立

(1) 応急体制の確立

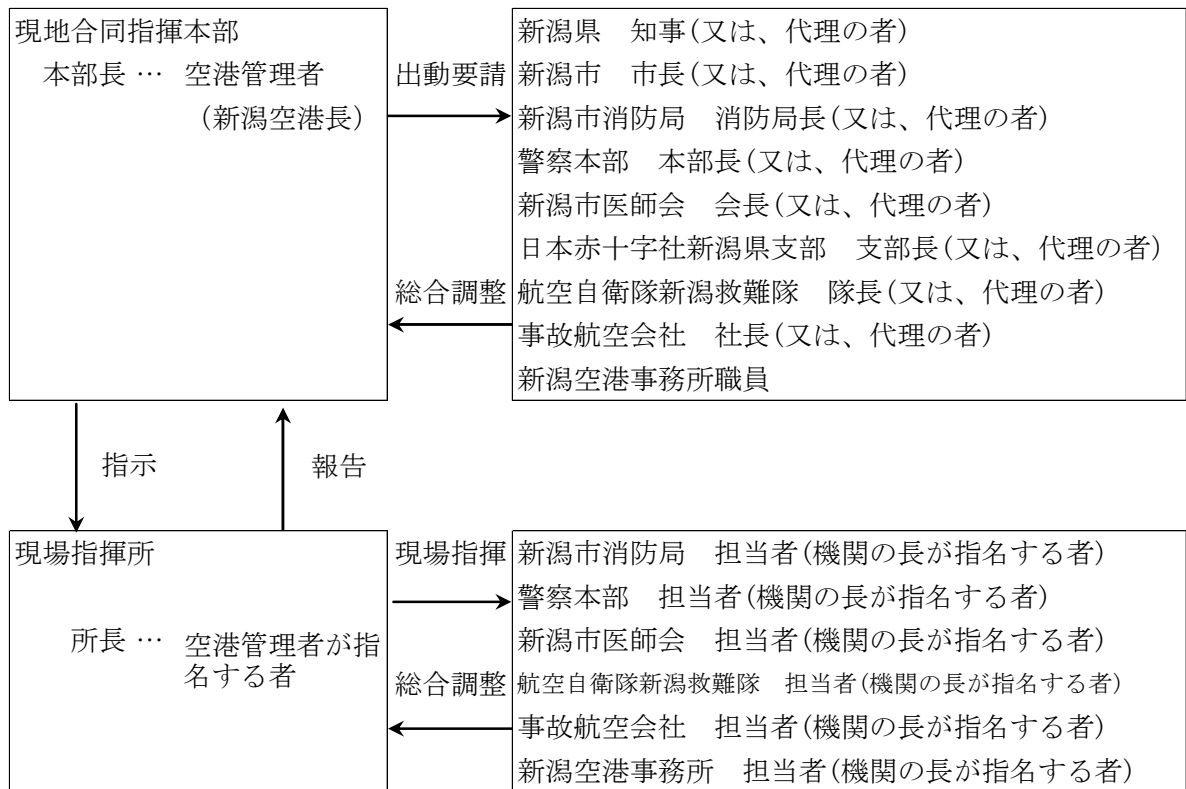
ア 新潟空港及びその周辺で発生した場合

新潟空港及びその周辺で、航空事故が発生し、又は発生するおそれがあり、関係機関の連携による消火、救助・救難及び医療救護活動等が必要であると認めた場合は、新潟空港長は、新潟空港事務所に現地合同指揮本部を設置し、関係機関が行う活動の総合調整を行う。

なお、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、事故現場において、関係機関との連絡調整を図る必要があると認めた場合は、新潟空港長は、事故現場全体を見渡せる場所に現場指揮所を設置する。

(ア) 組織構成

現地合同指揮本部及び現場指揮所の組織構成は、下表のとおりとするが、新潟空港長は、事故の態様及び発生場所等により、その他の機関に参集を求める等、柔軟に編成する。



(イ) 関係機関との連携による応急対策

新潟空港長は、空港及びその周辺における航空事故に際し、関係機関と連携して、迅速かつ円滑に応急対策を実施する。

関係機関及び関係機関が実施する業務の体系は次のとおりとする。

(空港管理者)	新潟空港事務所
(自衛隊)	航空自衛隊新潟救難隊
(海上保安庁)	第九管区海上保安本部
(地方公共団体)	新潟県・新潟市
(県警察)	警察本部・新潟東警察署

(医療機関) 新潟市民病院・新潟市医師会
(日本赤十字社) 日本赤十字社新潟県支部
(航空会社) 新潟空港に就航している航空運送事業者
(空港関連企業等) 新潟空港消火救難隊

任務	担当機関	新潟空港事務所	新潟市消防局	県警察	新潟市医師会	新潟県	新潟市	新潟市民病院	航空自衛隊新潟救難隊	日本赤十字社新潟県支部	事故を起こした航空会社	新潟空港消火救難隊
現地合同指揮本部の設置		○	○	○	○	○	○		○	○	○	
現場指揮所の設置		○	○	○	○				○		○	
事故情報の提供		○									○	
現場医療地区の設営		○	○									○
乗客の避難誘導		○	○	○					○		○	○
警戒区域の設定及び警戒		○	○	○								○
負傷者の搬送・集中		○	○						○			○
負傷者選別					○			○		○		
現場医療応急手当		○	○	○	○			○		○		○
後方医療機関への負傷者搬送			○								○	
後方医療機関における治療					○			○				
無傷者への収容対応											○	
乗客近親者への連絡応接											○	
交通秩序の確保		○		○								
報道機関への対応		○									○	

イ 佐渡空港及びその周辺で発生した場合

佐渡空港及びその周辺で航空事故が発生し、又はそのおそれがあり、関係機関の連携による消火、救助・救難及び医療救護活動等が必要であると認めた場合は、佐渡地域振興局長は、関係機関による消火救難隊を組織し、総合指揮体制を確立する。

(7) 組織構成

消火救難隊の組織構成は、下表のとおりとする。

組 織	構 成 機 関 等
隊長	佐渡地域振興局長
副隊長	佐渡地域振興局地域整備部長
連絡班	東京航空局新潟空港事務所 佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎及び協力団体の職員
消火救難班	警務班及び救急班に属する関係機関以外の関係機関職員
警務班	佐渡警察署の職員
救急班	佐渡市立両津病院及び佐渡総合病院

(イ) 消火救難隊の出動基準

消火救難隊の出動は、第1種出動及び第2種出動とし、航空自衛隊は第2種出動の場合のみ出動する。

ただし、緊急事態の態様に応じて、関係機関の申出により隊長が必要と認めるときは、この限りでない。

第2種出動	1 航空機事故（爆発、炎上、転覆、倒立その他これに類する航空機事故を伴うもの） 2 大火災（鎮火後、引き続き1か月以上空港が使用不能になる程度の火災）及びそのおそれのあるとき 3 その他（事故の種類に応じて、隊長が定めるの）	消火救難活動の実施
第1種出動	1 航空機事故（翼端接地事故、その他これに類するもの） 2 大火災以外の火災 3 その他（事故の種類に応じて、隊長が定めるの）	消火救難活動の実施
警戒待機	1 航空機事故及び火災のおそれのあるとき（航空機の離着陸に対するもの） 2 その他（隊長が必要と認めるもの）	待機

(ウ) 関係機関との連携による応急対策

佐渡地域振興局長は、空港及びその周辺における航空事故に際し、関係機関と連携して、迅速かつ的確に応急対策を実施する。

応急対策を実施する関係機関は次のとおりとする。

(空港管理者)	佐渡地域振興局地域整備部港湾空港
(国土交通省)	東京航空局新潟空港事務所
(地方公共団体)	佐渡市
(消防機関)	佐渡市消防本部
(警察機関)	新潟県警察本部、佐渡警察署
(医療機関)	佐渡医師会
(自衛隊)	航空自衛隊第46警戒隊、航空自衛隊航空救難団 新潟救難隊
(海上保安庁)	佐渡海上保安署
(航空会社)	佐渡空港に就航している航空運送事業者

ウ その他の地域（新潟空港及び佐渡空港並びにその周辺以外）で発生した場合

事故現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

また、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、県、市町村、県警察、消防機関、自衛隊及び第九管区海上保安本部等の関係機関が行う応急対策について調整を行うため、必要に応じ航空事故現場に合同対策調整会議を開催する。同会議は、県が招集し、国の非常災害現地対策本部が設置された場合は、その指示に基づき、必要な調整を行う。

(2) 各機関における応急体制の確立

ア 県

県は、事故の態様及び規模により、必要と認めるときは、災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じ事故現場に現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部の組織及び分掌事務については、風水害対策編第3章 1節「災害対策本部の組織・運営計画」の定めるところによる。

イ 市町村

当該市町村の区域内で航空事故が発生した市町村は、事故の態様及び規模により、必要と認めるときは、災害対策本部等を設置する。

ウ 県警察

県警備本部等の設置

県警察は、必要があると認められるときは、警察本部に県警備本部を設置する。

県警備本部は、必要があると認められるときは、現地警備本部等を設置する。

エ 消防機関

所管する区域内で航空事故が発生した消防本部は、直ちに関係消防署(所)から部隊を出動させるとともに、事故現場に現地指揮所を設置する。

オ 日本赤十字社新潟県支部

日本赤十字社新潟県支部は、事故の規模等から、必要があると認めるときは、救護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じ同現地本部を設置する。

5 業務の内容

各機関は、上記「4 応急対策の確立」に定めるものの他、次により必要な応急対策等を実施する。

なお、各業務の実施にあたっては、風水害対策編第3章「災害応急対策」の該当節に定めるところにより実施する。

(1) 搜索活動

実施主体	対策	協力依頼先
県	県消防防災ヘリコプターによる上空からの搜索活動を実施する。	
県警察	部隊による搜索活動を実施する。	
自衛隊	空港長又は知事からの災害派遣要請に基づき、航空機等による上空からの搜索活動を実施する。	
第九管区海上保安本部	海上において、巡視船艇等及び航空機による上空からの搜索活動を実施するとともに、更に可能な場合は、関係機関が行う搜索活動を支援する。	

(2) 消火活動

実施主体	対策	協力依頼先
空港管理者	空港及びその周辺における航空事故に際し、	新潟市消防局

(新潟空港事務所) (佐渡地域振興局)	速やかに火災の発生状況を把握し、消防機関に通報するとともに、初期消火活動を実施する。	佐渡市消防本部
新潟市消防局	新潟空港及びその周辺における航空事故に際し、「新潟空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、迅速に消火活動を実施する。	
佐渡市消防本部	佐渡空港及びその周辺における航空事故に際し、「佐渡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、迅速に消火活動を実施する。	
消防機関	上欄に掲げるものの他、事故現場を所管する消防本部は、迅速に消火活動を実施する。	

(3) 救助・救難活動

実施主体	対策	協力依頼先
空港管理者 (新潟空港事務所) (佐渡地域振興局)	空港及びその周辺における発災に際し、速やかに事故の発生状況を把握し、関係機関に通報するとともに、自ら救助・救難活動を実施する。	新潟市消防局 佐渡市消防本部
新潟市消防局	新潟空港及びその周辺における発災に際し、「新潟空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、必要な救助・救難活動を実施する。	
佐渡市消防本部	佐渡空港及びその周辺における発災に際し、「佐渡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」に基づき、必要な救助・救難活動を実施する。	
消防機関	上欄に掲げるものの他、事故現場を所管する消防本部は、迅速に救助・救難活動を実施する。	県 県警察
県	消防機関等からの要請、又は自らの判断により、県消防防災ヘリコプターによる重傷者等の搬送及び交通途絶地における救助・救難活動を実施する。	
県警察	救助部隊を編成し、救助・救難活動及び行方不明者の捜索を実施する。 交通途絶地においては、県警察ヘリコプターを活用し、救助・救難活動及び負傷者等の搬送を実施する。	
自衛隊	空港長又は知事からの災害派遣要請に基づき、船舶、ヘリコプター及び陸上部隊による救助・救難活動を実施する。	
第九管区海上保安本部	海上及び沿岸での航空事故に際し、巡視船艇等及び航空機による海難救助活動を実施するとともに、更に可能な場合は、関係機関が行う救助・救難活動を支援する。	

(4) 医療救護活動

実施主体	対策	協力依頼先
市町村	救護所を設置し、初期救急医療(トリアージを含む応急処置)を実施する。 郡市医師会へ市町村医療救護班の派遣要請を行う。	郡市医師会 県
県	新潟DMAT又は県医療救護班の派遣を要請する。 新潟県医師会及び日本赤十字社新潟県支部へ支援要請を行う。	新潟DMAT指定医療機関 災害拠点病院 新潟県医師会 日本赤十字社新潟県支部
新潟DMAT指定医療機関	県からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。	
災害拠点病院	被災現場、救護所及び被災地医療機関等からの患者の受入を行う。 県から医療救護班の派遣要請があった場合、又は派遣要請がない場合であっても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。	
医療機関	航空事故現場及び救護所等から負傷者の受入を行い、医療救護活動を実施する場所を確保し、トリアージを実施の上、その結果による医療救護を行う。	災害拠点病院 市町村 消防機関
日本赤十字社新潟県支部	救護所の開設及び救護班を派遣し、負傷者に対するトリアージ及び医療救護活動を実施する。	

(5) 緊急輸送活動

実施主体	対策	協力依頼先
県	応急対策の円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。	
県警察	応急対策の円滑な実施のため、必要な交通規制を実施する。	道路管理者
第九管区海上保安本部	海上における緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶の交通を制限し、又は禁止する。 巡視船艇等及び航空機により、必要な人員及び物資等の輸送活動を実施する。	
自衛隊	空港長又は知事からの災害派遣要請に基づき、船舶及び航空機等により、必要な人員及び物資等の輸送活動を実施する。	
運送事業者等	北陸信越運輸局及び同新潟運輸支局の指導のもと、関係機関が行う輸送活動に協力する。	北陸信越運輸局 北陸信越運輸局 新潟運輸支局

(6) 広域応援の要請

実施主体	対策	協力依頼先
県	消防本部からの要請があった場合、又は自らの判断により、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣要請を行う。	消防庁
警察本部	航空事故の規模が大きく、県内部隊では対処できない場合は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の派遣要請を行う。	警察庁 他都道府県警察
消防機関	消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。 消防本部は、上記によっても対応できないと判断した場合は、緊急消防援助隊の派遣要請を行う。	隣接消防本部 各地区代表消防本部 新潟市消防局等 県

(7) 代替輸送手段の確保対策

実施主体	対策	協力依頼先
関係省庁 県 市町村 関係指定公共機関 関係事業者	空港施設等が被災し、本来の機能を維持できなくなった場合にも、被災地内の輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に大きな支障が生じないように、代替輸送の実施体制を整備する。 代替輸送の実施状況等に関する情報を被災者等に適時提供する。	報道機関

6 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 航空事故発生時における連絡系統に関すること
- ・ 救護所の設置予定場所及び救護所における医療体制に関すること
- ・ 遺体等の捜索・処理・埋葬体制に関すること

第8章 鉄道事故災害対策

第1節 鉄道事故災害予防計画

【関係機関】 県（◎防災局、交通政策局）、県警察（警察本部、警察署等）、北陸信越運輸局、各鉄道事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

本計画は、列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等により多数の死傷者が発生又は地域住民に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害を対象とする。

(2) 各主体の責務

ア 県内の鉄道事業者（JR東日本、JR西日本、JR貨物、北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株)）は、国土交通省の指導・監督の下、関係機関の協力を得て交通環境を整備するとともに、鉄道車両及び施設並びに運転取扱いに係る安全対策の推進に努め、鉄道事故災害の発生を未然に防止する。

イ 各鉄道事業者は、事故発生時に迅速に対処できるよう、自らの防災体制及び関係機関との連絡体制を整備する。

ウ 北陸信越運輸局は、管内で鉄道事業を営む者に対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度立入検査、指導等を実施する。

エ 県は、事故発生時に迅速な情報収集と対応を可能とするため、あらかじめ鉄道事業者との連絡体制を定める。

2 鉄道事業者の役割

(1) 交通環境の整備

各鉄道事業者及び道路管理者は互いに調整を図り、踏切道改良促進法に基づき、列車運行回数及び道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良等の構造改良、交通規制、統廃合等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。

(2) 車両及び安全運行施設の整備

各鉄道事業者は、車両の不燃化の安全対策、CTC（列車集中制御装置）、ATS（自動列車停止装置）、踏切保安設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良を計画的に推進し、列車運行の安全性の向上に努める。

(3) 保守・点検による事故発生防止

各鉄道事業者は、法令並びに自社の安全基準及び保安規程に基づき、車両、軌道、橋梁、トンネル、信号保安設備その他関連施設の保守・点検を実施し、鉄道システム全体の安全性・信頼性の維持に努める。

(4) 防災体制の整備

各鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故災害発生時の指揮系統、対応手順、社員の動員計画等をあらかじめ定める。

JR各社（東日本、西日本、貨物）は、災害対策基本法及び国の防災基本計画に基づき、各社の防災業務計画を策定し、更に各支社で定める防災業務実施計画及び事故・災害等応急処理手続きに関するマニュアル等により事故災害に対応す

る。

北越急行(株)及びえちごトキめき鉄道(株)は、法令の規定、監督官庁による各種の安全指導に従い、事故災害発生時の社内の体制等を整えておくものとする。

(5) 応急対策用資機材の整備

各鉄道事業者は、各社の保安規程に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておく。

(6) 関係機関との相互協力体制の整備

各鉄道事業者は、事故災害発生時等非常事態に備え、消防、県警察、市町村、県その他関係機関との協力について、あらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努める。

(7) 危険物等情報の提供体制の整備

貨車により危険物、毒物、高圧ガス等を輸送する鉄道事業者は、「化成品分類番号」に基づく積載物質の特性や取扱い等について、消防等の防災関係機関にあらかじめ情報を提供する。

(8) 安全教育・訓練

各鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的実施し、習熟に努める。

また、各鉄道事業者は、消防、警察、市町村、県、その他関係機関と合同で、旅客列車又は危険物積載貨物列車の脱線・転覆等、大規模な列車事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討する。

(9) 一般公衆への啓発活動

ア 踏切事故防止対策

各鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法等について、自動車運転者への普及に努める。

イ 鉄道妨害の防止

各鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行う。

3 県の役割

(1) 相互協力体制の整備

県は、鉄道事故災害発生時の各鉄道事業者との情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努める。

(2) 訓練への協力

県は、各鉄道事業者が、大規模な列車事故災害の発生を想定した緊急対応訓練を実施する場合、関係防災機関とともに訓練への協力に努める。

(3) 啓発活動への協力

県は、各鉄道事業者が行う事故防止対策等の啓発活動に当たっては、ポスターの掲示場所の提供などを通じて協力に努める。

第2節 鉄道事故災害応急対策

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、土木部、交通政策局）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、北陸信越運輸局、各鉄道事業者、日本赤十字社新潟県支部

1 計画の方針

乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害における関係機関の応急対策の方針等を示す。

(1) 基本方針

各鉄道事業者及び関係機関は、各組織内に事故対策本部を設置するとともに、現地に相互に近接して拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

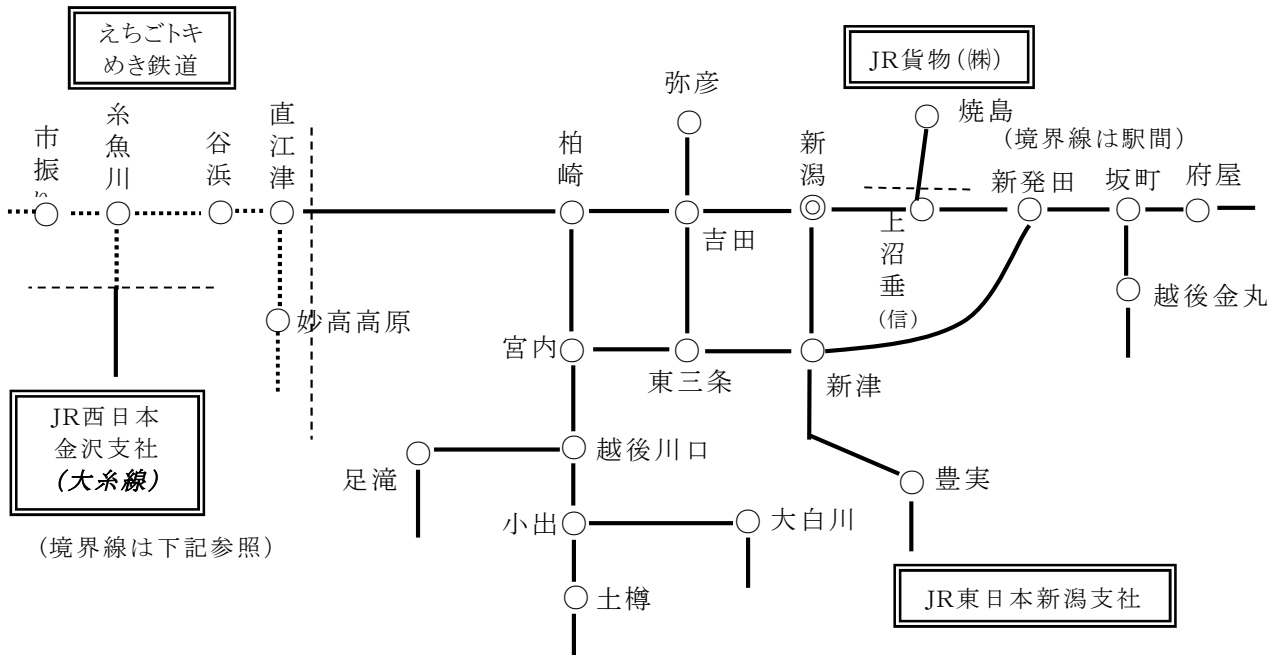
(2) 各主体の責務

ア 各鉄道事業者の責務

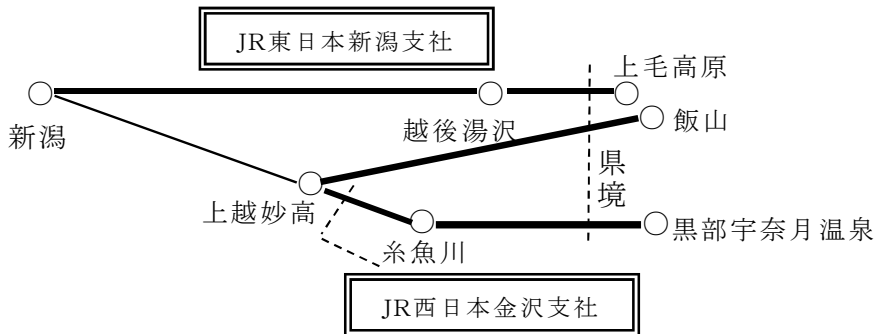
関係鉄道事業者は、自社の防災計画及び事故災害対応マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故災害対策本部等を設置するとともに、事故現場近傍に現地災害対策本部等を設置する。また、自社の災害対策本部等と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配する。

なお、関係鉄道事業者は、各社間の協定に等に基づき、事故発生箇所の線路を保有している社（支社）において災害対策等を実施する。

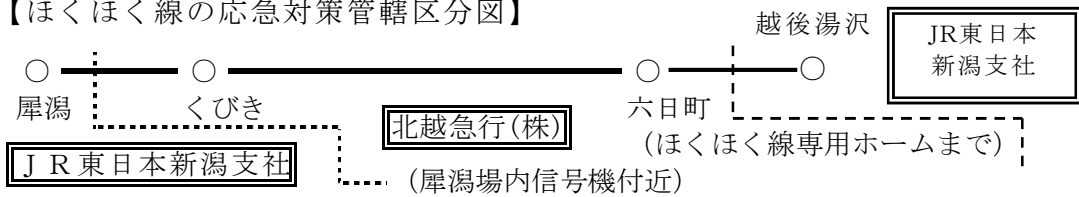
【県内のJR在来線の応急対策管轄区分図】



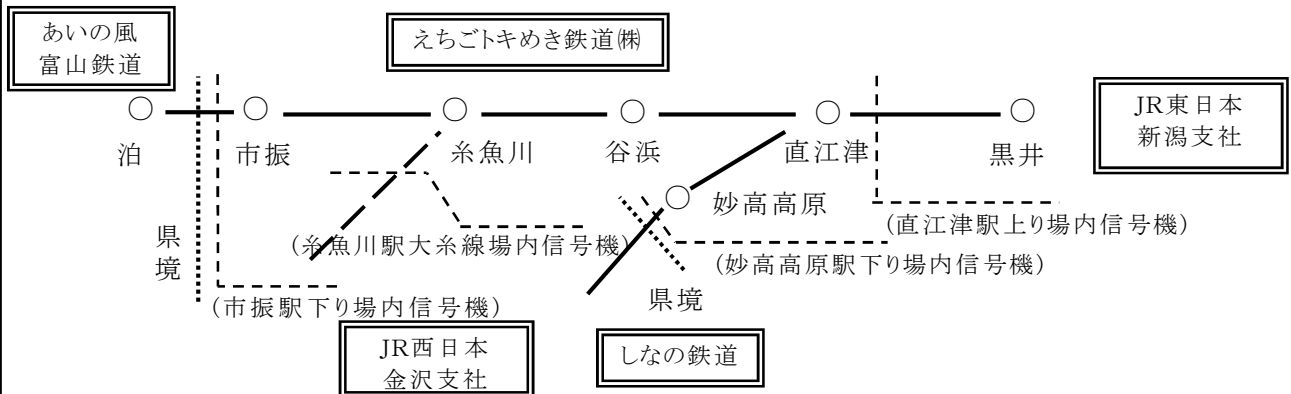
【県内の新幹線の応急対策管轄区分図】



【ほくほく線の応急対策管轄区分図】



【妙高はねうまライン・日本海ひすいラインの応急対策管轄区分図】



イ 県警察の責務

県警備本部等の設置

県警察は、必要があると認められるときは、警察本部に県警備本部を設置する。

県警備本部は、必要があると認められるときは、現地警備本部等を設置する。

ウ 消防機関の責務

事故現場を所轄する消防本部は、直ちに関係消防署・所から部隊を出動させるとともに、事故現場に現地指揮所を設置する。また、必要に応じて、消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に応援出動を要請する。

エ 県の責務

県は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて、事故現場に現地災害対策本部を設置する。

オ 市町村の責務

事故現場を所管する市町村は、必要に応じて役場に事故災害対策本部を設置する。

カ 日本赤十字社新潟県支部の責務

日本赤十字社新潟県支部は、事故の規模等から必要があると認めるときは、救護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じて、現地に同本部を設置する。

キ 北陸信越運輸局の責務

北陸信越運輸局は、必要があると認められるときは、北陸信越運輸局に対策本部を設置する。

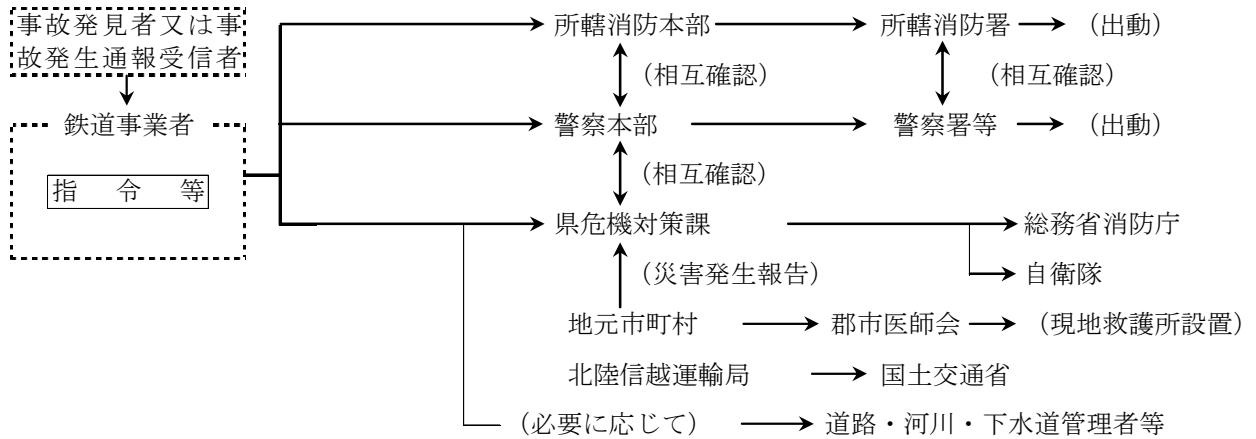
(3) 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

2 情報の流れ

各鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、次の経路により関係機関に通報する。

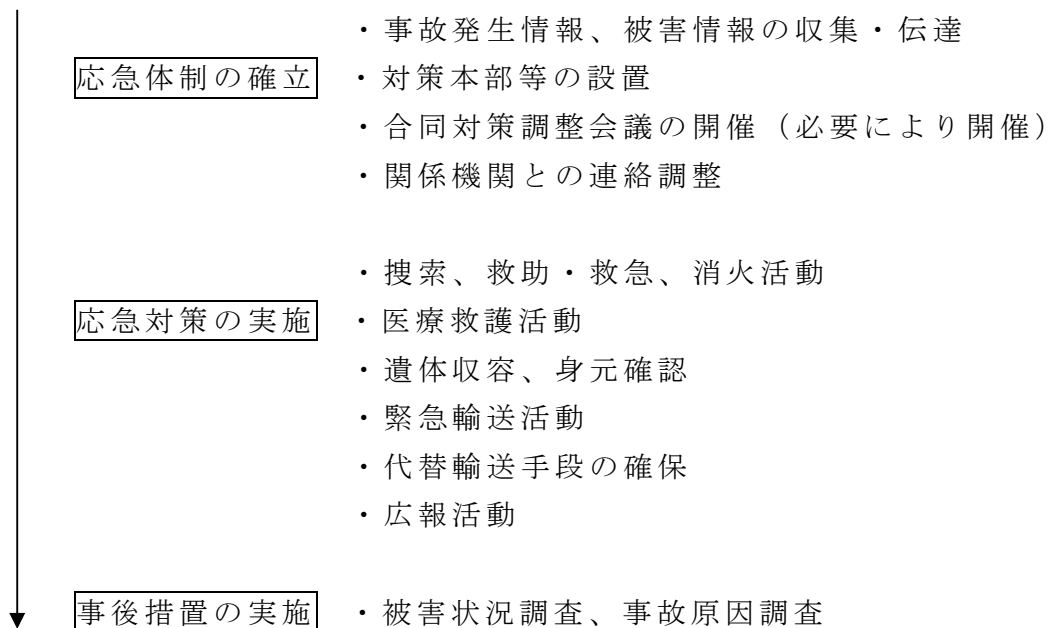


このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

県及び市町村は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

3 業務の体系

☆鉄道事故災害発生



4 業務の内容

(1) 関係機関の活動調整

ア 活動調整

事故現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等、大規模な鉄道事故災害の応急対策実施に当たっては、現地において各鉄道事業者、監督官庁（国土交通省）、県警察、消防、県、地元市町村等が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により合同対策調整会議を開催する。会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置されたときは、その指示に基づき必要な調整を行う。

(2) 各主体による応急対策

ア 各鉄道事業者

関係鉄道事業者は、自社の事故災害対応マニュアル等に従い、応急措置及び関係機関への通報等を行う。

イ 県

県は、主として関係防災機関の連絡調整を行うとともに、必要により次の措置を講ずる。

(ア) 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市町村災害対策本部との調整

- (イ) 医療及び死体の処理に要する資器材の調達
- (ウ) 新潟DMA T又は県医療救護班の派遣要請
- (エ) 日本赤十字社新潟県支部に対する出動要請
- (オ) 県医師会及び県歯科医師会に対する協力要請
- (カ) 自衛隊等に対する派遣要請

ウ 市町村

- (ア) 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理
- (イ) 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整
- (ウ) 遺体の処理

エ 消防機関

- (ア) 消火活動及び警戒活動
- (イ) 警戒区域の設定
- (ウ) 負傷者の救出、救護
- (エ) 負傷者の医療機関への搬送
- (オ) 遺体の収容

オ 県警察

- (ア) 被害情報の収集
- (イ) 負傷者の救出、救護

- (ウ) 遺体の収容及び行方不明者の捜索
- (エ) 死傷者の身元確認
- (オ) 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒
- (カ) 現場広報及び報道対策
- (キ) 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保
- (ク) 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動

カ 日本赤十字社新潟県支部

- (ア) 救護所の開設
- (イ) 負傷者に対する医療処置

キ 北陸信越運輸局

現地調査、情報収集及び広域的な応援体制が的確に機能するための調整を行う。

(3) 危険物等積載貨車事故に対する応急対策

ア 初動対応

危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断される場合は、乗務員又は駅員は、直ちに自社貨物指令室及び消防機関に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等の応急措置を行う。

また、事故に係る積載貨物の「化成品分類番号」の情報を消防機関に対し的確に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会する。

イ 二次災害の防止

現地に出動した消防隊の指揮者又は関係鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発または有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときは、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難等を市町村長に要請する。また、流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はその恐れがある場合は、河川管理者、下水道管理者、健康福祉（環境）部等に連絡する。

(4) 広報活動

関係鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期又は随時報道機関等に提供する。

(5) 代替輸送計画

事故による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(6) 応急復旧対策

復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

(7) 住民に対する広報

関係鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局、コミュニティFM局）がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

(8) 県への報告

関係鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに県へ報告する。

5 市町村地域防災計画で定める事項

市町村は地域防災計画において、公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について定めておく。

[情報収集・伝達先]

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	FAX
JR東日本新潟支社	総務部企画室	025-248-5104	025-248-5165 運輸部輸送課 指令室	時間内025-248-5112 時間外025-248-5166
JR西日本金沢支社	北陸広域鉄道部(糸魚川)	025-552-0336	(金沢支社輸送指令) 076-253-5261	時間内025-552-0336 時間外076-253-5262
北越急行(株)	経営管理課	025-770-2820	(六日町運輸指令区) 025-770-2822	時間内025-770-2825 時間外025-770-2830
えちごトキめき鉄道(株)	総務企画部	025-546-5520	(指令所) 080-7770-8856	時間内025-543-8020 時間外025-543-7850
JR貨物新潟支店	新潟支店	025-248-5151	(貨物指令室) 025-247-0522	時間内025-248-5152 時間外025-247-0516
北陸信越運輸局		勤務時間内	勤務時間外	FAX
総務部	安全防災・危機管理課	025-285-9000	025-285-9000	025-285-9170 (昼夜休日含む)
県関係課		勤務時間内	勤務時間外	FAX
新潟県交通政策局	交通政策課	025-285-5511 内線3591、3592	025-280-5109	025-284-5042
新潟県防災局	危機対策課	025-285-5511 内線6437、6438	025-285-5511 警備員経由	025-282-1640
新潟県警察本部警備部	警備第二課	025-285-0110 内線5770、5772	025-285-0110 内線2070、2071	昼 025-284-8939 夜 025-281-3915

第9章 道路事故災害対策

第1節 道路事故災害予防計画

【関係機関】県（防災局、総務部、環境局、◎土木部）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、北陸地方整備局、東日本高速道路株式会社、医療機関、社団法人新潟県建設業協会

1 計画の方針

(1) 基本方針

関係機関の協力により、道路施設の自然災害による崩壊、外部からの被災又は道路上での重大事故を未然に防止する対策等の実施とともに、事故により多数の死傷者の発生、危険物の流出・炎上・爆発等の事態が発生した場合、これに速やかに対処できる体制をあらかじめ整備する。

(2) 各主体の責務

ア 道路管理者は、事故発生を事前に回避するため、定期的にパトロールを実施するとともに、老朽施設等の修繕・補修、道路改良による安全性の向上、道路周辺環境の改善による危険の除去等を計画的に進める。

イ 道路管理者は、事故災害発生情報を通行車両、関係機関等へ迅速に伝達するための施設、設備及び組織・体制の整備に努める。

ウ 警察、消防、医療機関、市町村、県等関係機関は、道路管理者と協力し、事故発生時の救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備し、訓練等を通じて平時から習熟に努める。

2 東日本高速道路株式会社（高速道路管理者）の役割

(1) 高速道路の災害予防

東日本高速道路株式会社は、施設の日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講ずる。

(2) 防災体制の整備

東日本高速道路株式会社は、県内の高速道路に関する情報を新潟道路管制センター（ただし、県境～津川 IC 間の会津若松管理事務所は仙台道路管制センター）で集中管理し、県内5箇所（新潟、長岡、湯沢、上越、東北支社会津若松）の管理事務所及びパトロール車両に専用電話及び無線により必要な指示を行う。

救助・救急事案及び車両火災に際しては、同管制センターから専用電話により所管消防本部に通報するとともに、併設されている関東管区警察局新潟高速道路

管理室に通報する。

(3) 連絡窓口の明確化

東日本高速道路株式会社は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、関係防災機関との連絡窓口をあらかじめ定める。

(4) 防災訓練の実施

東日本高速道路株式会社は、他の道路管理者、消防、警察等防災関係機関と共同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

(5) 道路トンネル事故の予防対策

トンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的・物的被害をもたらすおそれがあることから、東日本高速道路株式会社は、事故防止のため設備及び体制の整備に努める。

ア トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡協調体制について改善に努める。

イ 大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を運搬する車両に対する安全運送の確保の指導取締の強化に努める。

ウ 道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努める。

エ 警察、消防機関等の協力を得て、交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的に合同の防災訓練の実施に努める。

3 国道、県道、市町村道の管理者の役割

(1) 道路点検及び対策の実施

国道、県道、市町村道の管理者は、道路防災点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について、整備を推進する。

また、日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な維持、修繕、補修等の災害予防措置を講ずる。

特に河川や海岸沿い等の道路においては、越波や水害による道路陥没事故の恐れが高いためパトロールや点検頻度を高め、対策を実施する。

(2) 防災体制の整備

高速道路以外の一般の道路で発生する事故災害は、道路管理者のパトロールによる発見のほかは、警察、消防への通報により覚知される場合が多いことから、道路管理者は警察、消防との連絡経路を明確にし、事故災害発生時は直ちに作業要員等を現地に派遣できるよう職員及び関係業者の体制を整備する。

(3) 連絡窓口の明確化

道路管理者は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、関係防災機関と

の連絡窓口をあらかじめ定める。

(4) 道路トンネル事故の予防対策

トンネル内での衝突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的・物的被害をもたらすおそれがあることから、道路管理者は、事故防止とその処理のための設備及び体制の整備に努める。

ア トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡体制

イ 県警察、消防機関等の協力を得て、交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的な合同の防災訓練の実施

3 消防機関の役割

(1) 防災体制の整備

消防機関は、高速交通体系の整備の進展を踏まえ、大規模な道路事故災害発生時に特に必要となる救助工作車、高規格救急自動車等の整備とともに、救急隊員、救助隊員の知識・技術の向上、救急救命士の育成等に努める。

また、迅速かつ的確な救急搬送のため、事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立、並びに携帯電話からの119番通報に対する的確に対応できる体制の確立に努める。

(2) 危険物の流出等に備えた資機材の整備

消防機関は、事故車両等からの危険物の流出、炎上、爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、化学消防車等の化学消防力の強化並びに吸着剤、土のう、処理剤等応急資機材の整備に努める。

4 医療機関の役割

医療機関は、大規模な事故災害により多数の負傷者が発生した場合、搬送患者を効率よく受け入れるため、(社)新潟県医師会及び郡市医師会を中心として、受入れ可能状況等の情報を、的確に県、市町村、消防機関等に提供できる体制の整備に努める。

5 建設事業者の役割

社団法人新潟県建設業協会は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握に努める。

6 市町村地域防災計画で定めるべき事項

- ・ 道路防災点検に基づく点検の実施及びパトロール体制整備
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 道路利用者への事故防止に係る広報

長大トンネル（2km以上）の現状

名称	市町村	管理者	道路種別	延長 (m)	非常電話	ボタン通報	火災検知器	非常警報	消火器	消火栓	誘導表示板
関越（下り）	群馬県みなかみ町湯沢町	東日本高速道路㈱	高速国道	10,926	○	○	○	○	○	○	○
関越（上り）	群馬県みなかみ町湯沢町	東日本高速道路㈱	高速国道	11,055	○	○	○	○	○	○	○
焼山	阿賀町	東日本高速道路㈱	高速国道	2,997	○	○	○	○	○	○	○
西山	阿賀町	東日本高速道路㈱	高速国道	2,400	○	○	○	○	○	○	○
黒森山	阿賀町 福島県西会津町	東日本高速道路㈱	高速国道	2,469	○	○	○	○	○	○	○
高の峰（下り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	3,097	○	○	○	○	○	○	○
高の峰（上り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	3,129	○	○	○	○	○	○	○
新榎	長岡市	県	一般国道	2,394	○	○	—	○	○	○	○
薬師	十日町市	県	一般国道	2,305	○	○	—	○	○	—	○
子不知（下り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	4,563	○	○	○	○	○	○	○
子不知（上り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	4,555	○	○	○	○	○	○	○
市振（下り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	3,326	○	○	○	○	○	○	○
市振（上り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	3,342	○	○	○	○	○	○	○
親不知（下り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	2,268	○	○	○	○	○	○	○
親不知（上り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	2,225	○	○	○	○	○	○	○
山王（下り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	2,216	○	○	○	○	○	○	○
山王（上り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	2,229	○	○	○	○	○	○	○
筒石（下り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	2,028	○	○	○	○	○	○	○
筒石（上り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	2,044	○	○	○	○	○	○	○
能生（下り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	2,992	○	○	○	○	○	○	○
能生（上り）	糸魚川市	東日本高速道路㈱	高速国道	2,985	○	○	○	○	○	○	○
儀明峠	上越市	県	一般国道	2,053	○	○	—	○	○	—	○
奥只見シルバークライン 13号 湯之沢	魚沼市	県	地方道	2,264	○	○	—	○	○	—	○
奥只見シルバークライン 17号 明神	魚沼市	県	地方道	3,920	○	○	—	○	○	—	○
奥只見シルバークライン 18号 荒ノ沢	魚沼市	県	地方道	3,071	○	○	—	○	○	—	○
奥只見シルバークライン 19号 仕入沢	魚沼市	県	地方道	3,130	○	○	—	○	○	—	○
大所	糸魚川市	県	一般国道	2,315	○	—	—	○	○	—	○
大沢山	十日町市	県	地方道	2,698	○	○	○	○	○	○	○
八箇峠	南魚沼市	県	一般国道	2,840	○	○	○	○	○	○	○

※奥只見シルバークライン 11号～16号はスノーシェッドにより連続した構造体となっている。(L= 6,538m)

※ " 17号～19号 " (L=10,187m)

第2節 道路事故災害応急対策

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、土木部）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、東日本高速道路株式会社、日本赤十字社新潟県支部

1 計画の方針

(1) 基本方針

道路管理者、県警察、消防は、大規模な道路事故災害発生の際の通報を受けたときは直ちに相互に情報を伝達して現場に出動し、迅速な救助救急活動を行うとともに、県、市町村、医療機関、その他関係する機関に連絡し、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

(2) 関係機関の活動調整

ア 活動調整

事故現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

事故により多数の死傷者の発生、危険物の流出、炎上・爆発等の事態が発生した場合、道路管理者、県、市町村、県警察等の関係防災機関が協調して応急対策を実施するため、関係機関の連絡調整を目的として、必要により現地において合同対策調整会議を開催する。会議は県が招集し、国の災害現地対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

(3) 各主体の役割

ア 県

(ア) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達

県防災局は、事故災害発生の際の連絡を受けたときは、警察本部及び当該市町村と連絡をとり、事故の状況等を確認し、消防庁に報告する。

県土木部は、市町村、地域機関を通じて把握した道路施設の被害規模等に関する情報を、北陸地方整備局に報告する。

(イ) 応急体制の確立

県は、事故の状況により災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じて事故現場に現地災害対策本部を設置する。

(ロ) 応急対策の実施

県は、主として関係防災機関の連絡調整を行うとともに、必要により次の措置を講ずる。

- ・ 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市町村災害対策本部との調整
- ・ 市町村の遺体処理業務の広域応援の調整及び関係団体への協力要請

- ・ 新潟DMAT又は県医療救護班の派遣要請
- ・ 日本赤十字社新潟県支部に対する出動要請
- ・ 県医師会及び県歯科医師会に対する協力要請
- ・ 自衛隊等に対する派遣要請

(エ) 危険物流出時の対策

県は、事故災害により危険物の流出が認められ、流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、水道水取水地区担当機関に直ちに連絡し、取水制限の措置を講ずる。

また、有害物質が河川海域等の公共用水域、地中及び大気中に放出された場合は、河川管理者及び保健所等が必要に応じて環境調査を実施する。

イ 県警察

(ア) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達

県警察は、事故災害発生の連絡を受けたときは、警備部警備第二課を通じ県危機対策課に連絡する。

(イ) 応急体制の確立

県警察は、必要があると認められるときは、警察本部内に県警察警備本部を設置する。

(ウ) 応急対策の実施

- ・ 被害情報の収集
- ・ 負傷者の救出及び救護
- ・ 遺体の収容及び行方不明者の捜索
- ・ 死傷者の身元確認
- ・ 警戒区域の設定、避難誘導及び避難区域の警戒
- ・ 現場広報及び報道対策
- ・ 現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保

(エ) 危険物流出時の対策

県警察は、事故災害により危険物の流出が認められるときは、道路管理者と連携し、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努める。

ウ 消防本部

(ア) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達

事故災害の発生を覚知した消防本部は、直ちに県及び事故発生現場を所管する市町村へ連絡する。

(イ) 応急体制の確立

消防本部は、事故災害の状況により対策本部を設置する。また、必要に応じ現地対策本部を設置する。

(ウ) 応急対策の実施

- ・ 消火活動
- ・ 負傷者の救出、救護
- ・ 負傷者の医療機関への搬送

- ・ 遺体の収容

(エ) 危険物流出時の対策

消防本部は、事故災害により危険物の流出が認められるときは、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、県警察と連携し、道路管理者とともに防除活動に当たる。

また、流出した危険物から発生する可燃ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。

エ 市町村

(ア) 被害情報の収集及び伝達

事故災害発生市町村は、被害状況を調査し県に連絡する。

(イ) 応急体制の確立

市町村は、事故災害の状況により対策本部を設置する。

(ウ) 応急対策の実施

- ・ 救護所及び収容施設等の設置並びに管理
- ・ 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整
- ・ 遺体の処理

(エ) 危険物流出時の対策

市町村は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限の措置を講ずる。

オ 道路管理者

(ア) 事故災害発生情報及び被害情報の伝達

道路管理者は、事故発生情報を覚知した場合、直ちに警察及び消防本部に連絡する。

(イ) 応急体制の確立

道路管理者は、事故の規模、被害状況に応じて応急体制の確立を図る。

(ウ) 応急対策の実施

道路管理者は、事故災害による負傷者等の救護、消火活動及び拡大防止について、警察・消防等に協力するとともに、被災した当該区間・施設について応急復旧措置を行う。

(エ) 危険物流出時の対策

道路管理者は、事故災害により危険物の流出が認められるときは、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、県警察と連携し、消防とともに防除活動に当たる。

カ 日本赤十字社新潟県支部

(ア) 応急体制の確立

日本赤十字社新潟県支部は、事故の規模等から必要があると認めたときは、救

護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、支部に災害救護実施対策本部を設置するとともに、必要に応じて、同現地本部を設置する。

(イ) 応急対策の実施

- ・ 救護所の開設
- ・ 負傷者に対する医療処置

(4) 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

2 情報の流れ

事故現場から

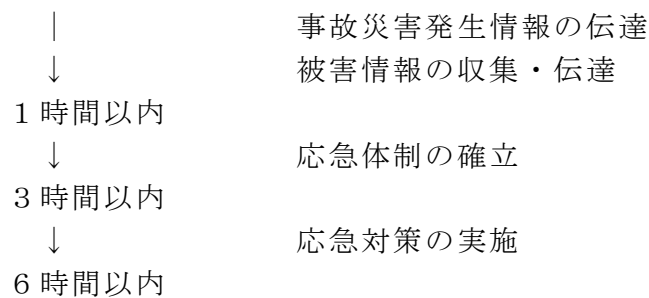
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
事故発見者	県警察、消防	事故発生情報
県警察、消防	道路管理者	被害情報、 危険物流出の有無
県	消防庁、 国土交通省	被害情報、 道路施設被害

事故現場へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県警察	道路管理者	交通規制情報、 警戒区域の設定
県	市町村	新潟DMAT又は県医療救護班の 派遣人数
市町村	地域住民	避難指示等

3 業務の体系（事故発生後のフロー）

事故発生直後



4 業務の内容

(1) 情報収集・伝達

実施主体	対 策	協力依頼先
道路管理者	事故発生情報を覚知した場合は、直ちに県警察及び消防本部に連絡する。	
県警察、消防	事故災害発生との連絡を受けたときは、県及び道路管理者に連絡する。 また、消防本部においては、事故現場を所管する市町村にも合わせて連絡する。	
市町村	事故災害に伴う人的・物的被害状況を調査し、県に報告する。	消防本部
県	県警察及び当該市町村を通じて事故の状況を確認し、消防庁に報告するとともに、道路施設の被害規模等に関する情報を国土交通省に連絡する。	県警察、市町村、道路管理者

(2) 応急体制の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
道路管理者	事故の規模、被害状況に応じて応急体制を確立する。	
県、市町村	事故災害の状況により、必要に応じて対策本部及び現地対策本部を設置し、救急・救助活動、医療救護活動等に必要な体制を確立する。	県警察、消防本部、医療機関
県警察	初動措置を総括するため、警察本部又は現地若しくは事故発生地管轄署に県警察対策本部を設置する。 県警察対策本部が警察本部内に設置されたときは、現地又は管轄署に現地対策本部を設置し、連絡体制を確立する。	県
消防本部	事故災害の状況により、必要に応じて対策本部及び現地対策本部を設置し、救急・救助活動に必要な体制を確立する。	市町村
日本赤十字社	救護業務の実施に関して連絡統制を図るため、必要に応じて支部内に災害救護実施対策本部及び同現地本部を設置する。	

(3) 応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
道路管理者	負傷者等の救護及び消火活動等について県警察・消防等に協力するとともに、被災道路及び施設の応急復旧を行う。 また、事故災害により危険物が流出した	県警察、消防本部

	場合には、県警察と連携し、消防とともに防除活動に当たる。	
県	<p>関係防災機関の連絡調整を行い、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助、救急医療、遺体の収容 ・新潟DMA T又は県医療救護班の派遣要請 ・医療機関に対する協力要請 ・自衛隊等に対する派遣要請 <p>また、事故災害により危険物が流出した場合には、必要に応じて取水制限措置や環境調査を実施する。</p>	<p>県警察、 消防本部、 日本赤十字社新潟 県支部、 医療機関、 自衛隊</p>
市町村	<p>救護所及び収容施設を設置し、負傷者等の搬送を行う。</p> <p>また、危険物が流出し、被害が周辺に及ぶおそれがある場合、必要に応じて住民の避難誘導措置を講ずる。</p>	<p>県警察、 消防本部</p>
県警察	<p>必要があると認められるときは、警察本部内に県警察警備本部を設置する。</p> <p>県警察警備本部は、必要があると認められるときは、現地警察警備本部等を設置する。</p>	<p>消防本部、 道路管理者</p>
消防本部	<p>現場の消火活動とともに、負傷者の救出・救護、医療機関への搬送を行う。</p> <p>また、危険物が流出した場合には、県警察と連携し、道路管理者とともに防除活動に当たる。</p>	<p>県警察、 道路管理者</p>
日本赤十字社	<p>救護所を開設し、負傷者に対する医療処置を行う。</p>	

5 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 救護所の設置手順
- ・ 医療救護班の要請手順
- ・ 危険物が流出した場合の防除活動

第10章 危険物等事故災害対策

第1節 危険物等事故災害予防計画

【関係機関】 県（◎防災局、総務部、環境局、福祉保健部）、県警察（警察本部、警察署等）、消防本部、関東東北産業保安監督部、市町村、第九管区海上保安本部、危険物等取扱事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）（以下「危険物等」という。）に係る災害について、これらを取り扱う事業者（以下「事業者」という。）による自主保安対策及び行政機関による予防対策の方針を示す。

(2) 各主体の責務

ア 事業者は、法令に定める保安措置を講ずるとともに、適切な保安体制を維持し、危険物等を取り扱う施設（以下「危険物等施設」という。）の従業員に対する保安教育及び訓練の徹底等により、災害発生の未然防止を図る。

イ 県及び消防機関は、危険物等施設の災害に対する安全性に関し、関係法令の規定による基準に適合した状態を維持するよう指導する。

(3) 積雪期の対応

事業者は、積雪、なだれ又は融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市町村及び事業者は、除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 事業者の役割

(1) 共通事項

ア 災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ 従業員等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ 初期消火訓練等を定期的の実施するとともに、災害発生時の初動における訓練の徹底を図る。

エ 災害発生時の被害の極限化を図るため、防災資機材の整備・点検に努める。

(2) 施設別の事業者の役割

ア 危険物製造施設等

事業者は、保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、従業員に対する保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

危険物取扱事業所は、自衛消防組織等の体制づくりや活動要領を定め、消火及び通報・伝達訓練を定期的の実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの防止のための訓練を実施し、災害時に迅速な対応が図られるよう努める。また、危険

物取扱従事者等の人材及び防災資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

イ 火薬類製造施設等

事業者は、保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、従業者に対する保安教育及び訓練の徹底により災害の未然防止を図る。

製造事業所（新潟県内は煙火製造事業所のみ）は製造実態を考慮した保安体制の整備を図り、危害予防規程の修正等を行う。

ウ 高圧ガス製造施設等

事業者は法令に定める技術基準等を遵守するとともに、危害予防規程等を整備し、災害時の安全体制の確立を図る。また、その従業者に対して保安教育を実施し、保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

事業者は、災害発生時に迅速な対応を行うための自主防災活動組織の体制整備を行うとともに、より実践的な防災訓練を実施し、また、関係機関及び他の高圧ガス取扱事業所と災害時の連絡・協力体制の確保を図る。

エ 毒物劇物貯蔵施設等

事業者は、毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。また、毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

オ 有害物質取扱施設等

事業者は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、有害物質の流出等による災害の未然防止を図る。

また、流出等の事故が発生した場合の緊急措置及び関係機関への連絡通報体制を定めると共に、従業員への周知を図り、あわせて保安教育及び訓練を行い、災害の未然防止を図る。

カ 放射性物質使用施設等

事業者は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等関係法令に定める障害防止のための基準を遵守し、従業員への保安教育及び訓練を徹底し、災害の未然防止を図る。

また、放射線障害防護機材や汚染防止用具等の非常用機器材を整備すると共に、非常時の行動基準、関係機関への連絡体制等を整備し、従業員への周知を図り、あわせて保安教育及び訓練を行い、災害の未然防止を図る。

3 県の役割

(1) 共通事項

ア 関係法令に基づき、危険物等施設を把握すると共に、それらの施設に対し立入調査等を行い、技術上の基準に適合するよう指導する。

イ 危険物等の取扱者に対する法令に基づく講習を実施し、保安に対する意識と技術の向上を図る。

(2) 施設別の県の役割

ア 危険物製造施設等

県は、危険物製造施設等に対し、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう立入検査を実施し、指導するとともに、現行基準が適用されない危険物施設についても見直しを図る等現行基準に適合できるよう指導する。

また、消防機関、（公財）新潟県危険物安全協会の協力のもとに、危険物取扱事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員、危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物の自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。

イ 火薬類製造施設等

県は、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費等を行う施設等に対し、火薬類取締法の基準に適合するよう指導する。

また、（一社）新潟県火薬類保安協会が開催する火薬類製造・取扱保安責任者講習会に協力し、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。

ウ 高圧ガス製造施設等

県は、高圧ガス取扱事業所に対し、法令遵守の徹底を指導するとともに、災害時における保安体制の確立に関する指導を行い、高圧ガス取扱事業所が法令に定める技術基準に適合し、その基準を維持するよう、立入検査等により指導を強化する。

県は、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し随時講習会等を開催し、法令遵守、災害時に対する保安体制の確立に関する教育を行う。また、（一社）新潟県高圧ガス保安協会、（一社）新潟県LPガス協会、新潟県冷凍設備保安協会（以下「高圧ガス関係協会」という。）が行う高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対する保安教育等の講習会に協力する。

県は、高圧ガス取扱事業所に対し、具体的な災害想定に基づく、より実践的な防災訓練等の実施について指導する。県は、高圧ガス関係協会に対して、災害発生に備え、高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制を整備するよう指導する。

エ 毒物劇物貯蔵施設等

県は、毒物劇物営業者及び毒物劇物業務上取扱者に対して、次の事項を指導するとともに、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者のうち、毒物劇物を大量に取扱う者の把握に努める。

（ア）毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者に対する指導

毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、危害防止規定等を確認し、対策又は改善が必要な場合は、整備、補強等を指示する。

（イ）届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対する指導

届出を要しない毒物劇物業務上取扱者の実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催など指導の強化を図る。

オ 有害物質取扱施設等

県は、水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の流出及び地下への浸透の防止等を指導する。また、水質汚濁防止法、大気汚染防止法に基づく事故時の措置及び報告の遵守の徹底について指導する。

県は、届出を要しない有害物質取扱事業場等の把握に努め、それらの事業場に対し有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の防止対策や事故時の関係機関への連絡等を指導する。

カ 放射性物質取扱施設等

県は、放射性物質取扱施設（医療機関）に対し医療法第25条第1項に基づく立入検査を行い、医療法施行規則「第4章診療用放射線の防護」の章の規定を順守するよう、検査結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空气中或いは水中での放射線による人的災害の防止のため適切な措置を講じるよう指導する。

(ア) 実施すべき具体的措置

a 放射線施設

(a) 放射性同位元素汚染の拡大防止のための開口部や配管、配線の被害防止対策等

(b) 放射性同位元素の室外漏えい防止のための措置

b 放射線施設内設備

(a) 線源収納部の浸水、転倒、移動、落下の防止措置

(b) 治療用線源、CT（コンピューター断層撮影装）などによる治療中、診断中の場合の過度の照射対策等

c 放射性同位元素保管容器類

(a) 放射性同位元素収納容器、廃棄物収納容器類の接触、転倒、落下防止対策

(b) 放射性同位元素廃液容器の破損防止措置

(イ) 非常用機器材の整備

a 放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類等の整備等

b 非常用電源類の整備

(ロ) 放射性同位元素等の管理

緊急収納用の運搬可能な鉛容器等の準備等

(ハ) 通報連絡、情報収集体制の整備

消防署等関係機関との協議、連絡体制の確立等

(ニ) 行動マニュアル類の整備

a 立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等のマニュアル化

b 消火方法の要点明示と汚染拡大しない消火方法の表示

(ヒ) 防災教育

a 防災計画概要及び基本姿勢の周知

b 非常用機材の種類、作動原理、使用目的と効果の周知

(ヘ) 防災訓練

避難訓練、通報訓練、点検訓練、措置訓練を規模、形態に応じて定期的に行い徹底を図る。

(ホ) 定期点検

a 放射線施設の建物についての耐震診断の実施

- b 非常用機材の作動点検、有効期間を配慮した措置
- c 廃液貯留槽内での量、濃度点検、漏水検査等

4 市町村の役割

- (1) 危険物等施設の設置状況の把握
- (2) 市町村地域防災計画に定める事項
 - ア 危険物等施設の安全対策
 - イ 学校や研究施設等における危険物等の安全対策
- (3) その他
 - 火薬類製造施設等、高圧ガス製造施設等、毒物劇物保管貯蔵施設及び有害物質取扱施設等に関する規制事務において、県から権限委譲を受けた事項

5 防災関係機関の役割

- (1) 消防機関
 - 消防機関は、危険物製造施設等に対し、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう、立入検査を実施し指導するとともに、現行基準が適用されない危険物施設についても見直しを図る等現行基準に適合できるよう指導する。
- (2) 第九管区海上保安本部
 - 第九管区海上保安本部は、危険物等積載船舶及び荷役岸壁等からの危険物等の海上流出災害を予防するため、平素からこれら船舶及び岸壁の点検を実施し、必要に応じ指導を行うとともに、訪船等を通じ、船舶乗組員及び荷役関係者等に対し防災意識の普及、啓発を行う。

6 国の役割

国は、放射性物質取扱事業所に対し、災害時における措置を放射線障害予防規程に定める等法令に基づき適正に維持管理するよう指導の徹底を図る。

第2節 危険物等事故災害応急対策

【関係機関】 県（◎防災局、総務部、環境局、福祉保健部、土木部、交通政策局）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、関東東北産業保安監督部、北陸地方整備局、事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物等の火災、爆発、流出等による事故災害が発生した場合、事業者は初動防災対応を実施すると共に速やかに消防、県警察等関係機関に通報する。通報を受けた関係機関は被害の局限化を図るため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 関係機関の活動調整

ア 活動調整

災害現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

事業者、消防、県警察、海上保安機関、行政等の関係防災機関が一体となり、総合的かつ計画的な応急対策を実施するため、必要により現地において合同対策調整会議を開催し、各機関の対応を調整する。会議は県が招集し、国の現地災害対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

(3) 各主体の役割

ア 事業者の責務

(ア) 共通事項

事業者は、災害が発生した場合、消防、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を通報し、速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立する。また、地域住民の安全を図るため、必要に応じ、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

災害発生時には、ただちに被災者の救助に当たるとともに、あらかじめ定めた自衛消防組織・自衛防災組織の活動要領に基づき自主防災活動を行い、消防機関到着後は消防機関に事故状況や事業所内の危険物等の状況等を報告し、消防機関の防災活動に協力する。

また、災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設及び関連施設を点検し、施設の被害状況及び付近の状況等を十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずる。

また、移送運搬中の事故に対し、移送運搬の責任者と速やかに連絡を取り、関係機関に通報し、必要な措置をとる。

(イ) 個別の応急対策

a 危険物、毒物劇物及び有害物質取扱事業所

事業者は、被災状況に応じ、安全データシート（SDS）、イエローカード

等各種データベースの活用、及び、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得るなどにより、迅速・適切な対応を図る。

危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着材、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

b 火薬類取扱事業所

事業者は、保管、貯蔵または運搬中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、速やかにこれを行い、見張り人をつけて関係者以外の者の接近を禁止する。

搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中に沈める。火薬庫にあつては入口、窓等を目塗土で完全に密閉する。木部には防火措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

c 高圧ガス取扱事業所

事業者は、巡回、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、被害状況を確認し、災害の拡大防止措置を講ずるとともに、関係機関へ通報、応援依頼等の連絡を行う。

d 放射性物質使用施設等

事業者は、施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、原子力規制委員会、消防署等関係機関への通報を行う。

放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。

事業者は、放射線被害を受けた者または受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。また、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には、縄を張り、又は標識灯を設け、かつ、見張り人を置き関係者以外の立入りを禁止する。

イ 県民の役割

危険物等による漏えい、火災等の事故の発見者は、速やかに消防機関、海上保安部等に通報する。

ウ 県の役割

県は、危険物等施設の事故状況を把握し、市町村や防災関係機関と情報の共有化を図り、飲料水汚染の可能性がある場合には、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。必要に応じ、人の健康の保護及び環境保全の観点から、環境調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

県は、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、広報車及びチラシ、掲示板等により広報すると共に、ラジオ・テレビ放送及び新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。また、地域に有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局及びコミュニティーFM局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る関係機関と協力し事故の

情報を県民に広報する。

県は、事故の規模により、広域の応援が必要な場合は、緊急消防援助隊等広域応援を要請する。

エ 消防機関の役割

消防機関は、負傷者の救助、消火活動等防御活動を実施するとともに必要に応じ警戒区域を設定する。

オ 第九管区海上保安本部の役割

第九管区海上保安本部は、危険物積載船に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導並びに付近船舶等に対する火気使用の制限、退避勧告等を行う。また、危険物等施設で災害が発生し、付近の船舶に危険が及ぶおそれがある場合、第九管区海上保安本部は、船舶用無線及び巡視船艇等により火気使用の禁止、船舶交通の制限又は禁止等を周知する。

カ 市町村の役割

市町村は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などの広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。また、被災者の安否情報を確認するとともに、被災者の救護、付近住民等に対する避難指示等の必要な措置を講ずる。

飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。対象となる飲料水が市町村所管の専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。

キ 河川や水路の管理者及び港湾管理者の役割

有害物質が河川・水路等の公共用水域に流出し、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川や水路の管理者は水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

河川や水路の管理者及び港湾管理者は、危険物等が大量に流出した場合、拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵および木材等の応急資機材を展張し、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸いあげ、又はくみ取るとともに、必要に応じて油吸着材、油処理剤等により処理する。

ク 県警察の役割

県警察は、被災者の安否情報を確認するとともに、被災者の救護、市町村の避難指示等に基づく避難の指示、交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

2 情報の流れ

危険物等事故災害情報

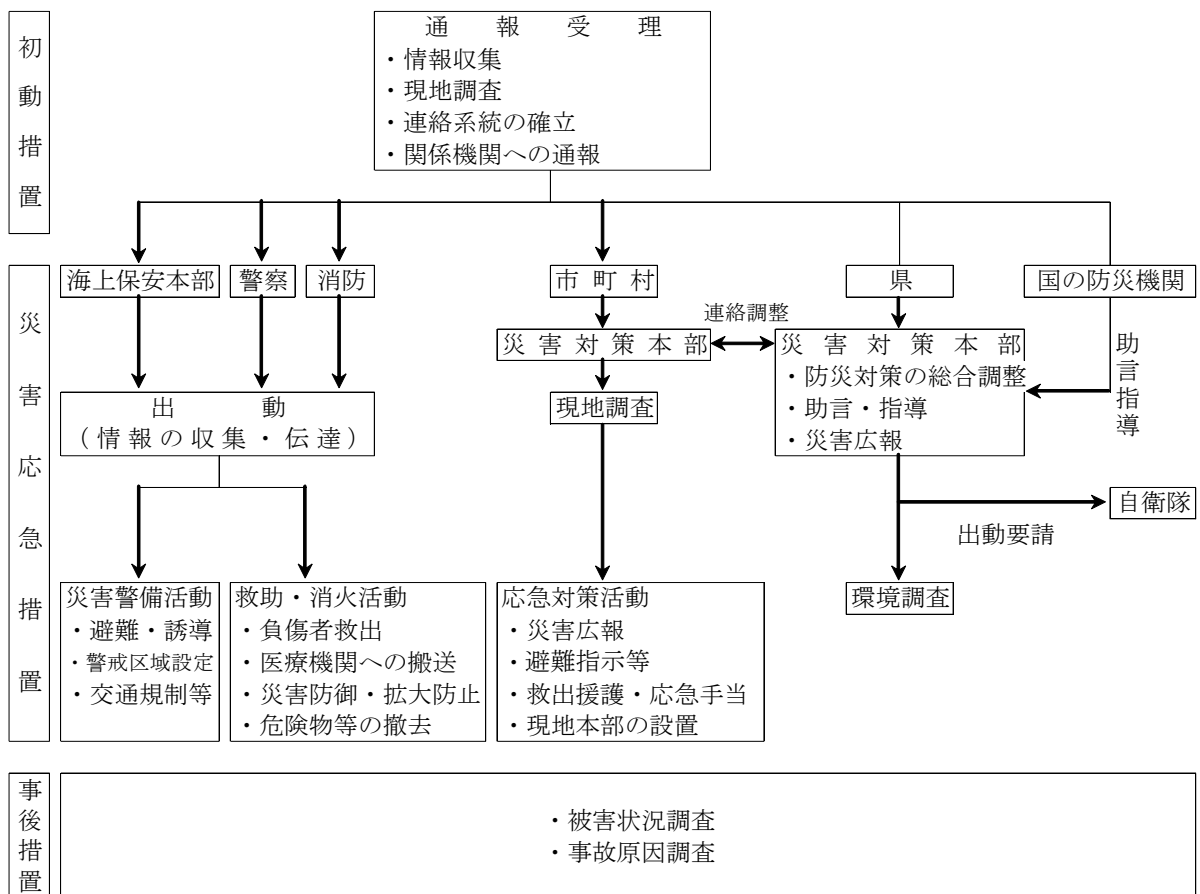
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
事故発生事業所	消防等関係機関 近隣事業所	事故の状況（危険物の種類、漏えい・火災等事故の種類と規模、負傷者等の状況、自衛防災活動の状況等）
事故発生事業所 市町村、県警察	周辺住民	事故の状況、避難の必要性や避難先等の避難情報、防災活動の状況

消防機関	市町村、県	事故の状況、避難の必要性、防災活動の状況
市町村 県	報道機関	事故の状況、避難の必要性、防災活動の状況
県	防災関係機関	事故の状況、被害の拡大見込
第九管区海上保安本部	付近船舶	事故の状況、避難・警戒の必要性

災害応急対策情報

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
消防機関	県、市町村	事故災害の鎮圧状況、負傷者等の情報 広域応援要請
県	防災関係機関 市町村	事故の状況及び鎮圧状況
県	消防庁 自衛隊	緊急消防援助隊の派遣等広域応援の要請

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村 警察署	住民の生命、身体に対する危険を防止するため、避難を指示する等速やかに住民の避難誘導を実施する。	消防機関、 災害発生事業所
第九管区海上保安本部	船舶等に対し、船舶用無線及び巡視船艇の拡声器等により避難又は警戒を呼びかける	

(2) 災害の広報

実施主体	対 策	協力依頼先
県 市町村	災害の状況、避難の必要性の有無、鎮圧の見通し	報道機関

(3) 負傷者等の救出救護

実施主体	対 策	協力依頼先
消防機関	負傷者等の救出、医療機関への搬送	災害発生事業所

(4) 情報の収集と伝達

実施主体	対 策	協力依頼先
県 市町村	事故状況を把握し、市町村や防災関係機関と情報の共有化を図る。	県警察、 消防機関

(5) 災害防御と拡大防止

実施主体	対 策	協力依頼先
消防機関 災害発生事業所 第九管区海上保安本部 河川・水路の管理者	消火活動、漏えい危険物等の拡大防止・撤去	近接事業所

(6) 火災警戒区域等の設定

実施主体	対 策	協力依頼先
消防機関 第九管区海上保安本部	火災警戒区域等を設定し、火気の使用を禁止する。必要に応じ、消防活動を確保するため、消防警戒区域を設定する。	

(7) 交通規制

実施主体	対 策	協力依頼先
県警察	住民避難や消火活動等の防災活動に支障をきたさないよう、交通規制等を実施する。	

(8) 緊急消防援助隊等の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県	必要に応じ、緊急消防援助隊等の広域応援を要請する。	

(9) 環境調査

実施主体	対 策	協力依頼先
県	必要に応じ、有害物質等の環境調査を実施し、結果を公表する。	市町村

(10) 水道取水停止措置

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村 水道事業者等	必要に応じ水道用の取水を停止する。	

(11) 被害状況調査

実施主体	対 策	協力依頼先
県、市町村、消防機関、第九管区海上保安部、県警察	所管法令に基づき、被害状況を調査する。	

(12) 事故原因調査

実施主体	対 策	協力依頼先
県、消防機関、県警察、第九管区海上保安本部	所管法令に基づき、事故原因を調査する。	

5 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 災害情報の収集・報告
- ・ 災害広報
- ・ 避難指示

第11章 集団事故災害対策

第1節 集団事故災害予防計画

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、第九管区海上保安本部、医療機関、催事等の主催者、施設管理者

1 計画の方針

祭礼、公営競技、興行その他の行事等（以下「催事等」という。）の会場及びその周辺など、特定の空間に多数の者が一時的に集合する際における転倒、異常行動、又は会場となる施設の事故等による死傷者の発生を防止するため、催事等の主催者及び関係機関が留意すべき事項について定める。

(1) 基本方針

催事等の主催者及び関係機関は、不特定多数の者の集まりにおいては群集心理が働き、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮する。

(2) 各主体の責務

ア 催事等の主催者は、事故防止について第一義的な責任を負うものであり、必要な事故防止対策を講じなければならない。

イ 催事等の主催者は、県警察、消防、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）等関係機関と協力し、催事等の会場及びその周辺等における安全確保を徹底する。

ウ 催事等が開催される会場・施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、会場内の安全管理を徹底するとともに、不測の事態に備え、催事等の参加者の避難誘導體制を整備する。

エ 県は、催事等の主催者、施設管理者等に対し、安全確保のための措置を講ずることを周知・啓発するとともに、事故発生時の救助体制の構築を図る。

オ 市町村は、催事等の主催者、施設管理者に対し、安全確保のための措置を講ずることを周知・啓発するとともに、必要に応じて、消防機関とともに催事等における安全確保体制の構築を図る。

(3) 要配慮者への配慮

催事等の主催者及び関係機関は、催事等の開催に当たっては、乳幼児や高齢者等に特段の配慮のうえで避難誘導體制を整備する。

2 催事等の主催者の役割

(1) 催事等の主催者は、催事等の規模・内容に応じて、実施計画において下記の事項を定める。

ア 催事等の会場及び周辺地域の状況を勘案した避難誘導要員、警備要員等の配置及び警察官、警察署、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）との連絡体制

イ 主催者による避難誘導體制、消防機関への連絡体制等、事故発生時の初動対

応並びに消防機関と協力した救急・救護体制

ウ 事故発生時に負傷者等を受け入れる医療機関の確保など、医療機関との協力体制

エ 事故発生時に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

- (2) 催事等の主催者は、催事等の実施計画に則し、必要に応じて事前に、警察署、消防機関、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）、医療機関等と連絡調整を行い、事故防止に万全を期す。
- (3) 催事等の主催者は、催事等の会場及び周辺の状況等を勘案のうえ、必要に応じて会場内に救護のための場所・人員をあらかじめ確保する。
- (4) 催事等の主催者は、催事等の参加者に対して安全確保への協力を呼びかけ、会場等においては主催者、警備要員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう周知徹底する。

3 施設管理者の役割

- (1) 施設管理者は、催事等における会場内の安全確保のため、催事等の主催者との役割分担を勘案のうえ、平素から下記の事項の確認及び体制整備を図る。

ア 施設・会場の状況を勘案した避難誘導要員、警備要員等の配置

イ 事故発生時における催事等参加者の避難誘導手順、並びに警察署、消防署、海上保安部署等への連絡手順

ウ 事故発生時に負傷者等を受け入れる医療機関の確保など、医療機関との協力体制

エ 事故発生時に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

- (2) 施設管理者は、催事等の主催者が作成する実施計画の内容を事前に確認し、事故防止のための助言を行うとともに、必要に応じて自ら、警察署、消防機関、海上保安部署、医療機関等と連絡調整を行う。

4 催事等の参加者の役割

催事等の参加者は、事前に会場内の緊急避難経路を確認しておくとともに、事故の発生又はその兆候を認めた場合には、速やかに催事等の主催者に連絡する。

5 市町村の役割

- (1) 主催者等への周知

市町村は、催事等の主催者及び施設管理者に対し、下記の事項について周知徹底を図る。

ア 催事等の開催に当たり、事故発生時の対応等について体制整備を図り、事前に管轄の警察署、消防本部、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）等と所要の調整を行うこと。

イ 事故が発生した場合には、直ちに警察署、消防署、海上保安部署（催事等の場所が海上に及ぶ場合）に通報を行うこと。

- (2) 開催時の支援

市町村は、催事等の主催者等から要請があった場合で、催事等の規模、内容等を考慮し、支援を行う必要があると判断した場合には、催事等の実施計画に関する関係者の協議の場に参画し、情報伝達体制、避難・救助体制等について助言するとともに、消防機関とともに催事等の開催に際して所要の支援を行う。

6 消防機関の役割

- (1) 消防機関は、催事等の主催者の対応体制について、事前に主催者と調整を行う

とともに、必要な警戒体制を確保する。

特に、緊急車両の進入路を確認するとともに、隣接消防機関とも緊密な協力体制の構築を図る。

- (2) 消防機関は、地域の医療機関及び郡市医師会と調整のうえ、催事等の開催時の救急体制を確認し、多数の負傷者等が発生した場合に、医師の派遣要請、搬送先医療機関の確保を的確に行うよう努める。
- (3) 催事等の開催中においては、周辺の道路の状況等、消防活動を実施するうえで必要となる情報を収集し、的確な状況判断に努める。

7 県の役割

県は、市町村又は催事等の主催者等から要請があった場合で、催事等の規模、内容等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断した場合には、催事等の実施計画に関する関係者の協議の場に参画し、情報伝達体制、避難・救助体制等について助言するとともに、催事等の開催に際して所要の支援を行う。

8 県警察の役割

県警察は、必要がある場合には、集団事故災害の防止を図るため、事前に催事等の主催者及び施設管理者等に対し、集団事故防止に必要な助言、指導を行う。

9 海上保安部署の役割

- (1) 海上保安部署は、催事等が海上に及ぶ場合は、事前に主催者から計画書等を提出させ、安全確保対策について指導する。
- (2) 第九管区海上保安本部は、必要に応じて航行警報又は水路通報を発出し、関係者及び通行船舶に対し行事内容について周知する。
- (3) 海上保安部署は、必要に応じて航泊禁止区域を設定し、通行船舶の安全を確保する。

10 医療機関等の役割

医療機関及び郡市医師会は、催事等の主催者から協力を求められた場合、事故発生時の負傷者等の収容、現場への医療関係者の派遣等に協力するよう努める。

11 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 催事等の主催者に対する体制整備の周知
- ・ 事故発生時の連絡体制
- ・ 催事等の開催時における消防機関の活動体制整備

第2節 集団事故災害応急対策

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、第九管区海上保安本部、医療機関、催事等の主催者等、施設管理者

1 計画の方針

(1) 基本方針

催事等の会場及びその周辺等、特定の場で多数の者を巻き込んだ事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、催事等の主催者及び施設管理者は、関係機関に対して直ちに通報し、初動的な救助・救護活動に当たる。

通報を受けた関係機関は、速やかに応急対策体制を整え、主催者等と相互に情報共有を図り、被害を最小限化するため迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 関係機関の活動調整

ア 活動調整

事故現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

催事等の会場及びその周辺など、特定の空間に多数の者が一時的に集合する際における転倒、異常行動、又は会場となる施設の事故等により多数の死傷者が発生した場合、催事等の主催者、施設管理者、県警察、消防、海上保安機関、行政等の関係防災機関が一体となり、総合的かつ計画的な応急対策を実施するため、必要により現地において合同対策調整会議を開催し、各機関の対応を調整する。会議は県が招集し、国の現地災害対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

(3) 各主体の役割

ア 催事等の主催者

- ・ 事故が発生した場合、又は事故発生のおそれがあると確認した場合、催事等の参加者に対し、拡声機等により周辺状況を説明する。
- ・ 必要に応じて入場制限等の措置により、群集の分断・整理を行う。
- ・ 催事等の参加者に対し、安全確保のための行動を要請する。
- ・ 直ちに関係機関に第一報を通報するとともに、あらかじめ作成する催事警備実施計画に基づき、参加者の避難誘導措置を行う。また、関係機関の指示がある場合、その指示によりの確な避難誘導を実施する。

イ 施設管理者

- ・ 事故が発生した場合、又は事故発生のおそれがあると確認した場合、催事等の参加者に対し、場内放送等により周辺状況を説明する。

- ・ 必要に応じて入場制限等の措置により、群集の分断・整理を行う。
- ・ 直ちに関係機関に第一報を報告するとともに、催事主催者と協同して、参加者の避難誘導措置を行う。また、関係機関の指示がある場合、その指示によりの確な避難誘導を実施する。

ウ 催事等の参加者

- ・ 事故の発生又はその兆候を認めた場合、速やかに催事等の主催者に連絡する。
- ・ 主催者等の指示に基づき、適切な避難行動をとるとともに、要配慮者の避難誘導に協力する。

エ 消防機関

- ・ 通報を受けた場合、直ちに現場に職員を急行させ、周辺状況の情報を収集のうえ、迅速に救助活動に着手する。
- ・ 必要に応じて、広域応援を他の消防機関又は県に要請する。
- ・ 多数の負傷者が発生した場合、医療機関の協力のもと、現場への医療関係者の派遣、並びに搬送先医療機関の確保を的確に行う。

オ 県警察

- ・ 通報を受けた場合、直ちに現場に職員を急行させ、事故の拡大防止と負傷者の救護に努める。
- ・ 事故現場の群集から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保する。
- ・ 効果的な広報活動により、人心の安定を図る。

カ 市町村

- ・ 消防機関とともに、必要に応じて現場での救助活動に協力する。
- ・ 救護所等の設置準備を進める。
- ・ 必要に応じ、県に対して医療・救護活動等の支援要請を行う。
- ・ 催事等の参加者の安否情報の収集活動を行う。

キ 県

- ・ 必要に応じて、隣接・近接の消防本部等に広域応援の準備を要請する。
- ・ 災害拠点病院等の医療機関と協力し、負傷者の搬送先医療機関の確保にあたりるとともに、新潟DMAT又は県医療救護班の現地への派遣調整に努める。

ク 第九管区海上保安本部（催事等の場所が海上に及ぶ場合）

- ・ 通報を受けた場合、直ちに巡視艇等を現場に急行させ、事故の拡大防止と負傷者の救護に努める。
- ・ 必要に応じて、県警察、市町村、消防機関に協力を要請する。
- ・ 負傷者が発生した場合、消防機関と協力し医療機関に搬送する。

ケ 医療機関等

- ・ 催事等の主催者から協力を求められている医療機関及び郡市医師会は、要請に応じて、医師、看護師等の招集など、負傷者の受入体制を整える。
- ・ 多数の負傷者が生じた場合など、現場でのトリアージ実施等が必要なときは、医師の派遣に協力する。

(4) 達成目標

関係機関の協力により、迅速かつ的確な避難誘導措置を実施し、群集の異常行動等による被害の拡大を防止するとともに、負傷者の救護と安否情報の確認を速やかに行う。

(5) 要配慮者への配慮

避難誘導にあたっては、必要に応じて乳幼児、高齢者等の避難経路を他と区分するなど、要配慮者が優先的に会場外に避難できるよう協力を呼びかける。

(6) 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

2 情報の流れ

救助活動（事故現場から）

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
催事等の主催者、 施設管理者	消防機関、県警察、 第九管区海上保安本部	・事故の発生現場、事故の様態 ・負傷者、行方不明者等の有無
市町村	県	・広域応援の要請 ・被害拡大の可能性

救助活動（事故現場へ）

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市町村	・新潟DMAT又は県医療救護班の派遣人数

3 業務の体系（事故発生後のフロー）

発生直後（或いは発生の兆候が認識された直後）

- | | |
|-------|---------------------|
| | ① 関係機関への第一報通報 |
| ↓ | ② 主催者等による参加者の避難誘導 |
| 1時間以内 | ③ 消防、県警察による参加者の避難誘導 |
| | ④ 負傷者の救助、行方不明者の捜索 |
| ↓ | ⑤ 救護所の開設 |
| 3時間以内 | |
| | ⑥ 負傷者の医療機関への搬送完了 |
| ↓ | ⑦ 安否情報の確認 |
| 6時間以内 | |

4 業務の内容

(1) 避難誘導活動

実施主体	対 策	協力依頼先
催事等の主催者、 施設管理者	催事等の参加者に対し周辺状況を説明し、会場内への入場制限措置等を図るとともに、危険箇所からの避難誘導を行う。	消防機関、県警察、 第九管区海上保安本部
消防機関、市町村	周辺状況を確認のうえ、参加者の避難誘導を行うとともに、必要に応じて県に対し応援を要請する。	催事等の主催者、 施設管理者
県警察	周辺状況を確認のうえ、必要に応じて交通規制等を行い、参加者の避難誘導を行う。	催事等の主催者、 施設管理者
第九管区海上保安本部	巡視艇による行事参加船舶の誘導を行うとともに、必要に応じて航泊禁止区域を設定し、二次災害の発生防止に努める。	県警察、市町村、 消防機関
県	市町村等からの要請があった場合、広域応援の調整を行う。	

(2) 救助活動

実施主体	対 策	協力依頼先
消防機関、市町村	会場内における負傷者を救出し、救護所及び医療機関等への搬送を行うとともに、必要に応じて県に対し応援を要請する。 催事等の参加者の安否情報の収集に努める。	催事等の主催者、 施設管理者
県警察	会場内の捜索活動及び負傷者の救出活動を実施する。	催事等の主催者、 施設管理者
第九管区海上保安本部	海上における負傷者を救出し、救護所及び医療機関等への搬送を行うとともに、海上に転落した者の捜索・救助活動を行う。	県警察、市町村、 消防機関
県	市町村等からの要請があった場合、広域応援の調整を行う。	

(3) 医療救護活動

実施主体	対 策	協力依頼先
消防機関、市町村	<p>救護所を開設して負傷者の初期医療活動を行うとともに、負傷者多数の場合は、県に対して医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>負傷者の発生状況に応じ、必要がある場合は医療機関等に対し事故現場への医師の派遣等を要請するとともに、負傷者の搬送先医療機関の確保に努める。</p> <p>救急車等により負傷者の医療機関への搬送を行う。</p>	県、医療機関
第九管区海上保安本部	海上における負傷者を、巡視船艇等及び航空機により医療機関等へ搬送を行う。	消防機関、医療機関
県	市町村等からの要請に応じて、新潟DMAT及び県医療救護班の派遣調整を行うとともに、災害拠点病院等に対し、負傷者の受入を要請する。	災害拠点病院等の医療機関
医療機関	要請に応じて、医師の派遣に協力する。	災害拠点病院等の医療機関

5 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 救護所の開設手順
- ・ 避難誘導要員の確保
- ・ 広域応援、医療救護活動等に係る県への要請手順
- ・ 安否情報の収集方法

第12章 竜巻等突風災害対策

第1節 竜巻等突風災害予防計画

【関係機関】県（◎防災局、交通政策局）、市町村、北陸信越運輸局、新潟地方気象台、電気通信事業者、電力供給事業者、各鉄道事業者

1 計画の方針

(1) 各主体の責務

- ア 新潟地方気象台は、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の状況を的確に把握するため、観測・監視体制の強化を図る。また、防災気象情報の質的向上を図り、適時・適切に提供するよう努める。
- イ 北陸信越運輸局は、気象台と連携し、鉄道保安連絡会議等において気象情報の有効活用について、各鉄道事業者に対し、徹底を図る。
- ウ 電気通信事業者及び電力供給事業者は、電気通信設備又は電気供給設備の点検を日ごろから行う等による竜巻等突風対策を実施する。
- エ 鉄道事業者は、気象情報の活用による局地的な強風の発生を予測した運転規制を行う。
- オ 県は、県内の港湾において、風速計の設置等による観測体制の強化を行う。
また、竜巻等突風に対する県民、企業等に対する情報提供及び意識啓発を行い、住宅、事務所等の被害が最小限に抑えられるようにする。
- カ 市町村は、竜巻等突風に対する住民、企業等に対する情報提供及び意識啓発を行い、住宅、事務所等の被害が最小限に抑えられるようにする。

(2) 達成目標

各主体は、他県も含めこれまでに発生した竜巻等突風による被害及びその対応等を踏まえ、(1)に記載した責務を的確に果たし、生命、身体及び財産への被害を最小限に止める。

2 想定される竜巻等突風の発生及びその被害

(1) 想定される竜巻等突風の発生

ア 竜巻

積雲や積乱雲に伴って発生する鉛直軸を持つ激しい渦巻きで、漏斗状または柱状の雲を伴うことがある。地上では、収束性で回転性の突風や気圧降下が観測され、被害域は帯状・線状となる。

イ ダウンバースト

積雲や積乱雲から生じる強い下降気流で、地面に到達すると突風となって周囲に吹き出す。地上では、発散性の突風や露点温度の下降を伴うことがあり、しばしば

強雨・ひょうを伴う。被害域は円・楕円状または扇状となる。周囲への吹き出しのサイズが4km未満のものはマイクロバースト、4kmより大きいものをマクロバーストとも呼ぶ。

ウ ガストフロント

積雲や積乱雲から吹き出した冷気の前線と周囲の空気との境界で、突風を伴うことがある。降水域から前線状に広がるのが多く、数10kmあるいはそれ以上離れた地点まで進行する場合がある。地上では、突風と風向の急変、気温の急下降と気圧の急上昇が観測される。

(2) 竜巻等突風の規模及び被害の関係

竜巻等突風の規模を表わす指標として、シカゴ大学の藤田哲也により1971年に提唱された藤田スケール（Fスケール）が用いられてきたが、これらは米国やカナダの建築物等の被害を対象として作成されている為、これらを用いて竜巻等突風の評定を行った場合、実際の得られる風速との誤差が大きくなる可能性があることが指摘されていた。2012年5月6日茨城県、栃木県及び福島県において複数の竜巻が発生し甚大な被害が生じたことを受け、気象庁では学識経験者・報道機関関係者等から構成された竜巻等突風予測情報改善検討会を開催、また関係省庁により構成された竜巻等突風対策局長会議を経て取りまとめられた提言や報告を受け、現行藤田スケールを日本の建築物等に対応させた「日本版改良藤田スケール（JEF）」を策定し、平成27年12月から竜巻等突風の規模及び被害の関係を表す指標として使用されている。

[日本版改良藤田(JEF)スケールと被害の対応]

階級	風速(m/s)の範囲(3秒平均)	主な被害の状況(参考)
JEF0	25-38	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、目視でわかる程度の被害、飛散物による窓ガラスの損壊が発生する。比較的狭い範囲の屋根ふき材が浮き上がった、はく離する。 ・園芸施設において、被覆材(ビニルなど)がはく離する。パイプハウスの鋼管が変形したり、倒壊する。 ・物置が移動したり、横転する。 ・自動販売機が横転する。 ・コンクリートブロック塀(鉄筋なし)の一部が損壊したり、大部分が倒壊する。 ・樹木の枝(直径2cm~8cm)が折れたり、広葉樹(腐朽有り)の幹が折損する。

JEF1	39-52	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、比較的広い範囲の屋根ふき材が浮き上がった り、はく離する。屋根の軒先又は野地板が破損したり、飛散する。 ・園芸施設において、多くの地域でプラスチックハウスの構造部材が変 形したり、倒壊する。 ・軽自動車や普通自動車(コンパクトカー)が横転する。 ・通常走行中の鉄道車両が転覆する。 ・地上広告板の柱が傾斜したり、変形する。 ・道路交通標識の支柱が傾倒したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀(鉄筋あり)が損壊したり、倒壊する。 ・樹木が根返りしたり、針葉樹の幹が折損する。
JEF2	53-66	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、上部構造の変形に伴い壁が損傷(ゆがみ、ひ び割れ等)する。また、小屋組の構成部材が損壊したり、飛散する。 ・鉄骨造倉庫において、屋根ふき材が浮き上がった り、飛散する。 ・普通自動車(ワンボックス)や大型自動車が横転する。 ・鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 ・カーポートの骨組が傾斜したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀(控壁のあるもの)の大部分が倒壊する。 ・広葉樹の幹が折損する。 ・墓石の棹石が転倒したり、ずれたりする。
JEF3	67-80	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ・鉄骨系プレハブ住宅において、屋根の軒先又は野地板が破損したり 飛散する、もしくは外壁材が変形したり、浮き上がる。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等 の手すりが比較的広い範囲で変形する。 ・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的狭い範囲で屋根ふき材が はく離したり、脱落する。 ・鉄骨造倉庫において、外壁材が浮き上がった り、飛散する。 ・アスファルトがはく離・飛散する。
JEF4	81-94	<ul style="list-style-type: none"> ・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的広い範囲で屋根ふき材が はく離したり、脱落する。
JEF5	95-	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨系プレハブ住宅や鉄骨造の倉庫において、上部構造が著しく変 形したり、倒壊する。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等 の手すりが著しく変形したり、脱落する。

3 県民・企業等の役割

県民・企業等は、その所有又は管理する住宅、事務所、工場、倉庫等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるために、屋根、外壁、窓、アンテナ、植木等の確認を行い、竜巻等突風により損壊するおそれがある場合には、その補強等を行うように努める。また、県民は、気象情報や市町村の広報等に十分注意し、雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物の中への避難、建物の中心部に近い窓のない部屋への移動等により身の安全を図るように努める。

4 県の役割

(1) 関係機関・市町村との情報伝達体制の整備

県は、新潟地方気象台から突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に市町村にその情報を的確に伝達することができるよう、体制を整備する。

(2) 県管理の港湾の体制整備及び事前対策

県は、港湾における竜巻等突風による被害を最小限に抑えるために、港湾において荷役等に従事する事業者との間で、気象情報の収集のあり方や、竜巻等突風発生時の荷役等についての対応を事前に協議する。

(3) 県民等の意識啓発

県は、県民・企業等が3に規定する役割を適切に果たすことができるよう、竜巻発生時は、最新の研究等に基づき、屋内、屋外において身を守るための行動などを県民等へ意識啓発する。

5 市町村の役割

(1) 住民等への情報伝達体制の整備

市町村は、県から突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に的確にその情報を伝達することができるよう、体制を整備する。

(2) 住民等の意識啓発

市町村は、住民・企業等が3に規定する役割を適切に果たすことができるよう、竜巻発生時は、最新の研究等に基づき、屋内、屋外において身を守るための行動などを住民等へ意識啓発する。

(3) 市町村地域防災計画に定める事項

- ・住民等への情報伝達体制
- ・住民等の意識啓発

6 防災関係機関の役割

(1) 新潟地方気象台の体制整備及び事前対策

ア 地域気象観測システム（アメダス）、気象ドップラーレーダー等により、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の監視に努め、これら観測システムの整備、点検及び維持管理を行う。

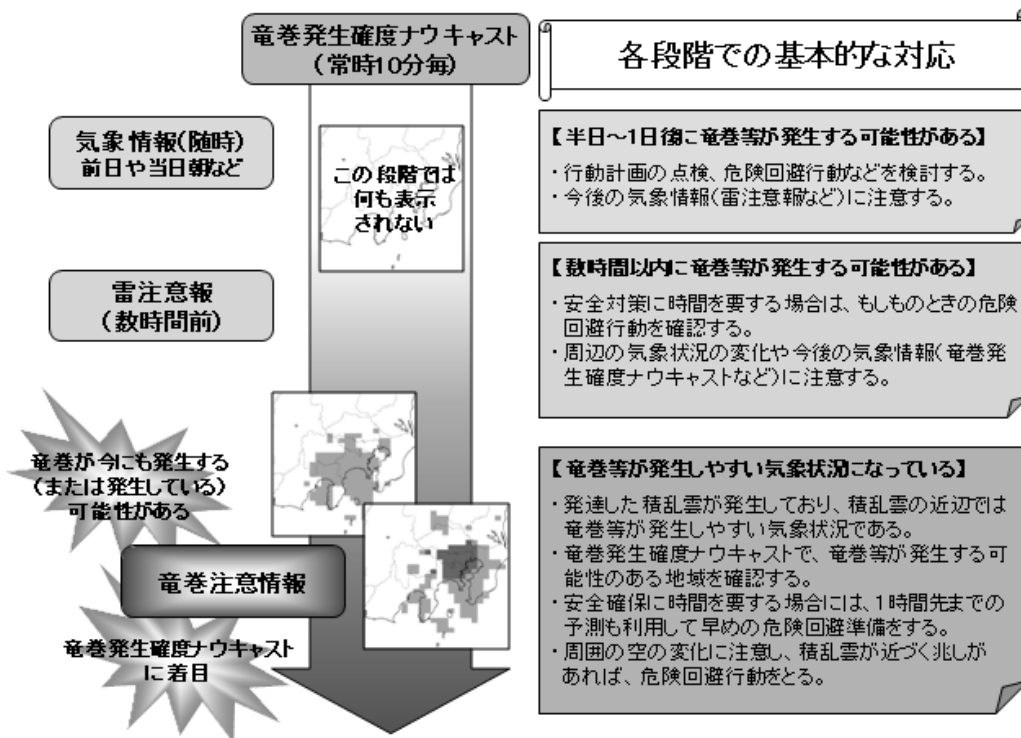
イ 竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、突風への注意に言及した雷注意報、竜巻注意情報等の防災気象情報の適時・的確な発表に努める。また気象庁では竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供に努める。

ウ 竜巻注意情報とは積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生

確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（上越、中越、下越、佐渡）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である

- エ 竜巻注意情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達経路図に準ずる。
- オ 竜巻等突風による強風害が発生し、調査の必要を認めた場合には、速やかに現地調査を行い、その結果の公表及び防災関係機関等への提供に努める。
- カ 気象ドップラーレーダーデータを活用した技術開発を進め、竜巻等突風の監視・予測精度の向上を図り、防災気象情報の改善に努める。

[段階的に発表する気象情報の利用の流れ]



・竜巻などの激しい突風が予想される場合には、時間経過および突風の発生可能性に応じて段階的に気象情報を発表することから、状況に応じて順次対応の程度を高めるなどの利用が効果的である。

予告的な気象情報	発達した低気圧などにより大雨などによる災害が予想される場合、通常半日～1日程度前に、予告的な気象情報を発表します。このとき、竜巻などの激しい突風も予想される場合には、「竜巻などの激しい突風に注意」という言葉を用いて特段の注意を呼びかけます。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷・ひょう・急な強雨・突風）に対して注意を呼びかけますが、竜巻などの激しい突風が予想される場合には、数時間前に「竜巻」を明記して注意を呼びかけます。
竜巻注意情報	竜巻発生確度ナウキャストで、発生確度2が現れた県などを対象に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高ま

	<p>ったと判断した場合にも発表します。発表から1時間程度は竜巻などの激しい突風に対する注意が必要です。竜巻発生確度ナウキャストと合わせて利用することにより、竜巻が発生する可能性の高い地域の絞込みや刻々と変わる状況の変化を詳細に把握することができます。</p>
<p>竜巻発生確度ナウキャスト</p>	<p>竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後(10～60分先)までの予測を行うもので、10分ごとに更新して提供します。発生確度1や2は、「竜巻などの激しい突風が今にも発生しやすい気象状況になっている」ことを意味します。</p>

(2) 電気通信事業者の体制整備及び事前対策

風水害対策編第2章第17節「電気通信事業者の風水害対策」に定めるところによる。

(3) 電力供給事業者の体制整備及び事前対策

風水害対策編第2章第18節「電力供給事業者の風水害対策」に定めるところによる。

(4) 各鉄道事業者の体制整備及び事前対策

本編第8章第1節「鉄道事故災害予防計画」及び風水害対策編第2章第11節「鉄道事業者の風水害対策」に定めるところによる。

第2節 竜巻等突風災害応急対策

【関係機関】 県（◎防災局、総務部、環境局、福祉保健部、土木部）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防機関、新潟地方气象台、東北経済産業局、関東東北産業保安監督部東北支部、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、関東地方環境事務所、自衛隊、消防庁、電力供給事業者、電気通信事業者、東日本高速道路株式会社、鉄道事業者、空港管理者、日本赤十字社新潟県支部、医師会、医療機関、新潟県環境整備事業協同組合、一般社団法人新潟県産業廃棄物協会、一般社団法人新潟県浄化槽整備協会、一般社団法人新潟県解体工事業協会、公益財団法人新潟県環境保全事業団、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会、社会福祉法人新潟県共同募金会、県内NPO、公益社団法人日本青年会議所

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

各主体は、被害の有無及び被害状況の確認、救急・救助活動、医療救護活動、避難所の開設、応急住宅の確保、電気通信設備・電力供給施設等のライフラインの復旧、倒壊又は損壊した家屋等に係る廃棄物処理、自衛隊やボランティアの受入れ等の業務を行うに当たって、風水害対策編第3章第7節「被災状況等収集伝達計画」、同章第10節「避難所運営計画」、同章第11節「自衛隊の災害派遣計画」、同章第18節「救急・救助活動計画」、同章第19節「医療救護活動計画」、同章第23節「廃棄物の処理計画」、同章第34節「公衆通信の確保」、同章第35節「電力供給応急対策」、同章第50節「応急住宅対策」及び同章第51節「ボランティア受入れ計画」に定める責務を有する。

また、捜索、救助・救援又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

なお、県民等、県、市町村及び主な関係機関の主な責務は、次のとおりである。

(ア) 県民、企業等の責務

- a 県民、企業等は、倒壊、落下、飛来等した危険物がないか、確認し、あった場合には、その除去、関係機関への連絡等に努める。
- b 県民、企業等は、電線又は電話線の切断を確認した場合には、近寄らずに、速やかに電気事業者又は電気通信事業者に連絡するよう努める。

(イ) 県の責務

- a 県は、被災地の市町村、消防本部、県地域機関及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。

また、必要に応じて職員を被災市町村に派遣する。

- b 県は、救急救助活動に関する状況の把握及び関係機関との情報共有・総合調整を行う。

また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

- c 県は、医療活動状況に関する状況の把握及び医療機関との情報共有・総合調整を行い、災害の状況に応じて適切な医療活動が行われるようにする。
- d 県は、市町村の避難所の開設・運営を支援する。
- e 県は、応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。
- f 県は、県災害ボランティア支援センターが設置された場合には、職員を派遣し、同本部の運営を支援する。

(ウ) 市町村の責務

- a 市町村は、災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。
- b 市町村は、地元医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。
- c 消防署・所及び消防団は、直ちに救助隊を編成し、指揮者の下で救急救助活動を行う。
- d 市町村は、避難所を開設し、地域住民、ボランティア等の協力を得て避難所を運営する。
- e 市町村は、応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。
- f 市町村は、損壊家屋の被害状況の把握、がれき類の発生量の推計等を行い、あらかじめ定める廃棄物処理計画（がれき類処理対策）に基づき、実行計画を策定し、計画的に廃棄物の処理を実施する。

(エ) 電気通信事業者及び電力供給事業者の責務

電気通信事業者及び電力供給事業者は、通信及び電力ラインの確保を図るため、被災箇所の迅速、的確な復旧を実施するものとする。

また、特に電力供給事業者にあつては、住民への広報等を実施し、感電、火災等の電気による二次災害の発生の防止を図る。

イ 達成目標

アに記載する風水害対策編第3章各節に定める達成目標による。

(2) 惨事ストレス対策

ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
自治会、住民等	県警察、消防機関、市町村等	地域の状況、被害状況等
警察、消防機関、市町村等	県、報道機関	同上
県	国、防災関係機関	同上

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市町村、防災関係機関、報道機関	地域の状況、被害状況等 対応状況等
県警察、消防機関、市町村等	自主防災組織、住民	同上

3 業務の体系

竜巻等突風の発生



被害の有無及び被害状況の確認



救急・救助活動・医療救護活動・避難所開設



ライフラインの復旧・廃棄物処理・応急住宅確保



一般住民等への広報

- ・ 被害状況、対応状況等について、適時に、一般住民等に対して広報を行う

4 業務の内容

(1) 被害の有無及び被害状況の確認

風水害対策編第3章第7節「被災状況等収集伝達計画」に定めるところによる。

(2) 救急・救助活動

風水害対策編第3章第18節「救急・救助活動計画」に定めるところによる。

(3) 医療救護活動

風水害対策編第3章第19節「医療救護活動計画」に定めるところによる。

(4) 避難所開設・応急住宅確保

風水害対策編第3章第10節「避難所運営計画」及び第50節「応急住宅対策」に定めるところによる。

(5) 電気通信設備・電力供給施設等のライフラインの復旧

風水害対策編第3章第34節「公衆通信の確保」及び第35節「電力供給応急対策」に定めるところによる。

(6) 倒壊又は損壊した家屋等に係る廃棄物処理

風水害対策編第3章第23節「廃棄物の処理計画」に定めるところによる。

(7) 自衛隊やボランティアの受入れ

倒壊又は損壊した家屋等の撤去や後かたづけ等のための自衛隊やボランティアの受入れについては、風水害対策編第3章第11節「自衛隊の災害派遣計画」及び同章第51節「ボランティア受入れ計画」に定めるところによる。

(8) 海上事故災害等が発生した場合の対応

竜巻等突風により第6章から第9章までに定める海上事故災害、航空事故災害、鉄道事故災害又は道路事故災害が発生した場合にあっては、それらの章に定める対策を実施するものとする。

第13章 大規模火災対策

第1節 大規模火災予防計画

【関係機関】 県（防災局、土木部）、警察本部、市町村、消防本部、第九管区海上保安本部、県民、企業・事業所、学校

1 計画の方針

(1) 基本方針

多数の死傷者等の発生が危惧される大規模な火災を未然に防ぐとともに、発生した場合の被害の拡大を防ぐため、県、その他関係機関は、火災予防体制の整備、防火思想の普及、消防体制や資機材等の整備・充実を図る等必要な対策を講ずる。

(2) 各主体の責務

ア 県民（各家庭、地域、企業、学校、事業所等）は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意し、また、安全装置付火気器具を使用する等、未然に火災の発生を防止するとともに、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を徹底し、消火器具等の設置に努める。

イ 市町村は、火災に強いまちづくりを推進するとともに、住民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ 県は、市町村・消防機関の協力を得て、火災に強いまちづくりを促進するとともに、防火思想の普及促進に努め、自主防災組織の育成強化を支援する。

2 県民・企業等の役割

(1) 県民の役割

ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。

イ 安全装置付火気器具の使用に努める。

ウ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

エ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

オ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。

カ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。

キ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

ク 町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

町内会及び自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実

務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。

ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。

エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3 県の役割

(1) 防火思想の普及促進

県民に対して、市町村・消防機関の協力を得ながら、以下の啓発を推進する。

ア 全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

イ 火災を早期に発見し、逃げ遅れや延焼を防止するため、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理の徹底について周知するとともに、より効果的な連動型住宅用火災警報器の積極的な活用を促進する。

(2) 火災に強いまちづくり

ア 市町村と連携し、以下により、火災に強い都市構造の形成に努める。

(ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

(イ) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等による木造住宅密集市街地の解消等

(ウ) 建築物や公共施設の耐震・不燃化への支援

(エ) 水面・緑地帯の計画的確保

(オ) 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備

イ 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

ウ 積雪期においては、大規模火災発生現場への消防車両の通行確保のため、平常時から関係機関と協力し道路の除雪に努めるとともに、冬期道路交通確保計画に基づき交通確保を図る。

(3) 自主防災組織の育成強化

市町村と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

(4) 消防設備士等の活用

消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

4 市町村の役割

(1) 防火思想の普及促進

ア 全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

イ 火災を早期に発見し、逃げ遅れや延焼を防止するため、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理の徹底について周知するとともに、より効果的な連動型住宅用火災警報器の積極的な活用を促進する。

(2) 火災に強いまちづくり

ア 以下により、火災に強い都市構造の形成を図るものとする。

(ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

(イ) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等による木造住宅密集市街地の解消等

(ウ) 建築物や公共施設の耐震・不燃化

(エ) 水面・緑地帯の計画的確保

(オ) 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備

(カ) 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

イ 火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

ウ 積雪期においては、大規模火災発生現場への消防車両の通行確保のため、平常時から関係機関と協力し、道路の除雪に努める。また、消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合には、火災の有無にかかわらず除雪を行う。

(3) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(4) 応援体制の強化

より多くの消防力を迅速に投入できるよう、あらかじめ応援要請の基準を定め、応援体制の強化を図る。

(5) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実に図るため、消火栓及び耐震性貯水槽の整備並びに関係機関との給水活動等についての協定の締結など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

(6) 消防団の充実強化

ア 地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所と消防団との情報交換等により協力体制を強化する。

イ 消防団員に対して、安全装備の充実や正しい着装的徹底等により、安全管理の

徹底を図る。

ウ 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(7) 要配慮者に対する配慮

ア 市町村は、要配慮者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や防火クラブ、自主防災組織等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ 市町村は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

(8) 避難場所、避難所等の指定・避難誘導

ア 避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

イ 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

ウ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

(9) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

(10) 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 防火思想の普及促進
- ・ 出火防止対策
- ・ 初期消火体制
- ・ 火災拡大防止体制

5 防災関係機関の役割

(1) 消防機関

ア 住民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。

イ 住民等に対して、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

ウ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

エ 初期消火体制の確立を図るため、防火管理者を置く事業所に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

オ 消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。

カ 木造建築物密集地域等の大規模な火災につながる危険性の高い地域の確認・指定又は再確認・見直しを行う。

キ 上記カの地域の火災防ぎょ計画を策定する。

ク 火災の発生に対して、消防力を迅速かつ的確に最大限投入し確実に消火するた

め、気象条件を勘案した出動基準を定める。

ケ 強風下において迅速かつ的確な消火活動を行うため、強風下における消火活動要領を定める。

コ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく訓練を実施する。

(2) 警察本部

ア 発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

イ 広域的な交通管理体制の整備に努める。

(3) 第九管区海上保安本部

大規模火災発生時の港湾施設及び船舶からの火災発生に備え、関係機関と協同で消火訓練を実施するなど、体制のより一層の充実を図る。

第2節 大規模火災応急対策

【関係機関】 県災害対策本部（統括調整部）、市町村、消防本部、警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊、消防庁、県民、企業・事業所

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、住民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強等の応急対策を講ずるものとする。

(2) 各主体の責務

ア 県民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

イ 消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。

ウ 消防本部は、火災が発生した場合、消防団と連携し適切な消火活動を行うとともに、関係機関に協力要請を行うほか、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

エ 緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部及び上越地域消防局。以下本節中「新潟市消防局等」という。）は、消防の広域応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

オ 県は、大規模な火災が発生した場合、被災市町村の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

(3) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

(4) 積雪期の対応

ア 県民の対応

(ア) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(イ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

イ 消防機関の対応

(ア) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

(イ) 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

(ウ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の

消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(5) 惨事ストレス対策

ア 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

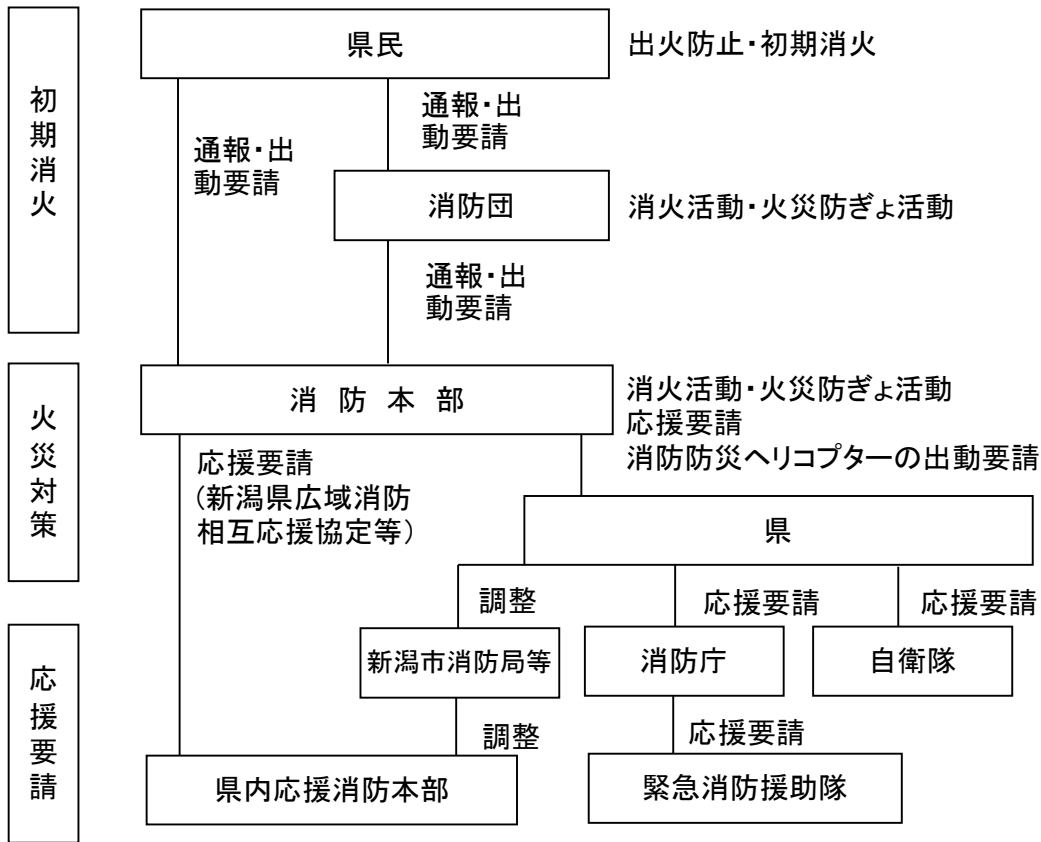
(1) 被災地から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県民	消防団・消防本部	出火・延焼の通報
消防団・消防本部	市町村、警察署	出火・延焼等被害状況、消火活動・避難情報、応援要請
市町村、消防本部	被災地外消防本部又は地域代表消防本部(大規模火災の場合) 県	出火・延焼等被害状況、消火活動・避難情報、応援要請(県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊)
県	消防庁、自衛隊	出火・延焼等被害状況、消火活動・避難情報、緊急消防援助隊要請、自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
市町村、消防団・消防本部、警察署	県民	出火・延焼等被害情報、避難・消火活動情報
被災地外消防本部又は地域代表消防本部(大規模火災の場合)	市町村・消防本部・県	県内広域消防応援部隊出動
県、警察本部	市町村・消防本部	緊急消防援助隊出動、自衛隊出動、ヘリコプター偵察情報
消防庁・自衛隊等	県	緊急消防援助隊出動 自衛隊出動

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 初期消火

実施主体	対 策	協力依頼先
県民	<p>県民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場において、出火防止、初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に火災発生を通報しなければならない。</p> <p>(1) コンロ、暖房器具等の火の元を消す。 (2) 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。 (3) 消防機関へ迅速に火災発生を通報する。</p>	消防署（所） 消防団
自主防災組織	<p>地域、職場等の自主防災組織は、自ら身の安全が確保できる範囲内で、消防機関の到着までの間、極力自力消火・救助活動を行う。</p>	消防署（所） 消防団
消防団	<p>消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。</p> <p>ア 消防団の参集 参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団へ参集し、消防資機材等を準備す</p>	消防署（所）

	<p>る。</p> <p>イ 初期消火の広報 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。</p> <p>ウ 情報の収集、伝達 現地の火災状況等を消防署所へ電話、無線等により連絡する。</p> <p>エ 消火活動 消防部隊が到着するまでの間、県民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。 消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。</p>	
--	--	--

(2) 火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	<p>市町村消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに、適切な消火活動を行う。</p> <p>ア 消防職員の招集 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。</p> <p>イ 火災情報の収集 119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等の情報を収集する。</p> <p>ウ 緊急車両等の通行路の確保 (ア) 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制を、また道路管理者に対して道路啓開を要請する。 (イ) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。</p> <p>エ 火災防ぎょ活動 (ア) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。 (イ) 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。 (ウ) 避難者収容施設、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、県民生活に</p>	<p>県警察 道路管理者</p>

	<p>直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。</p> <p>オ 消防水利の確保 消防機関は、水道事業者と連携し、予め作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図るとともに、関係機関との協定等に基づく協力要請を行う。</p>	水道事業者 協定先機関
警察本部・警察署	<p>警察本部等は、県警ヘリコプター等により被害情報を把握するとともに、緊急車両等の通行路の確保を行う。</p> <p>ア 被害情報等の把握 (ア) 県警ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関と連携し情報共有を図る。 (イ) 現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。</p> <p>イ 緊急車両等の通行路の確保 消防本部等の要請等必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行い、緊急車両等の通行路を確保する。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等の応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。</p> <p>ウ 災害現場周辺の交通規制 災害の状況により、災害現場周辺への車両の流入禁止等の交通規制を実施する。</p>	
県	<p>県は、大規模な火災が発生した場合、県警及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況、消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、市町村長等の要請に応じて消防活動等を行う。</p>	県警察
第九管区海上保安本部	<p>海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動に当たる。また、港内・湾内等で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防機関とともに速やかに消火活動を行う。</p>	消防署（所） 消防団

(3) 避難誘導活動

風水害対策編第3章第9節「住民等避難計画」に準ずる。

(4) 広域応援の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	<p>ア 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請する。</p> <p>イ 消防本部は、上記アによっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。</p> <p>ウ 消防本部は、上記ア・イの応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。</p>	隣接消防本部等 各地区代表消防本部 新潟市消防局等 県
新潟市消防局等	<p>ア 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（被災地消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。</p> <p>イ 上記アによる要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。</p> <p>ウ 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。</p>	県 県内消防本部
県	<p>ア 県は、被災地状況や被災地消防本部、新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。</p> <p>イ 県は、市町村から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。</p> <p>ウ 新潟県消防防災航空隊は上記アにおいて、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。</p> <p>エ 県は、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請す</p>	新潟市消防局等 県内消防本部 消防庁 第九管区海上保安本部 自衛隊

	<p>る。</p> <p>オ 県は、市町村の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。</p> <p>自衛隊が消火活動を実施するために必要な、空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。</p>	<p>空中消火用バケツト依頼先 長野県、群馬県、栃木県、茨城県、静岡県</p>
市町村	<p>市町村は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。</p>	県

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 消防体制の確立
- ・ 火災防ぎょ活動計画
- ・ 自主防災組織等の役割
- ・ 消防団活動計画
- ・ 応援要請
- ・ 他の防災機関の受入体制

新潟県地域防災計画 個別災害対策編
(令和5年3月修正)

編集発行 新潟県防災会議

(事務局 新潟県防災局防災企画課)

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話：025(282)1608 (直通)
